

お客様各位



この度は、アガルートアカデミーの講座をご受講いただきまして誠にありがとうございます。

以下のテキストに、改正により変更又は削除された事項及び内容の不適切な事項が一部掲載されておりましたので、
訂正の上ご利用いただきますようお願い申し上げます。
ご迷惑をおかけしますことを謹んでお詫び申し上げます。

2024合格目標 司法書士試験講座 テキスト訂正情報

目 次

2024総合講義（入門総合講義テキスト）					
民法	2	商業登記法	7	会社法	11
不動産登記法	4	民事訴訟法・民事執行法・民事保全法	10	供託法・司法書士法	12
2024演習総合講義（演習総合講義テキスト）					
民法	19	商業登記法	23	民事訴訟法・民事執行法・民事保全法	27
不動産登記法	21	会社法	26	供託法・司法書士法	28
肢別過去問集 平成元年～令和3年					
民法	34	民事訴訟法・民事執行法・民事保全法・供託法・司法		憲法・刑法	52
不動産登記法	41	書士法	51		
商業登記法	49	会社法	51		
短答過去問集					
令和4年度	52				
2024書式ひな形集					
不動産登記法	53	商業登記法	56		
記述解法マスター講座					
商業登記法	57	不動産登記法	57		
記述過去問解説講座					
商業登記法	58	不動産登記法	58		
記述・択一パーフェクト12					
第1回	63	第5回	65	第8回	67
第3回	63	第6回	66	第9回	67
第4回	64	第7回	67	第11回	68
実力確認答練					
第1回	68	第3回	76	第5回	77
第2回	76	第4回	76	第7回	77
模擬試験					
午後の部	78				

民法

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
62	上から4つ目の側注	<input checked="" type="checkbox"/> ただし、詐欺に基づく場合には取消原因(749)になる	<input checked="" type="checkbox"/> ただし、詐欺に基づく場合には取消原因(747)になる	23/5/12
62	「(キ) 適用範囲」の2行目	については、特別規定(742 I, 802 I)によって	については、特別規定(742 ①, 802 ①)によって	23/5/12
67	「3. (2) 例外」の3行目	効力は遡求しないが	効力は遡及しないが	23/8/10
89	「116条ただし書の適用が認められるケース」の図「③Dの受領を追認」の矢印の位置			23/7/10
94	「(2) 要件」の③のcf.	cf. 催告をした上で、表権代理の主張をすることもできる	cf. 催告をした上で、表見代理の主張をすることもできる	24/5/22
105	側注3行目	<input checked="" type="checkbox"/> 抵当権そのものの消滅時効の援用については、第三債務者はできるが（大判昭15.11.26）、物上保証人は不可（396）	<input checked="" type="checkbox"/> 抵当権そのものの消滅時効の援用については、第三取得者はできるが（大判昭15.11.26）、物上保証人は不可（396）	24/3/15
106	「(1) 遅及効がある(144)」の1行目～2行目	起算日に遡求する →取得時効：事項の基礎たる事実の開始時（最判昭35.7.27）	起算日に遡及する →取得時効：時効の基礎たる事実の開始時（最判昭35.7.27）	24/7/31
120	下から4行目	権利行使することができることを知った時(166 I ②)	権利行使することができることを知った時(166 I ①)	24/5/22
120	下から1行目	知った時（債権者が誰であるかを知ったことをも含む）	知った時（債務者が誰であるかを知ったことをも含む）	24/5/22
130	「2. 物権的請求権」の「(1)意義」上から11行目	められる（605の2）	められる（605の4）	23/5/12

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
137	上から 2つ目の側注	<input checked="" type="checkbox"/> 採石権は不動産登記法 3 条 9 号、82 条に規定されており登記することができる権利である。一方、水利権は登記することができない（不登 3 参照）	<input checked="" type="checkbox"/> 採石権は不動産登記法 3 条 10 号、82 条に規定されており登記することができる権利である。一方、水利権は登記することができない（不登 3 参照）	23/5/12
150	上の側注	<input checked="" type="checkbox"/> 限定承認者が死因贈与者と異なる場合、限定承認前に死因贈与に基づく所有権移転登記をしていれば、死因贈与者は、これを第三者に対抗することができる（大判昭 9.1.30）	<input checked="" type="checkbox"/> 限定承認者が死因贈与の受贈者と異なる場合、限定承認前に死因贈与に基づく所有権移転登記をしていれば、死因贈与の受贈者は、これを第三者に対抗することができる（大判昭 9.1.30）	22/7/11
185	「2. 共有者の権利」(1)の 4 行目	cf. 共有物全体を処分することはできない（251）	cf. 共有物全体を処分することはできない（251 I）	24/5/22
185	「2. 共有者の権利」(2)イの 1 行目	全員の同意が必要（251）	全員の同意が必要（251 I）	24/5/22
186	「2. 共有者の権利」(2)ウの 1 行目	持分の価格の過半数で決する（252 本文）	持分の価格の過半数で決する（252 I）	24/5/22
186	「2. 共有者の権利」(2)エの 1 行目	各共有者が単独でできる（252 ただし書）	各共有者が単独でできる（252 V）	24/5/22
186	下から12行目	958 条の 3 が 255	958 条の 2 が 255	23/7/10
211	上から 3 つ目の側注 4 行目	決（民執 174 ।本文）を	決（民執 177 ।本文）を	23/6/15
212	「(3) 占有の喪失（302）」の 上から 5 行目	理由として消滅することはない（302 本文参照）	理由として消滅することはない（302 ただし書）	23/5/12
215	「(2) 動産の担保権の順位」 の②、2 行目	ただし質権相互の関係は設定の先後（335）	ただし質権相互の関係は設定の先後（355）	23/5/12
220	上から 3 つ目の側注	<input checked="" type="checkbox"/> 譲渡禁止物 禁制品、譲渡禁止の権利 (ex. 譲渡制限特約付債権 (ただし、質権者の善惡によって影響を受ける。大判 大 13.6.12)、扶養を受ける権利)	<input checked="" type="checkbox"/> 譲渡禁止物 禁制品、扶養を受ける権利	23/8/10

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
248	判例（大判昭10.8.10, 最判昭52.10.11）の解説	抵当権者の利益を害しないと認められる特段の事情がない限り,	抵当権者の利益を害しないと認められる特段の事情がある場合には,	23/3/3
272	下から1行目	16, 392 I)	16, 392 II)	23/6/15
301	上から2つ目の側注4行目	の立証責任は債務者が負	の立証責任は債権者が負	23/6/15
345	下から4～3行目	人数に比例させた責任を負う (501 ④)	人数に比例させた責任を負う (501 Ⅲ④)	23/6/15
407	「Advance 代金増額請求」の本文末尾	る場合もある) 短 ^ア レ10-I, 司H18-1-4, H23-26-4, H25-24[予11]-ウ	る場合もある)	22/8/3
424	上から9行目	(イ) 貸借人はこれを拒むことができない (606 II)	(イ) 貸貸人が賃貸物の保存に必要な行為をしようとするときは, 貸借人は, これを拒むことができない (606 II)	23/10/10
446	下から6行目	エ 注文者についての破産手続の開始による解除, 注文者	エ 注文者についての破産手続の開始による解除, 〈改行〉注文者	23/9/14
498	「Advance 姻族関係の終了」の5行目	効果は遡 ^ア 求しない	効果は遡及しない	23/8/10
522	「(4) 任意後見」のウ	ウ 法定後見人の権限	ウ 任意後見人の権限	22/7/7
532	「(イ) 相続欠格と異なり, 相続廃除は取消しが可能 (894 I)」の1行目	取消しの効果は遡 ^ア 求し	取消しの効果は遡及し	23/8/10
534	下から5～6行目	請求することができる (958の3)	請求することができる (958の2)	23/7/10
537	上から1行目	6. 特別縁故者への相続財産の分与 (958の3)	6. 特別縁故者への相続財産の分与 (958の2)	23/7/10
539	上から10行目	審判 (958の3) などが行われ,	審判 (958の2) などが行われ,	23/7/10
569	上から11行目	特別縁故者制度 (958の3)	特別縁故者制度 (958の2)	23/7/10

不動産登記法

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
16	上から6行目	→登記をすれば, 物件の得喪・変更を第三者に主張できる	→登記をすれば, 物権の得喪・変更を第三者に主張できる	24/6/26
51	上から6行目	→登記原因証明情報を提供することを要しない (令7 III①)。	→登記原因証明情報を提供することを要しない (令7 III②)。	24/5/22

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
83	下から17行目	原因日付=被相続人の死亡の日から 13 か月の期間	原因日付=被相続人の死亡の日から 9 か月の期間	23/11/10
137	「論点」のタイトル	論点 二重資格者の相続放棄	論点 共有物不分割特約の登記の利害関係人	22/12/2
178	「(5) 登記の実行」の本文1行目	主登記で実行される	所有権が抵当権の目的である場合：主登記 所有権以外の権利（ex. 地上権）が抵当権の目的である場合： 付記登記（規3④）	23/12/15
463 464	「2. 添付情報」に追加	<p>(1) 登記識別情報 登記義務者である要役地の所有者が、所有権等の登記を取得した際に通知された登記識別情報を提供する →地役権設定登記後に要役地の所有権が移転している場合、その後の地役権抹消登記申請において提供すべき登記識別情報は、所有権移転登記の際に通知された登記識別情報である</p> <p>(2) 要役地の登記事項証明書 要役地が他の登記所の管轄に属する場合においては、地役権者が要役地の所有権の登記名義人であることを証する登記事項証明書を添付する（不登令別表37添付情報欄口） →これは、要役地とともに移転しない旨の特約（民281I但書）がある地役権の抹消登記の申請であっても、同様（昭36.4.4民甲812号）</p> <p>(3) 登記上の利害関係人の承諾証明情報等 ア 地役権抹消登記における利害関係人となる者 地役権設定登記の後に要役地になされた抵当権、差押え等の権利に関する登記又は所有権移転の仮登記の権利者 イ 地役権抹消登記における利害関係人とならない者 地役権設定登記の前に要役地になされた抵当権、差押え等の権利に関する登記又は所有権移転の仮登記の権利者（登研466号115頁） ∴ 地上権が設定される前に権利を取得した者</p>	<p>(1) 登記原因証明情報（61）</p> <p>(2) 登記識別情報 登記義務者である要役地の所有者が、所有権等の登記を取得した際に通知された登記識別情報を提供する →地役権設定登記後に要役地の所有権が移転している場合、その後の地役権抹消登記申請において提供すべき登記識別情報は、所有権移転登記の際に通知された登記識別情報である</p> <p>(3) 要役地の登記事項証明書 要役地が他の登記所の管轄に属する場合においては、地役権者が要役地の所有権の登記名義人であることを証する登記事項証明書を添付する（不登令別表37添付情報欄口） →これは、要役地とともに移転しない旨の特約（民281I但書）がある地役権の抹消登記の申請であっても、同様（昭36.4.4民甲812号）</p> <p>(4) 登記上の利害関係人の承諾証明情報等</p> <p>ア 地役権抹消登記における利害関係人となる者 地役権設定登記の後に要役地になされた抵当権、差押え等の権利に関する登記又は所有権移転の仮登記の権利者</p> <p>イ 地役権抹消登記における利害関係人とならない者 地役権設定登記の前に要役地になされた抵当権、差押え等の権利に関する登記又は所有権移転の仮登記の権利者（登研466号115頁） ∴ 地役権が設定される前に権利を取得した者</p> <p>(5) 代理権限証明情報（令7I②）</p>	23/9/14

頁	訂正箇所	誤	正	更新日				
468	「(カ) その他の特約」の本文 3~4行目	23条第1項の特約（事業用借地権）， 借地借家法第23条第2項の特約（事業用借地権） ，契約の更新がない旨の特約（定期建物	23条第1項の特約（事業用借地権），契約の更新がない旨の特約（定期建物	23/12/15				
482	表内「権利者その他の事項」 の「原因」	原因 令和何年何月何日遺産分割（、「遺贈」又は「贈与」）	原因 令和何年何月何日遺産分割（、「遺贈」又は「死因贈与」）	23/12/15				
534	「(2) 共同申請による登記」 のイのex.	<p>ex. ①抵当権の登記名義人は、その債務者の住所に変更が生じた場合、所有者に代位して、単独で債務者の表示変更の登記を申請することはできない（昭36.8.30民三717号）</p> <p>∴ 共同申請主義の趣旨に反する cf. 元本確定の登記</p> <p>ex. ②債権者代位によって、相続人全員のために相続を原因として法定相続分による所有権移転の登記がされたが、登記名義人中にすでに相続の放棄の申述をして受理された者があることが判明した場合、債権者は、相続放棄を証する情報（相続放棄申述受理証明書）を申請情報と併せて提供しても、代位によって更正登記を単独で申請することはできない（登研504号199頁）</p>	<p>ex. 抵当権の登記名義人は、その債務者の住所に変更が生じた場合、所有者に代位して、単独で債務者の表示変更の登記を申請することはできない（昭36.8.30民三717号）</p> <p>∴ 共同申請主義の趣旨に反する cf. 元本確定の登記</p>	24/1/25				
538	「3. 所有権更正登記」及び 「4. 所有権抹消登記」	<p>3. 所有権更正登記</p> <p>債権者代位による共同相続登記後、登記名義人中に相続放棄者があることが判明した場合、相続放棄申述受理証明書を添付しても、債権者代位により、所有権更正登記を債権者が単独で申請することはできない（登研504号）</p> <p>→共同申請によるべき</p> <p>4. 所有権抹消登記</p>	<p>3. 所有権抹消登記</p>	24/1/25				
539	「5. 抵当権」及び 「6. 根抵当権」	<p>5. 抵当権</p> <p>6. 根抵当権</p>	<p>4. 抵当権</p> <p>5. 根抵当権</p>	24/1/25				
632	「(2) 滞納処分による差押え の登記」の表内	<table border="1"> <tr> <td>権利者その他の事項</td> </tr> <tr> <td>原因 平成何年何月何日何税務署（又は何県何税務事務所）差押 債務者 財務省（又は何県）</td> </tr> </table>	権利者その他の事項	原因 平成何年何月何日何税務署（又は何県何税務事務所）差押 債務者 財務省（又は何県）	<table border="1"> <tr> <td>権利者その他の事項</td> </tr> <tr> <td>原因 平成何年何月何日何税務署（又は何県何税務事務所）差押 債権者 財務省（又は何県）</td> </tr> </table>	権利者その他の事項	原因 平成何年何月何日何税務署（又は何県何税務事務所）差押 債権者 財務省（又は何県）	24/2/15
権利者その他の事項								
原因 平成何年何月何日何税務署（又は何県何税務事務所）差押 債務者 財務省（又は何県）								
権利者その他の事項								
原因 平成何年何月何日何税務署（又は何県何税務事務所）差押 債権者 財務省（又は何県）								

商業登記法

頁	訂正箇所	誤			正			更新日
70	【申請書】(取得条項付株式の定めを定款に定めたとき)の「1. 添付書面」	1. 添付書面 株主全員の同意書 1通 株主の氏名又は名称、住所及び議決権数等を証する書面（株主リスト） 1通			1. 添付書面 株主全員の同意書 1通 株主総会議事録 1通 株主の氏名又は名称、住所及び議決権数等を証する書面（株主リスト） 1通			24/6/26
93	【申請書】内の上から 9 行目	24, (1) ヌ)			24, (1) 二)			23/10/10
96	【申請書】内の上から 8 行目	24, (1) ヌ)			24, (1) 二)			23/10/10
106	「募集株式の割当ての決定機関」の表の一番下の行	公開会社 譲渡制限株式	譲渡制限株式以外	代表取締役等の業務執行（会 204 I）	公開会社	譲渡制限株式以外	代表取締役等の業務執行（会 204 I）	23/10/10
			取締役会の決議（会 204 II 本文括弧書） (注)			譲渡制限株式	取締役会の決議（会 204 II 本文括弧書） (注)	
123	「募集新株予約権の募集事項の決定機関〔第三者割当〕て（注 1）」の表、決定機関の列の一番下	公開	有利発行の場合で、他機関に委任する場合	株主総会の特別決議（委任決議） + 取締役又は取締役会（募集事項の決定）	公開	有利発行の場合で、他機関に委任する場合	株主総会の特別決議（委任決議） + 取締役会（募集事項の決定）	23/11/10
138	【申請書】内の上から 4 ~ 5 行目	新株予約権の数 100 株			新株予約権の数 100 個			24/1/15
156	【申請書】(剩余金の資本組入れ) の「1. 添付書面」	1. 添付書面 株主総会議事録 1通 (注)			1. 添付書面 株主総会議事録 1通			24/7/31
164	【申請書】内の上から 3 行目～5 行目	1. 登記すべき事項 令和3年7月20日 貸借対照表に係る情報の提供を受けるために必要な事項の廃止 （注1） http://www.agaroot.jp/kessan/index.html			1. 登記すべき事項 令和3年7月20日 廃止 （注1）			23/11/10
168	【申請書】内の上から 2 行目	1. 登記すべき事項 令和3年7月20日 設定			1. 登記すべき事項 令和3年7月20日 設置			24/5/22

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
228	【申請書】(代表権の付与)の4~5行目	代表取締役 山口次郎(注) 1. 添付書面 株主総会議事録 1通	代表取締役 山口次郎(注) 1. 登録免許税 金3万円(登録税別表第1, 24, (1)カ) (ただし、資本金の額が1億円以下の会社については、金1万円) 1. 添付書面 株主総会議事録 1通	23/12/15
229	【申請書】(互選による代表取締役の解任・就任)の5~6行目	同日代表取締役 宮崎太郎解任 1. 添付書面 定款 1通	同日代表取締役 宮崎太郎解任 1. 登録免許税 金3万円(登録税別表第1, 24, (1)カ) (ただし、資本金の額が1億円以下の会社については、金1万円) 1. 添付書面 定款 1通	23/12/15
229	【申請書】(代表権の付与)の4~5行目	代表取締役 山口次郎(注) 1. 添付書面 株主総会議事録 1通	代表取締役 山口次郎(注) 1. 登録免許税 金3万円(登録税別表第1, 24, (1)カ) (ただし、資本金の額が1億円以下の会社については、金1万円) 1. 添付書面 株主総会議事録 1通	23/12/15
255	「第2. 社外取締役の選任」の【申請書】の添付書面末尾	就任承諾を証する書面 1通 委任状 1通	就任承諾を証する書面 1通 本人確認証明書 1通 委任状 1通	23/12/15
447	「(6) 登録免許税」の ii)	ii) 従たる事務所の所在地 金 9000 円(登録税別表第1, 24, (2)イ)	〈法改正により削除〉	23/12/15
456	「(6) 登録免許税」の ii)	ii) 従たる事務所の所在地 金 9000 円(登録税別表第1, 24, (2)イ)	〈法改正により削除〉	23/12/15

頁	訂正箇所	誤	正	更新日																																								
497	2. の表	<p>2. 会社又は相互会社若しくは一般社団法人等につきその支店又は従たる事務所の所在地においてする登記（登録税別表第1, 24, (4)に掲げる登記を除く）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>登記の種類</th><th>根拠</th><th>課税価格</th><th>税率</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>登録税別表第1, 24, (1)イからツまでに掲げる登記</td><td>24(2)イ</td><td>申請件数</td><td>1件につき9,000円（申請に係る登記が、(1)力に掲げる登記に該当するもののみであり、かつ、資本金の額が1億円以下の会社又は一般社団法人等の申請に係るものである場合には、6,000円）</td></tr> <tr> <td>登記の更正の登記又は登記の抹消</td><td>24(2)ロ</td><td>申請件数</td><td>1件につき6,000円</td></tr> </tbody> </table>	登記の種類	根拠	課税価格	税率	登録税別表第1, 24, (1)イからツまでに掲げる登記	24(2)イ	申請件数	1件につき9,000円（申請に係る登記が、(1)力に掲げる登記に該当するもののみであり、かつ、資本金の額が1億円以下の会社又は一般社団法人等の申請に係るものである場合には、6,000円）	登記の更正の登記又は登記の抹消	24(2)ロ	申請件数	1件につき6,000円	〈法改正により削除〉	23/12/15																												
登記の種類	根拠	課税価格	税率																																									
登録税別表第1, 24, (1)イからツまでに掲げる登記	24(2)イ	申請件数	1件につき9,000円（申請に係る登記が、(1)力に掲げる登記に該当するもののみであり、かつ、資本金の額が1億円以下の会社又は一般社団法人等の申請に係るものである場合には、6,000円）																																									
登記の更正の登記又は登記の抹消	24(2)ロ	申請件数	1件につき6,000円																																									
498	3. の表	<p>3. 外国会社又は外国相互会社につきその営業所の所在地又はその代表者の住所地においてする登記（登録税別表第1, 24, (4)に掲げる登記を除く）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>登記の種類</th><th>根拠</th><th>課税価格</th><th>税率</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>営業所の設置の登記（ロに掲げる登記を除く）</td><td>24(3)イ</td><td>営業所の数</td><td>1か所につき9万円</td></tr> <tr> <td>営業所を設置していない場合の外国会社の登記又は当該営業所を設置していない外国会社が初めて設置する一の営業所の設置の登記</td><td>24(3)ロ</td><td>申請件数</td><td>1件につき6万円</td></tr> <tr> <td>イ、ロ及びニに掲げる登記以外の登記</td><td>24(3)ハ</td><td>申請件数</td><td>1件につき9,000円</td></tr> <tr> <td>登記の更正の登記又は登記の抹消</td><td>24(3)ニ</td><td>申請件数</td><td>1件につき6,000円</td></tr> </tbody> </table>	登記の種類	根拠	課税価格	税率	営業所の設置の登記（ロに掲げる登記を除く）	24(3)イ	営業所の数	1か所につき9万円	営業所を設置していない場合の外国会社の登記又は当該営業所を設置していない外国会社が初めて設置する一の営業所の設置の登記	24(3)ロ	申請件数	1件につき6万円	イ、ロ及びニに掲げる登記以外の登記	24(3)ハ	申請件数	1件につき9,000円	登記の更正の登記又は登記の抹消	24(3)ニ	申請件数	1件につき6,000円	<p>2. 外国会社又は外国相互会社につきその営業所の所在地又はその代表者の住所地においてする登記（登録税別表第1, 24, (4)に掲げる登記を除く）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>登記の種類</th><th>根拠</th><th>課税価格</th><th>税率</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>営業所の設置の登記（ロに掲げる登記を除く）</td><td>24(2)イ</td><td>営業所の数</td><td>1か所につき9万円</td></tr> <tr> <td>営業所を設置していない場合の外国会社の登記又は当該営業所を設置していない外国会社が初めて設置する一の営業所の設置の登記</td><td>24(2)ロ</td><td>申請件数</td><td>1件につき6万円</td></tr> <tr> <td>イ、ロ及びニに掲げる登記以外の登記</td><td>24(2)ハ</td><td>申請件数</td><td>1件につき9,000円</td></tr> <tr> <td>登記の更正の登記又は登記の抹消</td><td>24(2)ニ</td><td>申請件数</td><td>1件につき6,000円</td></tr> </tbody> </table>	登記の種類	根拠	課税価格	税率	営業所の設置の登記（ロに掲げる登記を除く）	24(2)イ	営業所の数	1か所につき9万円	営業所を設置していない場合の外国会社の登記又は当該営業所を設置していない外国会社が初めて設置する一の営業所の設置の登記	24(2)ロ	申請件数	1件につき6万円	イ、ロ及びニに掲げる登記以外の登記	24(2)ハ	申請件数	1件につき9,000円	登記の更正の登記又は登記の抹消	24(2)ニ	申請件数	1件につき6,000円	23/12/15
登記の種類	根拠	課税価格	税率																																									
営業所の設置の登記（ロに掲げる登記を除く）	24(3)イ	営業所の数	1か所につき9万円																																									
営業所を設置していない場合の外国会社の登記又は当該営業所を設置していない外国会社が初めて設置する一の営業所の設置の登記	24(3)ロ	申請件数	1件につき6万円																																									
イ、ロ及びニに掲げる登記以外の登記	24(3)ハ	申請件数	1件につき9,000円																																									
登記の更正の登記又は登記の抹消	24(3)ニ	申請件数	1件につき6,000円																																									
登記の種類	根拠	課税価格	税率																																									
営業所の設置の登記（ロに掲げる登記を除く）	24(2)イ	営業所の数	1か所につき9万円																																									
営業所を設置していない場合の外国会社の登記又は当該営業所を設置していない外国会社が初めて設置する一の営業所の設置の登記	24(2)ロ	申請件数	1件につき6万円																																									
イ、ロ及びニに掲げる登記以外の登記	24(2)ハ	申請件数	1件につき9,000円																																									
登記の更正の登記又は登記の抹消	24(2)ニ	申請件数	1件につき6,000円																																									

頁	訂正箇所	誤	正	更新日																																								
498	4. の表	<p>4. 会社又は相互会社若しくは一般社団法人等につきその本店若しくは主たる事務所又は支店若しくは従たる事務所の所在地においてする清算に係る登記（外国会社又は外国相互会社につきその営業所の所在地又はその代表者の住所地においてする清算に係る登記を含む）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>登記の種類</th> <th>根拠</th> <th>課税価格</th> <th>税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>清算人又は代表清算人の登記</td> <td>24 (4) イ</td> <td>申請件数</td> <td>1 件につき 9,000 円</td> </tr> <tr> <td>清算人若しくは代表清算人の職務執行の停止若しくはその取消し若しくは変更又は清算人若しくは代表清算人の職務代行者の選任、解任若しくは変更の登記</td> <td>24 (4) ロ</td> <td>申請件数</td> <td>1 件につき 6,000 円</td> </tr> <tr> <td>清算の結了の登記</td> <td>24 (4) ハ</td> <td>申請件数</td> <td>1 件につき 2,000 円</td> </tr> <tr> <td>登記事項の変更、消滅若しくは廃止の登記（これらの登記のうち口に該当するものを除く）、登記の更正の登記又は登記の抹消</td> <td>24 (4) ニ</td> <td>申請件数</td> <td>1 件につき 6,000 円</td> </tr> </tbody> </table>	登記の種類	根拠	課税価格	税率	清算人又は代表清算人の登記	24 (4) イ	申請件数	1 件につき 9,000 円	清算人若しくは代表清算人の職務執行の停止若しくはその取消し若しくは変更又は清算人若しくは代表清算人の職務代行者の選任、解任若しくは変更の登記	24 (4) ロ	申請件数	1 件につき 6,000 円	清算の結了の登記	24 (4) ハ	申請件数	1 件につき 2,000 円	登記事項の変更、消滅若しくは廃止の登記（これらの登記のうち口に該当するものを除く）、登記の更正の登記又は登記の抹消	24 (4) ニ	申請件数	1 件につき 6,000 円	<p>3. 会社又は相互会社若しくは一般社団法人等につきその本店若しくは主たる事務所又は支店若しくは従たる事務所の所在地においてする清算に係る登記（外国会社又は外国相互会社につきその営業所の所在地又はその代表者の住所地においてする清算に係る登記を含む）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>登記の種類</th> <th>根拠</th> <th>課税価格</th> <th>税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>清算人又は代表清算人の登記</td> <td>24 (3) イ</td> <td>申請件数</td> <td>1 件につき 9,000 円</td> </tr> <tr> <td>清算人若しくは代表清算人の職務執行の停止若しくはその取消し若しくは変更又は清算人若しくは代表清算人の職務代行者の選任、解任若しくは変更の登記</td> <td>24 (3) ロ</td> <td>申請件数</td> <td>1 件につき 6,000 円</td> </tr> <tr> <td>清算の結了の登記</td> <td>24 (3) ハ</td> <td>申請件数</td> <td>1 件につき 2,000 円</td> </tr> <tr> <td>登記事項の変更、消滅若しくは廃止の登記（これらの登記のうち口に該当するものを除く）、登記の更正の登記又は登記の抹消</td> <td>24 (3) ニ</td> <td>申請件数</td> <td>1 件につき 6,000 円</td> </tr> </tbody> </table>	登記の種類	根拠	課税価格	税率	清算人又は代表清算人の登記	24 (3) イ	申請件数	1 件につき 9,000 円	清算人若しくは代表清算人の職務執行の停止若しくはその取消し若しくは変更又は清算人若しくは代表清算人の職務代行者の選任、解任若しくは変更の登記	24 (3) ロ	申請件数	1 件につき 6,000 円	清算の結了の登記	24 (3) ハ	申請件数	1 件につき 2,000 円	登記事項の変更、消滅若しくは廃止の登記（これらの登記のうち口に該当するものを除く）、登記の更正の登記又は登記の抹消	24 (3) ニ	申請件数	1 件につき 6,000 円	23/12/15
登記の種類	根拠	課税価格	税率																																									
清算人又は代表清算人の登記	24 (4) イ	申請件数	1 件につき 9,000 円																																									
清算人若しくは代表清算人の職務執行の停止若しくはその取消し若しくは変更又は清算人若しくは代表清算人の職務代行者の選任、解任若しくは変更の登記	24 (4) ロ	申請件数	1 件につき 6,000 円																																									
清算の結了の登記	24 (4) ハ	申請件数	1 件につき 2,000 円																																									
登記事項の変更、消滅若しくは廃止の登記（これらの登記のうち口に該当するものを除く）、登記の更正の登記又は登記の抹消	24 (4) ニ	申請件数	1 件につき 6,000 円																																									
登記の種類	根拠	課税価格	税率																																									
清算人又は代表清算人の登記	24 (3) イ	申請件数	1 件につき 9,000 円																																									
清算人若しくは代表清算人の職務執行の停止若しくはその取消し若しくは変更又は清算人若しくは代表清算人の職務代行者の選任、解任若しくは変更の登記	24 (3) ロ	申請件数	1 件につき 6,000 円																																									
清算の結了の登記	24 (3) ハ	申請件数	1 件につき 2,000 円																																									
登記事項の変更、消滅若しくは廃止の登記（これらの登記のうち口に該当するものを除く）、登記の更正の登記又は登記の抹消	24 (3) ニ	申請件数	1 件につき 6,000 円																																									
499	5. の表	5. 個人についての登記	4. 個人についての登記	23/12/15																																								

民事訴訟法・民事執行法・民事保全法

頁	訂正箇所	誤	正	更新日																												
27	「法定代理人と訴訟代理人の比較」の表	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">親族関係による裁判官の排斥</th> <th>なし (23 I ①②)</th> <th>× (58 I ①)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">代理権の消滅事由</td> <td>本人の死亡</td> <td>○ (28・民 111 I ①)</td> <td>× (58 I ①)</td> </tr> <tr> <td>代理人の死亡</td> <td>○ (28・民 111 ②)</td> <td>なし (23 I ①②)</td> </tr> <tr> <td>本人の後見開始</td> <td>× (28・民 111 I 参照)</td> <td>× (58 I ①)</td> </tr> </tbody> </table>	親族関係による裁判官の排斥		なし (23 I ①②)	× (58 I ①)	代理権の消滅事由	本人の死亡	○ (28・民 111 I ①)	× (58 I ①)	代理人の死亡	○ (28・民 111 ②)	なし (23 I ①②)	本人の後見開始	× (28・民 111 I 参照)	× (58 I ①)	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">親族関係による裁判官の排斥</th> <th>なし (23 I ①②)</th> <th>× (23 I ①②)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">代理権の消滅事由</td> <td>本人の死亡</td> <td>○ (28・民 111 I ①)</td> <td>× (58 I ①)</td> </tr> <tr> <td>代理人の死亡</td> <td>○ (28・民 111 ②)</td> <td>なし (58 I ①)</td> </tr> <tr> <td>本人の後見開始</td> <td>× (28・民 111 I 参照)</td> <td>× (58 I ①)</td> </tr> </tbody> </table>	親族関係による裁判官の排斥		なし (23 I ①②)	× (23 I ①②)	代理権の消滅事由	本人の死亡	○ (28・民 111 I ①)	× (58 I ①)	代理人の死亡	○ (28・民 111 ②)	なし (58 I ①)	本人の後見開始	× (28・民 111 I 参照)	× (58 I ①)	23/11/10
親族関係による裁判官の排斥		なし (23 I ①②)	× (58 I ①)																													
代理権の消滅事由	本人の死亡	○ (28・民 111 I ①)	× (58 I ①)																													
	代理人の死亡	○ (28・民 111 ②)	なし (23 I ①②)																													
	本人の後見開始	× (28・民 111 I 参照)	× (58 I ①)																													
親族関係による裁判官の排斥		なし (23 I ①②)	× (23 I ①②)																													
代理権の消滅事由	本人の死亡	○ (28・民 111 I ①)	× (58 I ①)																													
	代理人の死亡	○ (28・民 111 ②)	なし (58 I ①)																													
	本人の後見開始	× (28・民 111 I 参照)	× (58 I ①)																													

頁	訂正箇所	誤					正					更新日		
82	中断事由一覧の表	事由		訴訟の承継	承継人、新追行人	手続の中断	事由		訴訟の承継	承継人、新追行人	手続の中断	23/11/10		
		当事者の消滅	死亡	通常の場合	○	相続人	○	当事者の消滅	死亡	通常の場合	○	相続人		
				一身専属に関する訴訟	×	なし	×			一身専属に関する訴訟	×	なし	×	
				相手方当事者が唯一の相続人	○	相手方(相続人)	×			相手方当事者が唯一の相続人	○	相手方(相続人)	×	
				相続人不存在	○	相続財産の管理人 相続財産の清算人	✗			相続人不存在	○	相続財産の管理人 相続財産の清算人	○	
203	「(3) 強制執行開始後の承継」の図の一一番下	<ul style="list-style-type: none"> Yが死亡した場合 		<p>判決 (省略)</p> <p>執行文</p> <p>Xは丙・丁に対して、この債務名義により強制執行をすることができる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> Yが死亡した場合 		<p>判決 (省略)</p> <p>執行文</p> <p>Xは丙・丁に対して、この債務名義により強制執行をすることができる。</p> <p>(注2)</p>	24/2/15						
322	「(1) 仮差押解放金」の解放金のイメージの図	<p>金錢債権</p> <p>A</p> <p>仮差押え</p> <p>移行</p> <p>B (B所有)</p> <p>取戻請求権</p> <p>供託所</p>						<p>金錢債権</p> <p>A</p> <p>仮差押え</p> <p>移行</p> <p>B (B所有)</p> <p>取戻請求権</p> <p>供託所</p>						23/11/10
347	下から 2 行目	仮差押命令を発した裁判所の裁判官が、					仮差押命令を発した裁判所の裁判所書記官が、					23/11/10		

会社法

頁	訂正箇所	誤			正			更新日
89	上から 6 行目	i 議案の数の数え方 (305 VI①~④)			i 議案の数の数え方 (305 IV①~④)			24/4/17

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
182	「(5) 社債権者集会の決議の省略」の本文2段落目	この場合、裁判所の許可を受けることを要しない	この場合、裁判所の認可を受けることを要しない	24/4/17
186	図「事業の全部の譲渡・譲受け」の右側「B社」の円の下	特別決議が必要 (467 I ③) →簡易事業譲受けの場合は不要 (467 II)	特別決議が必要 (467 I ③) →簡易事業譲受けの場合は不要 (468 II)	24/7/31
209	「(i) 承認決議を要する場合」の①3行目	に先立ち、消滅株式会社等・株式交付親会社に対して	に先立ち、存続株式会社等・株式交付親会社に対して	24/1/15

供託法・司法書士法

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
16	「3. 未成年者」の下から1～2行目	また、婚姻により成年擬制を受けている未成年者についても、行為能力を有すると解されている	〈削除〉	24/6/26
94	「4. 印鑑証明書」の(1)の本文5行目	「添付」しなければならない（規26 I・II）	「添付」しなければならない（規26 I）	23/12/20
94	「(1) 原則」のアの本文2～3行目	本人が個人の場合には市区町村長作成の印鑑証明書、本人が登記された法人の場合には登記所作成の印鑑証明書になる	委任による代理人が還付請求する場合、委任状に本人の実印を押印し、本人の印鑑証明書を添付する	23/12/20
94	「(1) 原則」のイ	イ 法定代理人、支配人その他登記のある代理人、権利能力なき社団・財団の代表者・管理人、破産管財人等が還付請求する場合 代理人・代表者等の印鑑証明書を「添付」する（規26 II） 代理人・代表者等が登記された法人（印鑑提出は義務）の場合には登記所作成の印鑑証明書、それ以外（印鑑提出は権利）の場合には市区町村長又は登記所作成の印鑑証明書となる なお、権利能力なき社団・財団は登記ができないため、代表者が還付請求をする場合、印鑑証明書は市町村の発行する代表者個人の印鑑証明書で差し支えない（昭35会同決議） また、法人の破産管財人からの供託物払渡請求書に添付すべき印鑑証明書については、市区町村長又は登記所の作成したもののはずれでも差し支えない（平20.4.7民商1178号）。破産管財人の住所及び氏名又は名称は登記され、印鑑を登記所に登録することができるためである（破産257・商登121）	イ 法定代理人、支配人その他登記のある代理人、権利能力なき社団・財団の代表者・管理人、管財人等が還付請求する場合 代理人・代表者等の印鑑証明書を「添付」する（規26 II） 権利能力なき社団・財団は登記ができないため、代表者が還付請求をする場合、印鑑証明書は市町村の発行する代表者個人の印鑑証明書で差し支えない（昭35会同決議） また、法人の破産管財人からの供託物払渡請求書に添付すべき印鑑証明書については、市区町村長又は登記所の作成したもののはずれでも差し支えない（平20.4.7民商1178号）	23/12/20

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
94	「(2) 例外」のアとイ	<p>ア 払渡請求者が官公署である場合 (規 26 III①)</p> <p>イ 払渡請求者が個人である場合に、運転免許証・住民基本台帳カード・在留カードその他の官庁又は公署から交付を受けた書類その他これに類するもの（氏名、住所及び生年月日の記載があり、本人の写真が貼付されたもの）の提示により、その者が本人であることを確認することができるとき (規 26 III②)</p>	<p>ア 払渡請求者が官公署であるとき (規 26 III①)</p> <p>官公署の印鑑については証明制度がなく、また不動産登記における嘱託と同様に、官公署同士の信頼関係で手続きが進められるから</p> <p>イ 払渡請求者が個人である場合において、運転免許証、個人番号カード、在留カードその他の官公署から交付を受けた書類その他これに類するもの（氏名、住所及び生年月日の記載があり、本人の写真が貼付されたものに限る）であって、その者が本人であることを確認することができるものを提示し、かつ、その写しを添付したとき (規 26 III②)</p> <p>「その者が本人であることを確認することができる」とあることから、供託所の窓口で、運転免許証等の顔写真と実際の請求者の照合を行う。したがって、代理請求の場合は非該当となる</p>	23/12/20
95	「(2) 例外」のウ	<p>ウ 払渡請求者が印鑑を登記所に提出できる者以外の者であって、請求額が 10 万円未満である場合において、供託規則 30 条 1 項に規定する証明書（支払証明書）を添付したとき (規 26 III⑤)</p> <p>供託規則 30 条 1 項に規定する証明書（支払証明書）を所持する者については、配当手続等において担保官庁等に債権の申出をし、権利の確認を受けている等、権利者本人である蓋然性が極めて高いことが考慮され、一定の要件を満たす場合には、印鑑証明書の添付を要しない</p> <p>ただし、代理人口座への預貯金振込みの方法により払渡しを受ける場合には、払渡請求者本人の意思確認のために、原則に従って印鑑証明書の添付を要する (規 26 III④・⑤)</p>	<p>ウ 印鑑を登記所に提出することができない者が、10 万円未満の払渡請求をする場合において、支払委託による支払証明書を添付したとき (規 26 III⑤)</p> <p>支払証明書を所持する者については、配当手続等において担保官庁等に債権の申出をし、権利の確認を受けている等、権利者本人である蓋然性が極めて高いからである</p> <p>ただし、代理人口座への預貯金振込みの方法により払渡しを受ける場合には、払渡請求者本人の意思確認のために、原則に従って印鑑証明書の添付を要する (規 26 III④・⑤)</p>	23/12/20
95	「(2) 例外」のエ	<p>エ 裁判所によって選任された者がその職務として供託物の払渡しを請求する場合において、供託物払渡請求書又は委任による代理人の権限を証する書面に押された印鑑につき裁判所書記官が作成した証明書を供託物払渡請求書に添付したとき (規 26 III⑥)</p> <p>なお、裁判所書記官が作成した証明書の有効期間は、作成後 3 か月以内のものに限られる</p>	<p>エ 裁判所によって選任された者がその職務として払渡請求をする場合において、供託物払渡請求書又は委任による代理人の権限を証する書面に押された印鑑につき裁判所書記官が作成した証明書を添付したとき (規 26 III⑥)</p> <p>裁判所書記官作成の印鑑証明書を用いることができるケースであるから、市区町村長又は登記所作成の印鑑証明書を重ねて添付させる必要はない</p>	23/12/20

頁	訂正箇所	誤				正				更新日		
97	表「還付請求手続の提示又は添付書面まとめ」の「印鑑証明書」の行以下	印鑑証明書 (規 26)	原則	「添付」	作成後 3ヶ月 以内	印鑑証明書 (規 26)	原則	「添付」	作成後 3ヶ月 以内	24/7/31		
			例外 (規 26 III)	次の場合、不要 ①払渡請求者が官公署である場合 ②払渡請求者が個人である場合に、運転免許証・住民基本台帳カード・在留カード等の顔写真付きの身分証明書の提示により、その者が本人であることを確認することができるとき ③払渡請求者が印鑑を登記所に提出できる者以外の者である場合に、規則 30 条 1 項に規定する証明書を添付したとき(請求額が 10 万円未満である場合に限る)(注 2) ④「簡易確認手続」による場合			例外 (規 26 III)	次の場合、不要 ①官公署による請求 ②運転免許証等の提示 ③一般人が支払証明書を添付して 10 万円未満の請求 ④裁判所書記官の証明書 ⑤簡易確認手続				
			代表者の資格 証明書 (規 14 I II III)	登記された法人 (注 3)	〈提示〉		代表者の資格 証明書 (規 14 I II III)	登記された法人 (注 2)	〈提示〉	作成後 3ヶ月 以内	作成後 3ヶ月 以内	
				登記されていない法人	「添付」			登記されていない法人	「添付」			
				権利能力なき 社団・財団	「添付」 +定款又は寄附行為の「添付」			権利能力なき 社団・財団	「添付」 +定款又は寄附行為の「添付」			
		代理権限証書 (規 14 IV)	登記された代理人 (ex. 支配人) (注 3)	〈提示〉	作成後 3ヶ月 以内 (注 4)	代理権限証書 (規 14 IV)	登記された代理人 (ex. 支配人) (注 2)	〈提示〉	作成後 3ヶ月 以内 (注 3)	作成後 3ヶ月 以内 (注 3)		
			登記されていない代理人	「添付」			登記されていない代理人	「添付」				
		(注 1) 反対給付の履行が供託物払渡しの条件となっている場合のみ (注 2) 代理人口座への預貯金振込みの方法により払渡しを受ける場合には、払渡請求者本人の意思確認のために、原則に従って印鑑証明書の添付を要する (注 3) 簡易確認手続が可能な場合あり (注 4) 官公署の作成に係るものでない場合には、期間制限なし										
104	「3. 印鑑証明書」の(1)の本文	供託物の払渡しを請求する者は、 その請求が供託物払渡請求書に記載された者の真正な意思に基づく請求であることを証するため に、供託物払渡請求書又は委任による代理人の権限を証する書面に押された印鑑につき市町村長又は登記所の作成した印鑑証明書を供託物払渡請求書に「添付」しなければならない(規 26 I・II)				供託物の払渡しを請求する者は、供託物払渡請求書又は委任による代理人の権限を証する書面に押された印鑑につき市町村長又は登記所の作成した印鑑証明書を供託物払渡請求書に「添付」しなければならない(規 26 I)。この点は、還付請求の場合と同様である				23/12/20		
104	「(1) 原則」のア	ア 本人、委任による代理人が 還付 請求する場合				ア 本人、委任による代理人が 取戻 請求する場合				24/1/15		

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
104	「(1) 原則」のアの本文	本人の印鑑証明書を「添付」する（規 26 I） 本人が個人の場合には市区町村長作成の印鑑証明書、本人が登記された法人の場合には登記所作成の印鑑証明書になる	本人の印鑑証明書を「添付」する（規 26 I）。この点は、還付請求の場合と同様である	23/12/20
104	「(1) 原則」のイ	イ 法定代理人、支配人その他登記のある代理人、権利能力なき社団・財団の代表者・管理人、破産管財人等が還付請求する場合 代理人・代表者等の印鑑証明書を「添付」する（規 26 II） 代理人・代表者等が登記された法人（印鑑提出は義務）の場合は登記所作成の印鑑証明書、それ以外（印鑑提出は権利）の場合は市区町村長又は登記所作成の印鑑証明書となる なお、権利能力なき社団・財団は登記ができないため、代表者が還付請求をする場合、印鑑証明書は市町村の発行する代表者個人の印鑑証明書で差し支えない（昭 35 会同決議）	イ 法定代理人、支配人その他登記のある代理人、権利能力なき社団・財団の代表者・管理人、管財人等が取戻請求する場合 代理人・代表者等の印鑑証明書を「添付」する（規 26 II）。この点は、還付請求の場合と同様である	24/1/15
104	上から 2 つ目の側注	<input checked="" type="checkbox"/> ア、イ、ウ、力について は、還付請求手続と共通である	〈削除〉	23/12/20
104	「(2) 例外」のアとイ	ア 払渡請求者が官公署である場合（規 26 III①） イ 払渡請求者が個人である場合に、運転免許証・住民基本台帳カード・在留カードその他の官庁又は公署から交付を受けた書類その他これに類するもの（氏名、住所及び生年月日の記載があり、本人の写真が貼付されたもの）の提示により、その者が本人であることを確認することができるとき（規 26 III②）	ア 払渡請求者が官公署であるとき（規 26 III①） この点は、還付請求と同様である イ 払渡請求者が個人である場合において、運転免許証、個人番号カード、在留カードその他の官公署から交付を受けた書類その他これに類するもの（氏名、住所及び生年月日の記載があり、本人の写真が貼付されたものに限る）であって、その者が本人であることを確認することができるものを提示し、かつ、その写しを添付したとき（規 26 III②） この点は、還付請求と同様である	23/12/20
104～105	「(2) 例外」のウ	ウ 払渡請求者が印鑑を登記所に提出できる者以外の者であって、請求額が 10 万円未満である場合において、供託規則 30 条 1 項に規定する証明書（支払証明書）を添付したとき（規 26 III⑤） 供託規則 30 条 1 項に規定する証明書（支払証明書）を所持する者については、配当手続等において担保官庁等に債権の申出をし、権利の確認を受けている等、権利者本人である蓋然性が極めて高いことが考慮され、一定の要件を満たす場合には、印鑑証明書の添付を要しない ただし、代理人口座への預貯金振込みの方法により払渡しを受ける場合には、払渡請求者本人の意思確認のために、原則に従って印鑑証明書の添付を要する（規 26 III④・⑤）	ウ 裁判所によって選任された者がその職務として払渡請求をする場合において、供託物払渡請求書又は委任による代理人の権限を証する書面に押された印鑑につき裁判所書記官が作成した証明書を添付したとき（規 26 III⑥） この点は、還付請求と同様である	23/12/20

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
105	「(2) 例外」のエ	<p>エ 委任による代理人によって供託した際に供託官に提示した「代理権限証書」を供託物払渡請求書に添付し、当該「代理権限証書」に押した印鑑と同一の印鑑を押したものと供託物払渡請求書に添付したとき（規 26 III③）</p> <p>供託申請の際に提出した代理権限証書に押された印鑑と、取戻請求書又はそれに添付する代理権限証書に押された印鑑が同じであるときは、供託申請の際に提出した代理権限証書を取戻請求書に添付すれば、印鑑証明書の添付を要さない</p>	<p>エ 委任による代理人によってした供託について取戻請求をする場合において、供託申請時の委任状に押した印鑑と同一の印鑑を、請求者が払渡請求書又は取戻請求の委任状に押し、供託申請時の委任状を添付したとき（規 26 III③）</p> <p>取戻請求においては供託者と請求者が同一となることから、その観点で同一性を確認できれば十分だからである</p>	23/12/20
105	「(2) 例外」のオの 1～2 段落目	<p>オ 法令の規定に基づき印鑑を登記所に提出することができる者以外の者が供託物の取戻しを請求する場合において、官庁又は公署から交付を受けた供託の原因が消滅したことを証する書面を供託物払渡請求書に添付したとき（規 26 III④）</p> <p>「自然人」については、取戻請求にあたって官庁又は公署から交付を受けた、供託原因の消滅を証する書面の添付があれば、印鑑証明書の添付を要さない</p>	<p>オ 印鑑を登記所に提出することができない者が取戻請求をする場合において、官公署から交付を受けた供託原因消滅証明書を添付したとき（規 26 III④）</p>	23/12/20
105	「(2) 例外」のカの本文 2 段落目	なお、法務大臣に指定された法務局（東京、大阪、名古屋の各法務局の本局）については、この手続を利用するに組織上の無理があるため、簡易確認手続が認められない	この点は、還付請求の場合と同様である	23/12/20

頁	訂正箇所	誤				正				更新日
107	表「取戻請求手続の提示又は添付書面まとめ」の「印鑑証明書」の行以下	印鑑証明書 (規 26)	原則	「添付」	作成後 3ヶ月 以内	印鑑証明書 (規 26)	原則	「添付」	作成後 3ヶ月 以内	24/7/31
			例外 (規 26 III)	<p>次の場合、不要</p> <p>ア 払渡請求者が官公署である場合</p> <p>イ 払渡請求者が個人である場合に、運転免許証・住民基本台帳カード・在留カード等の顔写真付きの身分証明書の提示により、その者が本人であることを確認することができるとき</p> <p>ウ 払渡請求者が印鑑を登記所に提出できる者以外の者である場合に、規則30条1項に規定する証明書を添付したとき（請求額が10万円未満である場合に限る）(注2)</p> <p>エ 委任による代理人によって供託した際に供託官に提示した「代理権限証書」を供託物払渡請求書に添付し、当該「代理権限証書」に押した印鑑と同一の印鑑を押したものと供託物払渡請求書に添付したとき</p> <p>オ 法令の規定に基づき印鑑を登記所に提出することができる者以外の者が供託物の取戻しを請求する場合において、官庁又は公署から交付を受けた供託の原因が消滅したことを証する書面を供託物払渡請求書に添付したとき(注2)</p> <p>カ 「簡易確認手続」による場合</p>			①官公署による請求	作成後 3ヶ月 以内		
			代表者の資格証明書 (規 14 I II III)	登記された法人 (注3) 登記されていない法人 権利能力なき社団・財団		登記された法人 (注2) 登記されていない法人 権利能力なき社団・財団	〈提示〉 「添付」 「添付」 +定款又は寄附行為の「添付」	作成後 3ヶ月 以内	(注1) 供託不受諾を理由として供託者が取戻請求をするとき等がこれにあたる (注2) 簡易確認手続が可能な場合あり (注3) 官公署の作成に係るものでない場合には、期間制限なし	
			代理権限証書 (規 14 IV)	登記された代理人 (ex. 支配人) (注3) 登記されていない代理人		登記された代理人 (ex. 支配人) (注2) 登記されていない代理人	〈提示〉 「添付」	作成後 3ヶ月 以内 (注4)		

(注1) 供託不受諾を理由として供託者が取戻請求をするとき等がこれにあたる
 (注2) 代理人口座への預貯金振込みの方法により払渡しを受ける場合には、払渡請求者本人の意思確認のために、原則に従って印鑑証明書の添付を要する
 (注3) 簡易確認手続が可能な場合あり
 (注4) 官公署の作成に係るものでない場合には、期間制限なし

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
108	表内「印鑑証明書」の「有効期限」	なし	作成後3ヶ月以内	23/12/20
153	「1. 仮処分解放金の供託」の本文4行目	の取消しを得るために債権者が供託すべき金銭の額を	の取消しを得るために債務者が供託すべき金銭の額を	24/7/31
196	「2. 欠格事由」の表下の注書き4行目	(注3) 列挙されていない弁護士,	(注2) 列挙されていない弁護士,	24/7/31

民法

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
49	「3. (2) 例外」の3行目	効力は遡求しないが	効力は遡及しないが	23/8/10
69	「116条ただし書の適用が認められるケース」の図「③Dの受領を追認」の矢印の位置			23/7/10
74	「(2) 要件」の③のcf.	cf. 催告をした上で、表権代理の主張をすることもできる	cf. 催告をした上で、表見代理の主張をすることもできる	24/5/22
85	側注3行目	<input checked="" type="checkbox"/> 抵当権そのものの消滅 時効の援用については、第三債務者はできるが（大判昭15.11.26），物上保証人は不可（396）	<input checked="" type="checkbox"/> 抵当権そのものの消滅 時効の援用については、第三取得者はできるが（大判昭15.11.26），物上保証人は不可（396）	24/3/15
86	「(1) 選及効がある(144)」の1行目～2行目	起算日に遡求する →取得時効：事項の基礎たる事実の開始時（最判昭35.7.27）	起算日に遡及する →取得時効：時効の基礎たる事実の開始時（最判昭35.7.27）	24/7/31
100	下から4行目	権利行使することができることを知った時（166 I ②）	権利行使することができることを知った時（166 I ①）	24/5/22
100	下から1行目	知った時（債権者が誰であるかを知ったことをも含む）	知った時（債務者が誰であるかを知ったことをも含む）	24/5/22
165	「2. 共有者の権利」(1)の4行目	cf. 共有物全体を処分することはできない（251）	cf. 共有物全体を処分することはできない（251 I）	24/5/22
195	上から3つ目の側注4行目	決（民執174 本文）を	決（民執177 本文）を	23/6/15

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
204	上から 3つ目の側注	<input checked="" type="checkbox"/> 謲渡禁止物 禁制品, 謲渡禁止の権利 (ex. 謲渡制限特約付債権 (ただし, 質権者の善惡によって影響を受ける。大判 大 13.6.12), 扶養を受ける 権利)	<input checked="" type="checkbox"/> 謲渡禁止物 禁制品, 扶養を受ける権 利	23/8/10
255	下から 1 行目	16, 392 I)	16, 392 II)	23/6/15
283	上から 2つ目の側注 4行目	の立証責任は債務者が負	の立証責任は債権者が負	23/6/15
327	(4)ウの本文 1 ~ 2 行目	人数に比例させた責任を負う (501 ④)	人数に比例させた責任を負う (501 III④)	23/6/15
403	上から 9 行目	(イ) 貸借人はこれを拒むことができない (606 II)	(イ) 貸貸人が貸貨物の保存に必要な行為をしようとするとき は, 貸借人は, これを拒むことができない (606 II)	23/10/10
425	下から 6 行目	エ 注文者についての破産手続の開始による解除, 注文者	エ 注文者についての破産手続の開始による解除, 〈改行〉 注文者	23/9/14
476	「Advance 姻族関係の終了」の 5 行目	効果は遡求しない	効果は遡及しない	23/8/10
510	「(イ) 相続欠格と異なり, 相 続廃除は取消しが可能 (894 I)」の 1 行目	取消しの効果は遡求し	取消しの効果は遡及し	23/8/10

不動産登記法

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
16	下から13行目	→登記をすれば、物 件 の得喪・変更を第三者に主張できる	→登記をすれば、物 権 の得喪・変更を第三者に主張できる	24/6/26
53	上から7行目	→登記原因証明情報を提供することを要しない（令7Ⅲ①）。	→登記原因証明情報を提供することを要しない（令7Ⅲ②）。	24/5/22
76	左の注釈の重なり	<p><input checked="" type="checkbox"/> この場合は、積極財産のみを放棄したとみるべきであり、相続放棄ではないので、別途相続放棄申述受理を証する情報の提供は不要</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 遺産管理権の譲り受けに際しての家事審判事件において、財産の管理に必要があるときに選任される財産の管理人（家事事件手続200Ⅰ）→権限は不在者財産管理人と同じ（売却には、家庭裁判所の許可が必要=家事事件手続200Ⅲ・民28）</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> この場合は、積極財産のみを放棄したとみるべきであり、相続放棄ではないので、別途相続放棄申述受理を証する情報の提供は不要</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 遺産管理者=遺産分割に関する処分についての家事審判事件において、財産の管理に必要があるときに選任される財産の管理人（家事事件手続200Ⅰ）→権限は不在者財産管理人と同じ（売却には、家庭裁判所の許可が必要=家事事件手続200Ⅲ・民28）</p>	23/11/10
89	下から11行目	原因日付=被相続人の死亡の日から 13 か月の期間	原因日付=被相続人の死亡の日から 9 か月の期間	23/11/10
186	「(5) 登記の実行」の本文1行目	主登記で実行される	<p>所有権が抵当権の目的である場合：主登記</p> <p>所有権以外の権利（ex. 地上権）が抵当権の目的である場合：付記登記（規3④）</p>	23/12/15
473	下から5行目	∴ 地上権が設定される前に	∴ 地役権が設定される前に	23/9/14
476	「(カ) その他の特約」の本文3~4行目	23条第1項の特約（事業用借地権）、 借地借家法第23条第2項の特約（事業用借地権） 、契約の更新がない旨の特約（定期建物	23条第1項の特約（事業用借地権）、契約の更新がない旨の特約（定期建物	23/12/15
494	表内「権利者その他の事項」の「原因」	原因 令和何年何月何日遺産分割（、「遺贈」又は「贈与」）	原因 令和何年何月何日遺産分割（、「遺贈」又は「死因贈与」）	23/12/15

頁	訂正箇所	誤	正	更新日				
545	「(2) 共同申請による登記」のイのex.	<p>ex. ①抵当権の登記名義人は、その債務者の住所に変更が生じた場合、所有者に代位して、単独で債務者の表示変更の登記を申請することはできない（昭 36.8.30 民三 717 号） ∵ 共同申請主義の趣旨に反する cf. 元本確定の登記</p> <p>ex. ②債権者代位によって、相続人全員のために相続を原因として法定相続分による所有権移転の登記がされたが、登記名義人中にすでに相続の放棄の申述をして受理された者があることが判明した場合、債権者は、相続放棄を証する情報（相続放棄申述受理証明書）を申請情報と併せて提供しても、代位によって更正登記を単独で申請することはできない（登研 504 号 199 頁）</p>	<p>ex. 抵当権の登記名義人は、その債務者の住所に変更が生じた場合、所有者に代位して、単独で債務者の表示変更の登記を申請することはできない（昭 36.8.30 民三 717 号） ∵ 共同申請主義の趣旨に反する cf. 元本確定の登記</p>	24/1/25				
550	「3. 所有権更正登記」及び「4. 所有権抹消登記」	<p>3. 所有権更正登記 債権者代位による共同相続登記後、登記名義人中に相続放棄者があることが判明した場合、相続放棄申述受理証明書を添付しても、債権者代位により、所有権更正登記を債権者が単独で申請することはできない（登研 504 号） →共同申請によるべき</p> <p>4. 所有権抹消登記</p>	<p>3. 所有権抹消登記</p>	24/1/25				
551	「5. 抵当権」及び「6. 根抵当権」	<p>5. 抵当権 6. 根抵当権</p>	<p>4. 抵当権 5. 根抵当権</p>	24/1/25				
655	「(2) 滞納処分による差押えの登記」の表内	<table border="1"> <tr> <td>権利者その他の事項</td> </tr> <tr> <td>原因 平成何年何月何日何税務署（又は何県何税務事務所）差押 債務者 財務省（又は何県）</td> </tr> </table>	権利者その他の事項	原因 平成何年何月何日何税務署（又は何県何税務事務所）差押 債務者 財務省（又は何県）	<table border="1"> <tr> <td>権利者その他の事項</td> </tr> <tr> <td>原因 平成何年何月何日何税務署（又は何県何税務事務所）差押 債権者 財務省（又は何県）</td> </tr> </table>	権利者その他の事項	原因 平成何年何月何日何税務署（又は何県何税務事務所）差押 債権者 財務省（又は何県）	24/2/15
権利者その他の事項								
原因 平成何年何月何日何税務署（又は何県何税務事務所）差押 債務者 財務省（又は何県）								
権利者その他の事項								
原因 平成何年何月何日何税務署（又は何県何税務事務所）差押 債権者 財務省（又は何県）								

商業登記法

頁	訂正箇所	誤			正			更新日
70	【申請書】(取得条項付株式の定めを定款に定めたとき)の「1. 添付書面」	1. 添付書面 株主全員の同意書 1通 株主の氏名又は名称、住所及び議決権数等を証する書面（株主リスト） 1通			1. 添付書面 株主全員の同意書 1通 株主総会議事録 1通 株主の氏名又は名称、住所及び議決権数等を証する書面（株主リスト） 1通			24/6/26
93	【申請書】内の上から 9 行目	24, (1) ヌ)			24, (1) 二)			23/10/10
96	【申請書】内の上から 8 行目	24, (1) ヌ)			24, (1) 二)			23/10/10
106	「募集株式の割当ての決定機関」の表の一番下の行	公開会社 譲渡制限株式	譲渡制限株式以外	代表取締役等の業務執行（会 204 I）	公開会社	譲渡制限株式以外	代表取締役等の業務執行（会 204 I）	23/10/10
			取締役会の決議（会 204 II 本文括弧書） (注)			譲渡制限株式	取締役会の決議（会 204 II 本文括弧書） (注)	
123	「募集新株予約権の募集事項の決定機関〔第三者割当〕て（注 1）」の表、決定機関の列の一番下	公開	有利発行の場合で、他機関に委任する場合	株主総会の特別決議（委任決議） + 取締役又は取締役会（募集事項の決定）	公開	有利発行の場合で、他機関に委任する場合	株主総会の特別決議（委任決議） + 取締役会（募集事項の決定）	23/11/10
138	【申請書】内の上から 4 ~ 5 行目	新株予約権の数 100 株			新株予約権の数 100 個			24/1/15
156	【申請書】(剩余金の資本組入れ) の「1. 添付書面」	1. 添付書面 株主総会議事録 1通 (注)			1. 添付書面 株主総会議事録 1通			24/7/31
164	【申請書】内の上から 3 行目～5 行目	1. 登記すべき事項 令和3年7月20日 貸借対照表に係る情報の提供を受けるために必要な事項の廃止 （注1） http://www.agaroot.jp/kessan/index.html			1. 登記すべき事項 令和3年7月20日 廃止 （注1）			23/11/10
168	【申請書】内の上から 2 行目	1. 登記すべき事項 令和3年7月20日 設定			1. 登記すべき事項 令和3年7月20日 設置			24/5/22

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
228	【申請書】(代表権の付与)の4~5行目	代表取締役 山口次郎(注) 1. 添付書面 株主総会議事録 1通	代表取締役 山口次郎(注) 1. 登録免許税 金3万円(登録税別表第1, 24, (1)カ) (ただし、資本金の額が1億円以下の会社については、金1万円) 1. 添付書面 株主総会議事録 1通	23/12/15
229	【申請書】(互選による代表取締役の解任・就任)の5~6行目	同日代表取締役 宮崎太郎解任 1. 添付書面 定款 1通	同日代表取締役 宮崎太郎解任 1. 登録免許税 金3万円(登録税別表第1, 24, (1)カ) (ただし、資本金の額が1億円以下の会社については、金1万円) 1. 添付書面 定款 1通	23/12/15
229	【申請書】(代表権の付与)の4~5行目	代表取締役 山口次郎(注) 1. 添付書面 株主総会議事録 1通	代表取締役 山口次郎(注) 1. 登録免許税 金3万円(登録税別表第1, 24, (1)カ) (ただし、資本金の額が1億円以下の会社については、金1万円) 1. 添付書面 株主総会議事録 1通	23/12/15
255	「第2. 社外取締役の選任」の【申請書】の添付書面末尾	就任承諾を証する書面 1通 委任状 1通	就任承諾を証する書面 1通 本人確認証明書 1通 委任状 1通	23/12/15
447	「(6) 登録免許税」の ii)	ii) 従たる事務所の所在地 金 9000 円(登録税別表第1, 24, (2)イ)	〈法改正により削除〉	23/12/15
456	「(6) 登録免許税」の ii)	ii) 従たる事務所の所在地 金 9000 円(登録税別表第1, 24, (2)イ)	〈法改正により削除〉	23/12/15

頁	訂正箇所	誤	正	更新日																																								
497	2. の表	<p>2. 会社又は相互会社若しくは一般社団法人等につきその支店又は従たる事務所の所在地においてする登記（登録税別表第1, 24, (4)に掲げる登記を除く）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>登記の種類</th><th>根拠</th><th>課税価格</th><th>税率</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>登録税別表第1, 24, (1)イからツまでに掲げる登記</td><td>24(2)イ</td><td>申請件数</td><td>1件につき9,000円（申請に係る登記が、(1)に掲げる登記に該当するもののみであり、かつ、資本金の額が1億円以下の会社又は一般社団法人等の申請に係るものである場合には、6,000円）</td></tr> <tr> <td>登記の更正の登記又は登記の抹消</td><td>24(2)ロ</td><td>申請件数</td><td>1件につき6,000円</td></tr> </tbody> </table>	登記の種類	根拠	課税価格	税率	登録税別表第1, 24, (1)イからツまでに掲げる登記	24(2)イ	申請件数	1件につき9,000円（申請に係る登記が、(1)に掲げる登記に該当するもののみであり、かつ、資本金の額が1億円以下の会社又は一般社団法人等の申請に係るものである場合には、6,000円）	登記の更正の登記又は登記の抹消	24(2)ロ	申請件数	1件につき6,000円	〈法改正により削除〉	23/12/15																												
登記の種類	根拠	課税価格	税率																																									
登録税別表第1, 24, (1)イからツまでに掲げる登記	24(2)イ	申請件数	1件につき9,000円（申請に係る登記が、(1)に掲げる登記に該当するもののみであり、かつ、資本金の額が1億円以下の会社又は一般社団法人等の申請に係るものである場合には、6,000円）																																									
登記の更正の登記又は登記の抹消	24(2)ロ	申請件数	1件につき6,000円																																									
498	3. の表	<p>3. 外国会社又は外国相互会社につきその営業所の所在地又はその代表者の住所地においてする登記（登録税別表第1, 24, (4)に掲げる登記を除く）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>登記の種類</th><th>根拠</th><th>課税価格</th><th>税率</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>営業所の設置の登記（口に掲げる登記を除く）</td><td>24(3)イ</td><td>営業所の数</td><td>1か所につき9万円</td></tr> <tr> <td>営業所を設置していない場合の外国会社の登記又は当該営業所を設置していない外国会社が初めて設置する一の営業所の設置の登記</td><td>24(3)ロ</td><td>申請件数</td><td>1件につき6万円</td></tr> <tr> <td>イ、ロ及びニに掲げる登記以外の登記</td><td>24(3)ハ</td><td>申請件数</td><td>1件につき9,000円</td></tr> <tr> <td>登記の更正の登記又は登記の抹消</td><td>24(3)ニ</td><td>申請件数</td><td>1件につき6,000円</td></tr> </tbody> </table>	登記の種類	根拠	課税価格	税率	営業所の設置の登記（口に掲げる登記を除く）	24(3)イ	営業所の数	1か所につき9万円	営業所を設置していない場合の外国会社の登記又は当該営業所を設置していない外国会社が初めて設置する一の営業所の設置の登記	24(3)ロ	申請件数	1件につき6万円	イ、ロ及びニに掲げる登記以外の登記	24(3)ハ	申請件数	1件につき9,000円	登記の更正の登記又は登記の抹消	24(3)ニ	申請件数	1件につき6,000円	<p>2. 外国会社又は外国相互会社につきその営業所の所在地又はその代表者の住所地においてする登記（登録税別表第1, 24, (4)に掲げる登記を除く）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>登記の種類</th><th>根拠</th><th>課税価格</th><th>税率</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>営業所の設置の登記（口に掲げる登記を除く）</td><td>24(2)イ</td><td>営業所の数</td><td>1か所につき9万円</td></tr> <tr> <td>営業所を設置していない場合の外国会社の登記又は当該営業所を設置していない外国会社が初めて設置する一の営業所の設置の登記</td><td>24(2)ロ</td><td>申請件数</td><td>1件につき6万円</td></tr> <tr> <td>イ、ロ及びニに掲げる登記以外の登記</td><td>24(2)ハ</td><td>申請件数</td><td>1件につき9,000円</td></tr> <tr> <td>登記の更正の登記又は登記の抹消</td><td>24(2)ニ</td><td>申請件数</td><td>1件につき6,000円</td></tr> </tbody> </table>	登記の種類	根拠	課税価格	税率	営業所の設置の登記（口に掲げる登記を除く）	24(2)イ	営業所の数	1か所につき9万円	営業所を設置していない場合の外国会社の登記又は当該営業所を設置していない外国会社が初めて設置する一の営業所の設置の登記	24(2)ロ	申請件数	1件につき6万円	イ、ロ及びニに掲げる登記以外の登記	24(2)ハ	申請件数	1件につき9,000円	登記の更正の登記又は登記の抹消	24(2)ニ	申請件数	1件につき6,000円	23/12/15
登記の種類	根拠	課税価格	税率																																									
営業所の設置の登記（口に掲げる登記を除く）	24(3)イ	営業所の数	1か所につき9万円																																									
営業所を設置していない場合の外国会社の登記又は当該営業所を設置していない外国会社が初めて設置する一の営業所の設置の登記	24(3)ロ	申請件数	1件につき6万円																																									
イ、ロ及びニに掲げる登記以外の登記	24(3)ハ	申請件数	1件につき9,000円																																									
登記の更正の登記又は登記の抹消	24(3)ニ	申請件数	1件につき6,000円																																									
登記の種類	根拠	課税価格	税率																																									
営業所の設置の登記（口に掲げる登記を除く）	24(2)イ	営業所の数	1か所につき9万円																																									
営業所を設置していない場合の外国会社の登記又は当該営業所を設置していない外国会社が初めて設置する一の営業所の設置の登記	24(2)ロ	申請件数	1件につき6万円																																									
イ、ロ及びニに掲げる登記以外の登記	24(2)ハ	申請件数	1件につき9,000円																																									
登記の更正の登記又は登記の抹消	24(2)ニ	申請件数	1件につき6,000円																																									

頁	訂正箇所	誤	正	更新日																																								
498	4. の表	<p>4. 会社又は相互会社若しくは一般社団法人等につきその本店若しくは主たる事務所又は支店若しくは従たる事務所の所在地においてする清算に係る登記（外国会社又は外国相互会社につきその営業所の所在地又はその代表者の住所地においてする清算に係る登記を含む）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>登記の種類</th> <th>根拠</th> <th>課税価格</th> <th>税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>清算人又は代表清算人の登記</td> <td>24 (4) イ</td> <td>申請件数</td> <td>1 件につき 9,000 円</td> </tr> <tr> <td>清算人若しくは代表清算人の職務執行の停止若しくはその取消し若しくは変更又は清算人若しくは代表清算人の職務代行者の選任、解任若しくは変更の登記</td> <td>24 (4) ロ</td> <td>申請件数</td> <td>1 件につき 6,000 円</td> </tr> <tr> <td>清算の結了の登記</td> <td>24 (4) ハ</td> <td>申請件数</td> <td>1 件につき 2,000 円</td> </tr> <tr> <td>登記事項の変更、消滅若しくは廃止の登記（これらの登記のうち口に該当するものを除く）、登記の更正の登記又は登記の抹消</td> <td>24 (4) ニ</td> <td>申請件数</td> <td>1 件につき 6,000 円</td> </tr> </tbody> </table>	登記の種類	根拠	課税価格	税率	清算人又は代表清算人の登記	24 (4) イ	申請件数	1 件につき 9,000 円	清算人若しくは代表清算人の職務執行の停止若しくはその取消し若しくは変更又は清算人若しくは代表清算人の職務代行者の選任、解任若しくは変更の登記	24 (4) ロ	申請件数	1 件につき 6,000 円	清算の結了の登記	24 (4) ハ	申請件数	1 件につき 2,000 円	登記事項の変更、消滅若しくは廃止の登記（これらの登記のうち口に該当するものを除く）、登記の更正の登記又は登記の抹消	24 (4) ニ	申請件数	1 件につき 6,000 円	<p>3. 会社又は相互会社若しくは一般社団法人等につきその本店若しくは主たる事務所又は支店若しくは従たる事務所の所在地においてする清算に係る登記（外国会社又は外国相互会社につきその営業所の所在地又はその代表者の住所地においてする清算に係る登記を含む）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>登記の種類</th> <th>根拠</th> <th>課税価格</th> <th>税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>清算人又は代表清算人の登記</td> <td>24 (3) イ</td> <td>申請件数</td> <td>1 件につき 9,000 円</td> </tr> <tr> <td>清算人若しくは代表清算人の職務執行の停止若しくはその取消し若しくは変更又は清算人若しくは代表清算人の職務代行者の選任、解任若しくは変更の登記</td> <td>24 (3) ロ</td> <td>申請件数</td> <td>1 件につき 6,000 円</td> </tr> <tr> <td>清算の結了の登記</td> <td>24 (3) ハ</td> <td>申請件数</td> <td>1 件につき 2,000 円</td> </tr> <tr> <td>登記事項の変更、消滅若しくは廃止の登記（これらの登記のうち口に該当するものを除く）、登記の更正の登記又は登記の抹消</td> <td>24 (3) ニ</td> <td>申請件数</td> <td>1 件につき 6,000 円</td> </tr> </tbody> </table>	登記の種類	根拠	課税価格	税率	清算人又は代表清算人の登記	24 (3) イ	申請件数	1 件につき 9,000 円	清算人若しくは代表清算人の職務執行の停止若しくはその取消し若しくは変更又は清算人若しくは代表清算人の職務代行者の選任、解任若しくは変更の登記	24 (3) ロ	申請件数	1 件につき 6,000 円	清算の結了の登記	24 (3) ハ	申請件数	1 件につき 2,000 円	登記事項の変更、消滅若しくは廃止の登記（これらの登記のうち口に該当するものを除く）、登記の更正の登記又は登記の抹消	24 (3) ニ	申請件数	1 件につき 6,000 円	23/12/15
登記の種類	根拠	課税価格	税率																																									
清算人又は代表清算人の登記	24 (4) イ	申請件数	1 件につき 9,000 円																																									
清算人若しくは代表清算人の職務執行の停止若しくはその取消し若しくは変更又は清算人若しくは代表清算人の職務代行者の選任、解任若しくは変更の登記	24 (4) ロ	申請件数	1 件につき 6,000 円																																									
清算の結了の登記	24 (4) ハ	申請件数	1 件につき 2,000 円																																									
登記事項の変更、消滅若しくは廃止の登記（これらの登記のうち口に該当するものを除く）、登記の更正の登記又は登記の抹消	24 (4) ニ	申請件数	1 件につき 6,000 円																																									
登記の種類	根拠	課税価格	税率																																									
清算人又は代表清算人の登記	24 (3) イ	申請件数	1 件につき 9,000 円																																									
清算人若しくは代表清算人の職務執行の停止若しくはその取消し若しくは変更又は清算人若しくは代表清算人の職務代行者の選任、解任若しくは変更の登記	24 (3) ロ	申請件数	1 件につき 6,000 円																																									
清算の結了の登記	24 (3) ハ	申請件数	1 件につき 2,000 円																																									
登記事項の変更、消滅若しくは廃止の登記（これらの登記のうち口に該当するものを除く）、登記の更正の登記又は登記の抹消	24 (3) ニ	申請件数	1 件につき 6,000 円																																									
499	5. の表	5. 個人についての登記	4. 個人についての登記	23/12/15																																								

会社法

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
95	上から 6 行目	i 議案の数の数え方 (305 VI①~④)	i 議案の数の数え方 (305 IV①~④)	24/4/17
191	「(5) 社債権者集会の決議の省略」の本文 2 段落目	この場合、裁判所の許可を受けることを要しない	この場合、裁判所の認可を受けることを要しない	24/4/17
195	図「事業の全部の譲渡・譲受け」の右側「B社」の円の下	特別決議が必要 (467 I ③) →簡易事業譲受けの場合は不要 (467 II)	特別決議が必要 (467 I ③) →簡易事業譲受けの場合は不要 (468 II)	24/7/31
219	「(i) 承認決議を要する場合」の① 3 行目	に先立ち、消滅株式会社等・株式交付親会社に対して	に先立ち、存続株式会社等・株式交付親会社に対して	24/1/15

民事訴訟法・民事執行法・民事保全法

頁	訂正箇所	誤					正					更新日								
	82 中断事由一覧の表	事由			訴訟の承継	承継人、新追行人	手続の中止	事由			訴訟の承継	承継人、新追行人	手続の中止	23/11/10						
		当事者の消滅	死亡	通常の場合	○	相続人	○	通常の場合	○	相続人	○	一身専属に関する訴訟	×	なし	×					
203	「(3) 強制執行開始後の承継」の図の一一番下			一身専属に関する訴訟	×	なし	×	一身専属に関する訴訟	×	なし	×	相手方当事者が唯一の相続人	○	相手方(相続人)	×					
				相手方当事者が唯一の相続人	○	相手方(相続人)	×	相手方当事者が唯一の相続人	○	相手方(相続人)	×	相続人不存在	○	相続財産の管理人 相続財産の清算人	○	相続人不存在	○	相続財産の管理人 相続財産の清算人	○	24/2/15
322	「(1) 仮差押解放金」の解放金のイメージの図	<p>・Yが死亡した場合</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr><td>判決 (省略)</td></tr> <tr><td>執行文</td></tr> <tr><td>Xは丙・丁に対して、この債務名義により強制執行をすることができる。</td></tr> </table>					判決 (省略)	執行文	Xは丙・丁に対して、この債務名義により強制執行をすることができる。	<p>・Yが死亡した場合</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr><td>判決 (省略)</td></tr> <tr><td>執行文</td></tr> <tr><td>Xは丙・丁に対して、この債務名義により強制執行をすることができる。</td></tr> </table>					判決 (省略)	執行文	Xは丙・丁に対して、この債務名義により強制執行をすることができる。	(注2)		23/11/10
判決 (省略)																				
執行文																				
Xは丙・丁に対して、この債務名義により強制執行をすることができる。																				
判決 (省略)																				
執行文																				
Xは丙・丁に対して、この債務名義により強制執行をすることができる。																				
347	下から 2 行目	仮差押命令を発した裁判所の裁判官が、					仮差押命令を発した裁判所の裁判所書記官が、					23/11/10								

供託法・司法書士法

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
16	「3. 未成年者」の下から1～2行目	また、婚姻により成年擬制を受けている未成年者についても、行為能力を有すると解されている	〈削除〉	24/6/26
94	「4. 印鑑証明書」の(1)の本文5行目	「添付」しなければならない（規26Ⅰ・Ⅱ）	「添付」しなければならない（規26Ⅰ）	23/12/20
94	「(1) 原則」のアの本文2～3行目	本人が個人の場合には市区町村長作成の印鑑証明書、本人が登記された法人の場合には登記所作成の印鑑証明書になる	委任による代理人が還付請求する場合、委任状に本人の実印を押印し、本人の印鑑証明書を添付する	23/12/20
94	「(1) 原則」のイ	<p>イ 法定代理人、支配人その他登記のある代理人、権利能力なき社団・財団の代表者・管理人、破産管財人等が還付請求する場合 代理人・代表者等の印鑑証明書を「添付」する（規26Ⅱ）</p> <p>代理人・代表者等が登記された法人（印鑑提出は義務）の場合には登記所作成の印鑑証明書、それ以外（印鑑提出は権利）の場合には市区町村長又は登記所作成の印鑑証明書となる</p> <p>なお、権利能力なき社団・財団は登記ができないため、代表者が還付請求をする場合、印鑑証明書は市町村の発行する代表者個人の印鑑証明書で差し支えない（昭35会同決議）</p> <p>また、法人の破産管財人からの供託物払渡請求書に添付すべき印鑑証明書については、市区町村長又は登記所の作成したもののはずれでも差し支えない（平20.4.7民商1178号）。破産管財人の住所及び氏名又は名称は登記され、印鑑を登記所に登録することができるためである（破産257・商登12Ⅰ）</p>	<p>イ 法定代理人、支配人その他登記のある代理人、権利能力なき社団・財団の代表者・管理人、管財人等が還付請求する場合 代理人・代表者等の印鑑証明書を「添付」する（規26Ⅱ）</p> <p>権利能力なき社団・財団は登記ができないため、代表者が還付請求する場合、印鑑証明書は市町村の発行する代表者個人の印鑑証明書で差し支えない（昭35会同決議）</p> <p>また、法人の破産管財人からの供託物払渡請求書に添付すべき印鑑証明書については、市区町村長又は登記所の作成したもののはずれでも差し支えない（平20.4.7民商1178号）</p>	23/12/20
94	「(2) 例外」のアとイ	<p>ア 払渡請求者が官公署である場合（規26Ⅲ①）</p> <p>イ 払渡請求者が個人である場合に、運転免許証・住民基本台帳カード・在留カードその他の官庁又は公署から交付を受けた書類その他これに類するもの（氏名、住所及び生年月日の記載があり、本人の写真が貼付されたもの）の提示により、その者が本人であることを確認することができるとき（規26Ⅲ②）</p>	<p>ア 払渡請求者が官公署であるとき（規26Ⅲ①） 官公署の印鑑については証明制度がなく、また不動産登記における嘱託と同様に、官公署同士の信頼関係で手続きが進められるから</p> <p>イ 払渡請求者が個人である場合において、運転免許証、個人番号カード、在留カードその他の官公署から交付を受けた書類その他これに類するもの（氏名、住所及び生年月日の記載があり、本人の写真が貼付されたものに限る）であって、その者が本人であることを確認することができるものを提示し、かつ、その写しを添付したとき（規26Ⅲ②） 「その者が本人であることを確認することができる」とあることから、供託所の窓口で、運転免許証等の顔写真と実際の請求者の照合を行う。したがって、代理請求の場合は非該当となる</p>	23/12/20

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
95	「(2) 例外」のウ	<p>ウ 払渡請求者が印鑑を登記所に提出できる者以外の者であって、請求額が10万円未満である場合において、供託規則30条1項に規定する証明書（支払証明書）を添付したとき（規26Ⅲ⑤）</p> <p>供託規則30条1項に規定する証明書（支払証明書）を所持する者については、配当手続等において担保官庁等に債権の申出をし、権利の確認を受けている等、権利者本人である蓋然性が極めて高いことが考慮され、一定の要件を満たす場合には、印鑑証明書の添付を要しない</p> <p>ただし、代理人口座への預貯金振込みの方法により払渡しを受ける場合には、払渡請求者本人の意思確認のために、原則に従って印鑑証明書の添付を要する（規26Ⅲ④・⑤）</p>	<p>ウ 印鑑を登記所に提出することができない者が、10万円未満の払渡請求をする場合において、支払委託による支払証明書を添付したとき（規26Ⅲ⑤）</p> <p>支払証明書を所持する者については、配当手続等において担保官庁等に債権の申出をし、権利の確認を受けている等、権利者本人である蓋然性が極めて高いからである</p> <p>ただし、代理人口座への預貯金振込みの方法により払渡しを受ける場合には、払渡請求者本人の意思確認のために、原則に従って印鑑証明書の添付を要する（規26Ⅲ④・⑤）</p>	23/12/20
95	「(2) 例外」のエ	<p>エ 裁判所によって選任された者がその職務として供託物の払渡しを請求する場合において、供託物払渡請求書又は委任による代理人の権限を証する書面に押された印鑑につき裁判所書記官が作成した証明書を供託物払渡請求書に添付したとき（規26Ⅲ⑥）</p> <p>なお、裁判所書記官が作成した証明書の有効期間は、作成後3か月以内のものに限られる</p>	<p>エ 裁判所によって選任された者がその職務として払渡請求をする場合において、供託物払渡請求書又は委任による代理人の権限を証する書面に押された印鑑につき裁判所書記官が作成した証明書を添付したとき（規26Ⅲ⑥）</p> <p>裁判所書記官作成の印鑑証明書を用いることができるケースであるから、市区町村長又は登記所作成の印鑑証明書を重ねて添付させる必要はない</p>	23/12/20

頁	訂正箇所	誤				正				更新日	
97	表「還付請求手続の提示又は添付書面まとめ」の「印鑑証明書」の行以下	印鑑証明書 (規 26)	原則	「添付」	次の場合、不要 ①払渡請求者が官公署である場合 ②払渡請求者が個人である場合に、運転免許証・住民基本台帳カード・在留カード等の顔写真付きの身分証明書の提示により、その者が本人であることを確認することができるとき ③払渡請求者が印鑑を登記所に提出できる者以外の者である場合に、規則 30 条 1 項に規定する証明書を添付したとき（請求額が 10 万円未満である場合に限る）(注 2) ④「簡易確認手続」による場合	作成後 3ヶ月 以内	印鑑証明書 (規 26)	原則	「添付」	次の場合、不要 ①官公署による請求 ②運転免許証等の提示 ③一般人が支払証明書を添付して 10 万円未満の請求 ④裁判所書記官の証明書 ⑤簡易確認手続	作成後 3ヶ月 以内
			例外 (規 26 III)	登記された法人 (注 3)	〈提示〉		代表者の資格 証明書 (規 14 I II III)	登記された法人 (注 2)	〈提示〉		
				登記されていない法人	「添付」			登記されていない法人	「添付」		
				権利能力なき 社団・財団	「添付」 +定款又は寄附行為の「添付」			権利能力なき 社団・財団	「添付」 +定款又は寄附行為の「添付」		
		代理権限証書 (規 14 IV)	登記された代理人 (ex. 支配人) (注 3)	〈提示〉	作成後 3ヶ月 以内 (注 4)	代理権限証書 (規 14 IV)	登記された代理人 (ex. 支配人) (注 2)	〈提示〉	作成後 3ヶ月 以内 (注 3)		
			登記されていない代理人	「添付」			登記されていない代理人	「添付」			
		(注 1) 反対給付の履行が供託物払渡しの条件となっている場合のみ (注 2) 代理人口座への預貯金振込みの方法により払渡しを受ける場合には、払渡請求者本人の意思確認のために、原則に従って印鑑証明書の添付をする (注 3) 簡易確認手続が可能な場合あり (注 4) 官公署の作成に係るものでない場合には、期間制限なし				(注 1) 反対給付の履行が供託物払渡しの条件となっている場合のみ (注 2) 簡易確認手続が可能な場合あり (注 3) 官公署の作成に係るものでない場合には、期間制限なし					
104	「3. 印鑑証明書」の(1)の本文	供託物の払渡しを請求する者は、 その請求が供託物払渡請求書に記載された者の真正な意思に基づく請求であることを証する ために、供託物払渡請求書又は委任による代理人の権限を証する書面に押された印鑑につき市町村長又は登記所の作成した印鑑証明書を供託物払渡請求書に「添付」しなければならない（規 26 I・II）				供託物の払渡しを請求する者は、供託物払渡請求書又は委任による代理人の権限を証する書面に押された印鑑につき市町村長又は登記所の作成した印鑑証明書を供託物払渡請求書に「添付」しなければならない（規 26 I）。この点は、還付請求の場合と同様である				23/12/20	
104	「(1) 原則」のア	ア 本人、委任による代理人が還付請求する場合				ア 本人、委任による代理人が取戻請求する場合				24/1/15	

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
104	「(1) 原則」のアの本文	本人の印鑑証明書を「添付」する（規 26 I） 本人が個人の場合には市区町村長作成の印鑑証明書、本人が登記された法人の場合には登記所作成の印鑑証明書になる	本人の印鑑証明書を「添付」する（規 26 I）。この点は、還付請求の場合と同様である	23/12/20
104	「(1) 原則」のイ	イ 法定代理人、支配人その他登記のある代理人、権利能力なき社団・財団の代表者・管理人、破産管財人等が還付請求する場合 代理人・代表者等の印鑑証明書を「添付」する（規 26 II） 代理人・代表者等が登記された法人（印鑑提出は義務）の場合は登記所作成の印鑑証明書、それ以外（印鑑提出は権利）の場合は市区町村長又は登記所作成の印鑑証明書となる なお、権利能力なき社団・財団は登記ができないため、代表者が還付請求をする場合、印鑑証明書は市町村の発行する代表者個人の印鑑証明書で差し支えない（昭 35 会同決議）	イ 法定代理人、支配人その他登記のある代理人、権利能力なき社団・財団の代表者・管理人、管財人等が取戻請求する場合 代理人・代表者等の印鑑証明書を「添付」する（規 26 II）。この点は、還付請求の場合と同様である	24/1/15
104	上から 2 つ目の側注	<input checked="" type="checkbox"/> ア、イ、ウ、力について は、還付請求手続と共通である	〈削除〉	23/12/20
104	「(2) 例外」のアとイ	ア 払渡請求者が官公署である場合（規 26 III①） イ 払渡請求者が個人である場合に、運転免許証・住民基本台帳カード・在留カードその他の官庁又は公署から交付を受けた書類その他これに類するもの（氏名、住所及び生年月日の記載があり、本人の写真が貼付されたもの）の提示により、その者が本人であることを確認することができるとき（規 26 III②）	ア 払渡請求者が官公署であるとき（規 26 III①） この点は、還付請求と同様である イ 払渡請求者が個人である場合において、運転免許証、個人番号カード、在留カードその他の官公署から交付を受けた書類その他これに類するもの（氏名、住所及び生年月日の記載があり、本人の写真が貼付されたものに限る）であって、その者が本人であることを確認することができるものを提示し、かつ、その写しを添付したとき（規 26 III②） この点は、還付請求と同様である	23/12/20
104～105	「(2) 例外」のウ	ウ 払渡請求者が印鑑を登記所に提出できる者以外の者であって、請求額が 10 万円未満である場合において、供託規則 30 条 1 項に規定する証明書（支払証明書）を添付したとき（規 26 III⑤） 供託規則 30 条 1 項に規定する証明書（支払証明書）を所持する者については、配当手続等において担保官庁等に債権の申出をし、権利の確認を受けている等、権利者本人である蓋然性が極めて高いことが考慮され、一定の要件を満たす場合には、印鑑証明書の添付を要さない ただし、代理人口座への預貯金振込みの方法により払渡しを受ける場合には、払渡請求者本人の意思確認のために、原則に従って印鑑証明書の添付を要する（規 26 III④・⑤）	ウ 裁判所によって選任された者がその職務として払渡請求をする場合において、供託物払渡請求書又は委任による代理人の権限を証する書面に押された印鑑につき裁判所書記官が作成した証明書を添付したとき（規 26 III⑥） この点は、還付請求と同様である	23/12/20

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
105	「(2) 例外」のエ	<p>エ 委任による代理人によって供託した際に供託官に提示した「代理権限証書」を供託物払渡請求書に添付し、当該「代理権限証書」に押した印鑑と同一の印鑑を押したものと供託物払渡請求書に添付したとき（規 26 III③）</p> <p>供託申請の際に提出した代理権限証書に押された印鑑と、取戻請求書又はそれに添付する代理権限証書に押された印鑑が同じであるときは、供託申請の際に提出した代理権限証書を取戻請求書に添付すれば、印鑑証明書の添付を要さない</p>	<p>エ 委任による代理人によってした供託について取戻請求をする場合において、供託申請時の委任状に押した印鑑と同一の印鑑を、請求者が払渡請求書又は取戻請求の委任状に押し、供託申請時の委任状を添付したとき（規 26 III③）</p> <p>取戻請求においては供託者と請求者が同一となることから、その観点で同一性を確認できれば十分だからである</p>	23/12/20
105	「(2) 例外」のオの 1～2 段落目	<p>オ 法令の規定に基づき印鑑を登記所に提出することができる者以外の者が供託物の取戻しを請求する場合において、官庁又は公署から交付を受けた供託の原因が消滅したことを証する書面を供託物払渡請求書に添付したとき（規 26 III④）</p> <p>「自然人」については、取戻請求にあたって官庁又は公署から交付を受けた、供託原因の消滅を証する書面の添付があれば、印鑑証明書の添付を要さない</p>	<p>オ 印鑑を登記所に提出することができない者が取戻請求をする場合において、官公署から交付を受けた供託原因消滅証明書を添付したとき（規 26 III④）</p>	23/12/20
105	「(2) 例外」のカの本文 2 段落目	なお、法務大臣に指定された法務局（東京、大阪、名古屋の各法務局の本局）については、この手続を利用するに組織上の無理があるため、簡易確認手続が認められない	この点は、還付請求の場合と同様である	23/12/20

頁	訂正箇所	誤				正				更新日	
107	表「取戻請求手続の提示又は添付書面まとめ」の「印鑑証明書」の行以下	印鑑証明書 (規 26)	原則	「添付」	次の場合、不要 ア 払渡請求者が官公署である場合 イ 払渡請求者が個人である場合に、運転免許証・住民基本台帳カード・在留カード等の顔写真付きの身分証明書の提示により、その者が本人であることを確認することができるとき ウ 払渡請求者が印鑑を登記所に提出できる者以外の者である場合に、規則30条1項に規定する証明書を添付したとき（請求額が10万円未満である場合に限る）(注2) エ 委任による代理人によって供託した際に供託官に提示した「代理権限証書」を供託物払渡請求書に添付し、当該「代理権限証書」に押した印鑑と同一の印鑑を押したものと供託物の取戻しを請求する場合において、官庁又は公署から交付を受けた供託の原因が消滅したことを証する書面を供託物払渡請求書に添付したとき(注2) カ 「簡易確認手続」による場合	作成後 3ヶ月 以内	印鑑証明書 (規 26)	原則	「添付」	次の場合、不要 ①官公署による請求 ②運転免許証等の提示 ③申請時の委任状と印鑑同一 ④一般人が供託原因消滅証明書を添付して請求 ⑤裁判所書記官の証明書 ⑥簡易確認手続	作成後 3ヶ月 以内
			例外 (規 26 III)								
			代表者の資格証明書 (規 14 I II III)	登記された法人 (注3)	〈提示〉		印鑑証明書 (規 26)	登記された法人 (注2)	〈提示〉		
				登記されていない法人	「添付」			登記されていない法人	「添付」		
				権利能力なき社団・財団	「添付」 +定款又は寄附行為の「添付」			権利能力なき社団・財団	「添付」 +定款又は寄附行為の「添付」		
		代理権限証書 (規 14 IV)	登記された代理人 (ex. 支配人) (注3)	〈提示〉	作成後 3ヶ月 以内 (注4)	印鑑証明書 (規 26)	登記された代理人 (ex. 支配人) (注2)	〈提示〉	作成後 3ヶ月 以内 (注3)		
			登記されていない代理人	「添付」			登記されていない代理人	「添付」			
		(注1) 供託不受諾を理由として供託者が取戻請求をするとき等がこれにあたる (注2) 代理人口座への預貯金振込みの方法により払渡しを受ける場合には、払渡請求者本人の意思確認のために、原則に従って印鑑証明書の添付を要する (注3) 簡易確認手続が可能な場合あり (注4) 官公署の作成に係るものでない場合には、期間制限なし				(注1) 供託不受諾を理由として供託者が取戻請求をするとき等がこれにあたる (注2) 簡易確認手続が可能な場合あり (注3) 官公署の作成に係るものでない場合には、期間制限なし					

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
108	表内「印鑑証明書」の「有効期限」	なし	作成後3ヶ月以内	23/12/20
153	「1. 仮処分解放金の供託」の本文4行目	の取消しを得るために債権者が供託すべき金銭の額を	の取消しを得るために債務者が供託すべき金銭の額を	24/7/31
196	「2. 欠格事由」の表下の注書き4行目	(注3) 列挙されていない弁護士,	(注2) 列挙されていない弁護士,	24/7/31

肢別過去問集 平成元年～令和3年

民法

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
9	民法総則 問24 (H15-04-オ) の解説3行目	権を付与する旨の審判をすることができる (876の4)。	権を付与する旨の審判をすることができる (876の9)。	23/5/12
27	民法総則 問92 (H08-01-ア) の解説1行目	一般社団法人と理事との関係は、委任に關する規定に従い	一般社団法人と理事との関係は、委任に關於する規定に従い	22/12/2
31	民法総則 問108 (H03-08-イ) の解説2行目	丙から甲が請求された時には、その時を引き渡さなければならないが、	丙から甲が請求された時には、その土地を引き渡さなければならないが、	22/10/3
35	民法総則 問120 (H15-05-オ, H19-07-オ, H27-05-ウ) の解説2行目	94条2項の「第三者」に含まれる (大判昭48.6.28)。	94条2項の「第三者」に含まれる (最判昭48.6.28)。	24/4/17
57	民法総則 問180 (H09-02-オ) の解説3～5行目	効の効果は本人に帰属する。ただし、代理人と相手方が、本人を欺くことを目的として、通謀虚偽表示をした場合、その無効の効果が本人に帰属するか否かは、民法94条2項の適用によって決する。	効の効果は本人に帰属する。	23/6/15
59	民法総則 問185 (H22-05-オ) の解説	173の解説である通り、Bが未成年者の代理人であっても取り消すことはできないので、効力が生じないということはできない。	制限行為能力者が代理人としてした行為は、行為能力の制限によっては取り消すことができない (民102本文)。Bが未成年者の代理人であっても取り消すことはできないので、効力が生じないということはできない。	23/5/12
71	民法総則 問218 (R02-05-ア) の解説2行目	の法律上の地位が生じる」(最判昭46.4.20)。	の法律上の地位が生じる」(最判昭40.6.18)。	24/4/17

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
100	民法総則 問311 (H21-05-I) の問題末尾	消滅時効は完成しない。	消滅時効は更新する。	24/6/26
100	民法総則 問312 (H21-05-オ) の問題末尾	消滅時効は完成しない。	消滅時効は完成が猶予される。	24/6/26
102	民法総則 問321 (H21-05-ウ) の問題末尾	消滅時効は完成しない。	消滅時効は完成が猶予される。	24/6/26
129	物権法 問35 (H19-09-3) の解説1行目	採石権は不動産登記法 3条9号, 82条に	採石権は不動産登記法 3条10号, 82条に	23/5/12
130	物権法 問43 (H04-13-ウ) の 問題1行目	債権者Bとの間で抵当権設定契	債権者Bとの間で抵当権設定契	23/9/14
149	物権法 問96 (H04-15-I) の 解説1～2行目	債務者から所有権を取得した者でも、登記を備えていない場合には、仮差押債権者に対抗できない（大判昭9.5.11）。	仮差押債権者は、登記がなければ対抗できない第三者にあたる（大判昭9.5.11）。	22/10/3
193	物権法 問247 (H29-09-1) の解説3～6行目	本肢において、Dは動産甲をそれが盗品であることを知っており「侵奪の事実を知っていたとき」に当たるが、占有を侵奪した者であるBから動産甲を譲り受けているわけではないため、「占有を侵奪した者の特定承継人」に当たらない。したがって、Aは、Dに対し、	そして、一旦善意の特定承継人の占有を介した場合、その後に占有を特定承継した者が悪意であっても、この者に対しては占有回収の訴えを提起することができない（大判昭13.12.26）。したがって、本肢のAは、Dに対し、	23/6/15
195	物権法 問256 (R03-09-1) の解説3行目	権と損害賠償請求権はそれぞれ別個のものであり、	権と損害賠償請求権はそれぞれ別個のものであり、	22/10/3
199	物権法 問265 (H30-09-5) の解説2行目	の築造、収去又は修繕ため必要な範囲内で、	の築造、収去又は修繕するため必要な範囲内で、	23/1/6
225	物権法 問351 (H22-09-I, H27-10-1) の解説末尾	賠償分割は認められる（258 I ②）。	賠償分割は認められる（258 II ②）。	24/5/22
225	物権法 問352 (H22-09-ア) の解説3行目	建物の共有者D土地についてどのような	建物の共有者Dが土地についてどのような	23/1/6
229	物権法 問364 (H02-17-1, H26-10-ウ) の解説1行目	地上権の存続期間については、永小作権（218）や	地上権の存続期間については、永小作権（278）や	23/5/12
237	物権法 問393 (R03-10-1) の解説4行目	すべての者の承諾を得なければならない	すべての者の承諾を得なければならない	22/10/3

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
239	物権法 問400 (H07-13-1) の解説 1 行目	当事者の合意により、要役地が譲波されたときは	当事者の合意により、要役地が譲渡されたときは	23/1/6
249	物権法 問433 (H26-10-オ) の解説 3 行目	ともに移転し、文は要役地について存する	ともに移転し、又は要役地について存する	23/1/6
249	物権法 問434 (R03-10-I) の解説 3 行目	Cが乙土地に地上権の設定を受けた場合には、通行地役権をその	Cが乙土地に地上権の設定を受けた場合には、通行地役権はその	22/10/3
251	物権法 問438 (H25-11-ウ) の解説 3 行目	に先立って、とれを自己の債権の弁済に	に先立って、これを自己の債権の弁済に	23/1/6
257	物権法 問462 (H30-13-オ) の解説 3 ~ 4 行目	その支出した金額又は増加額を償還させることができる	その支出した金額又は増価額を償還させることができる	23/1/6
291	物権法 問571 (R03-12-オ) の解説 4 行目	467)。本問では、質権者Aが第三債務者Cに対する債権を目的とする質権を設定し、	467)。本問では、質権設定者Aが第三債務者Cに対する債権を目的とする質権を設定し、	23/12/15
327	物権法 問677 (H29-13-イ) の解説 4 行目	(388)。したがって、本問では、法定地上権成立の要件をみたす。	(388)。これは一般債権者の申立てによる強制競売であっても同様である（大判大3.4.14）したがって、本問では、法定地上権が成立する。	23/6/15
331	物権法 問692 (H28-14-イ) の解説 8 行目	後順位者が甲と地の抵当権	後順位者が甲土地の抵当権	23/9/14
339	物権法 問705 (H29-12-ウ) の解説 5 行目	当権を有し、この抵当権はAとCの準共有になる。	当権を有し、この抵当権はBとEの準共有になる。	23/5/12
367	物権法 問798 (H25-15-イ、 H元-12-3) の解説末尾	根抵当権を新債務に移すことはできない（398の7 III）。	根抵当権を新債務に移すことはできない（398の7 IV）。	23/6/15
403	債権法 問23 (H29-17-ウ) の 解説 3 行目	建物賃貸人（賃借人）の有する借地法10条による建物買取請求権を	建物賃貸人（賃借人）の有する借地法14条による建物買取請求権を	23/6/15
411	債権法 問51 (H02-05-4) の解説 2 行目	効の完成猶予事由になるとしている（147 ①、大判15.3.15）。	効の完成猶予事由になるとしている（147 ①、大判昭15.3.15）。	23/6/15
415	債権法 問67 (H30-16-3) の解説	者に対しても、詐害行為取消請求をすることができる（424の5 ①）。	者に対しても、詐害行為取消請求をすることができる（424の5 ①）。	23/6/15

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
417	債権法 問72 (H07-08-1) の解説	詐害行為取消権（424）の被保全債権は、詐害行為がされる前に成立していることを要する（424Ⅲ）から、贈与契約当時、債権がまだ成立していないければ、その贈与契約に基づく登記が債権の成立後にされても、その贈与契約を詐害行為として取り消すことはできない。なお、債権の成立後にされた登記についても詐害行為として取り消すことはできない（大判大6.10.30、最判昭55.1.24）。	詐害行為取消権（424）の被保全債権は、詐害行為がされる前に成立していることを要する（424Ⅲ）から、売買契約当時、被保全債権がまだ成立していないければ、その売買契約に基づく登記が被保全債権の成立後にされても、その売買契約を詐害行為として取り消すことはできない。なお、被保全債権の成立後にされた登記についても詐害行為として取り消すことはできない（大判大6.10.30、最判昭55.1.24）。	24/4/17
449	債権法 問180 (H10-06-1) の解説	債務引受けには免責的債務引受けと重畠的（併存的）債務引受けがあるが、いずれの債務引受けにおいても、従来の債務者の承諾は不要である（470Ⅱ、472Ⅱ）。そして、免責的債務引受けについては債務者の意思に反しないことは要件となっていない（472Ⅱ）。	債務引受けには免責的債務引受けと重畠的（併存的）債務引受けがあるが、いずれの債務引受けにおいても、従来の債務者の承諾は不要である（470Ⅱ、472Ⅱ）。	22/12/2
450	債権法 問185 (H10-06-ア) の問題	賃貸人が賃貸物を第三者に譲渡するには、貸借人の承諾が必要である。	賃貸人が賃貸物を第三者に譲渡するには、貸借人の承諾が必要である。	22/10/3
451	債権法 問185 (H10-06-ア) の解説 1～2行目	目的物の所有権とともに貸入たる地位も併せて移転する場合には、旧貸人と新賃貸人との間での債務引受けの要素があるから、貸借人にも利	目的物の所有権とともに貸入たる地位も併せて移転する場合には、旧賃貸人と新賃貸人との間での債務引受けの要素があるから、貸借人にも利	22/10/3
461	債権法 問218 (H04-10-1) の解説 2～4行目	と同一の効力が生じる契約である。代物給付が不動産所有権の移転であるときは、登記並びに引渡しを完了しなければ代物弁済契約は成立しない（最判昭39.11.26）。	と同一の効力が生じる契約である。代物給付が不動産所有権の譲渡であるときは、登記手続きが完了した時に債務消滅の効力が生ずる（最判昭39.11.26）。	24/3/15
472	債権法 問260 (H21-18-ア) の問題 1行目	敷金返還債務と賃借人の	敷金返還債務と賃借人の	23/9/14
474	債権法 問264 (H08-08-ア, H元-15-1, H23-16-3) の問題 3行目	いない場合には、AはBに対して売買代金を請求することができる。	いない場合には、BはAの売買代金請求を拒むことができない。	24/7/31
502	債権法 問358 (H11-06-I, H25-19-ア) の問題 1行目	当事者が返還の時期又は使用収益の目的を	当事者が返還の時期並びに使用収益の目的を	24/3/15
509	債権法 問382 (H28-18-I) の解説 2行目	しなければ賃貸人に対抗できない旨定める。	しなければ賃借人に対抗できない旨定める。	24/5/22
550	家族法 問5 (H23-21-ウ) の問題及び解答解説	離婚した日から3か月を経過した男と、夫死亡の日から3か月後だがその間に子を出産した女とは、〈以下略〉	〈法改正により削除〉	23/5/19
550	家族法 問6 (H25-20-ア) の問題及び解答解説	再婚禁止期間内にした婚姻であっても、女性が当該婚姻後に出産したときは、当該婚姻の取消しを〈以下略〉	〈法改正により削除〉	23/5/19

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
573	家族法 問87 (H28-20-3, H16-21-1, H24-22-ア) の解説	772条1項は、「妻が婚姻中に懐胎した子は、当該婚姻における夫の子と推定する。女が婚姻前に懐胎した子であって、婚姻が成立した後に生まれたものも、同様とする。」と規定している。	最判平12.3.10は「民法は、法律上の夫婦の婚姻解消時における財産関係の清算及び婚姻解消後の扶養については、離婚による解消と当事者の一方の死亡による解消とを区別し、前者の場合には財産分与の方法を用意し、後者の場合には相続により財産を承継させることでこれを処理するものとしている。このことからみると、内縁の夫婦について、離別による内縁解消の場合に民法の財産分与の規定を類推適用することは、準婚的法律関係の保護に適するものとしてその合理性を承認し得るとしても、死亡による内縁解消のときに、相続の開始した遺産につき財産分与の法理による遺産清算の道を開くことは、相続による財産承継の構造の中に異質の契機を持ち込むもので、法の予定しないところである」と判示して、財産分与の請求を否定している。	24/2/15
573	家族法 問88 (H28-20-1) の解説1行目	772条2項は、「婚姻の成立の日から200日を経過した後又は婚姻の解消若しくは取消しの日から	772条2項は、「婚姻の解消若しくは取消しの日から	23/5/19
573	家族法 問90 (H18-21-ア) の解説3行目～7行目	ていて、推定を及ぼすことが不自然な場合である「推定の及ばない子」、③母の婚姻後に出生しているが、婚姻中の懐胎でない「推定されない嫡出子」がある（大連判昭15.1.23）。夫が嫡出である子との間の親子関係を否定するためには、①の場合には嫡出否認の訴えによらなければならず（775）、②又は③の場合には親子関係不存在確認の訴えによればよい。	ていて、推定を及ぼすことが不自然な場合である「推定の及ばない子」がある。夫が嫡出である子との間の親子関係を否定するためには、①の場合には嫡出否認の訴えによらなければならず（775）、②の場合には親子関係不存在確認の訴えによればよい。	23/5/19
573	家族法 問91 (S63-18-1, H05-19-1, H18-21-イ) の解説	婚姻が成立した日から200日以内に生まれた子は、婚姻中に懐胎したものとの推定を受けないが（772Ⅱ）、このような子も嫡出子と扱う必要性があるため、判例は、婚姻に先行する内縁関係の継続中に懐胎があれば、婚姻届出後200日以内に生まれた子も嫡出子としての身分を取得することを認めており（大連判昭15.1.23）、さらに戸籍実務においては、内縁関係の先行の有無にかかわらず嫡出子として取り扱われている（昭15.4.8民甲432号）。このような子を「推定されない嫡出子」という。	772条1項は、「妻が婚姻中に懐胎した子は、当該婚姻における夫の子と推定する。女が婚姻前に懐胎した子であって、婚姻が成立した後に生まれたものも、同様とする。」と規定している。	23/5/19
574	家族法 問92 (H04-21-1, H18-21-ウ, S53-18-2) の問題及び解答解説	婚姻成立の日から80日目に産んだ子を夫が嫡出子として出生届をした場合に、夫はその子との間で親子関係を〈以下略〉	〈法改正により削除〉	23/5/19
574	家族法 問94 (H09-18-ウ) の問題及び解答解説	母の婚姻が成立した日から200日以内に出生した子の嫡出性に争いがあるときは、母は、〈以下略〉	〈法改正により削除〉	23/5/19
574	家族法 問97 (H24-21-ウ) の問題及び解答解説	前夫との婚姻の解消の日から1年後であって、後夫との婚姻の成立の日から250日後に生まれた子について、〈以下略〉	〈法改正により削除〉	23/5/19
576	家族法 問98 (H05-19-1) の問題及び解答解説	Aは、甲男と乙女の間の子である。Aが甲乙の婚姻成立の日から200日後に出生した場合であっても、〈以下略〉	〈法改正により削除〉	23/5/19

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
576	家族法 問100 (H14-19-オ) の問題 1 行目	嫡出否認の訴えの相手方は、子又は親権を行う母であるが、	父の嫡出否認の訴えの相手方は、子又は親権を行う母であるが、	23/5/19
576	家族法 問102 (H24-21-オ, H27-20-I) の問題 1 行目	嫡出否認の訴えは、子の出生の時から 1 年以内に	父の嫡出否認の訴えは、子の出生の時から 1 年以内に	23/5/19
576	家族法 問103 (H14-19-I, S53-18-3) の問題及び解答解説	成年被後見人であっても意思能力を有するときは、夫は子の出生を知った日から 1 年以内に限り、〈以下略〉	〈法改正により削除〉	23/5/19
576	家族法 問104 (H14-19-ア) の問題及び解答解説	婚姻成立から 200 日後で、かつ、婚姻の取消しから 300 日以内に生まれた子であっても、〈以下略〉	〈法改正により削除〉	23/5/19
577	家族法 問99 (H09-18-1, H31-20-1) の解説	嫡出否認の訴えの被告は、子又は親権を行う母であり (775前段)，親権を行う母がないときは、家庭裁判所に申請して、特別代理人を選任することになる (同後段)。	父の嫡出否認の訴えの被告は、子又は親権を行う母であり (775 ①)，親権を行う母がないときは、家庭裁判所に申請して、特別代理人を選任することになる (775 II)。	23/5/19
577	家族法 問100 (H14-19-オ) の解説	嫡出否認の訴えの相手方は、子又は親権を行う母であるが (775前段)，子が意思能力を有せず、母が死亡している場合の相手方は、家庭裁判所が選任した特別代理人である (775後段)。	父の嫡出否認の訴えの相手方は、子又は親権を行う母であるが (775 ①)，子が意思能力を有せず、母が死亡している場合の相手方は、家庭裁判所が選任した特別代理人である (775 II)。	23/5/19
577	家族法 問102 (H24-21-オ, H27-20-I) の解説	嫡出否認の訴えは、夫が子の出生を知った時から 1 年以内に提起しなければならない (777)。	父の嫡出否認の訴えは、父が子の出生を知った時から 3 年以内に提起しなければならない (777①)。	23/5/19
578	家族法 問107 (H14-19-イ) の問題及び解答解説	内縁中に母が懐胎し、母の婚姻成立後に生まれた子は、婚姻成立後 200 日以内に出生したものであっても、〈以下略〉	〈法改正により削除〉	23/5/19
578	家族法 問108 (H24-21-イ) の問題及び解答解説	婚姻の成立の日から 100 日後であって、内縁関係の成立の日から 250 日後に生まれた子について、夫が父子関係を〈以下略〉	〈法改正により削除〉	23/5/19
578	家族法 問109 (H09-18-オ) の問題及び解答解説	母の前婚が解消した日から 300 日以内で、かつ、後婚が成立了日から 200 日後に出生した子について、〈以下略〉	〈法改正により削除〉	23/5/19
579	家族法 問106 (H14-19-ウ, H27-20-オ) の解説 1 行目	離婚日から 300 日以内に生まれた子は、嫡出性の推定を受ける (772) が	離婚日から 300 日以内に生まれた子は、嫡出性の推定を受ける (772 II) が	23/5/19
579	家族法 問110 (H18-21-オ) の解説 7 ~ 8 行目	(774)。なお、嫡出否認の訴えは夫が子の出生を知った時から 1 年以内に提起しなければならない (777)。	(774)。	23/5/19
585	家族法 問128 (H30-21-イ) の解説 1 ~ 2 行目	子その他の利害関係人は、認知に対して反対の事実を主張することができる (786)。	子は、認知に対して反対の事実を主張することができる (786①)。	23/5/19

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
585	家族法 問129 (H30-21-I) の解説	子その他の利害関係人は、認知に対して反対の事実を主張することができる（786）。そして、最判平26.1.14によれば、認知者は、786条に規定する利害関係人に当たり、自らした認知の無効を主張することができ、この理は、認知者が血縁上の父子関係がないことを知りながら認知をした場合においても異なるところはない。本肢は、自らした認知の無効を主張することができないとする点で、誤っている。	認知をした者は、認知に対して反対の事実を主張することができる（786②）。	23/5/19
589	家族法 問141 (H18-22-5) の解説 2～3行目	子に直系卑属があることを必要とする（783Ⅱ前段）。	子に直系卑属があることを必要とする（783Ⅲ前段）。	23/5/19
600	家族法 問190 (H元-20-1) の問題及び解答解説	甲男と乙女が甲の氏を称する婚姻をし、婚姻後100日目に丙子が出生した場合、〈以下略〉	〈法改正により削除〉	23/8/10
643	家族法 問341 (R03-22-I) の正誤	×	○	22/12/2
682	家族法 問486 (R03-22-1) の問題	遺産分割方法の指定として遺産に属する特定の不動産を共同相続人の1人に承継させる旨の遺言がされた場合には、遺言執行者は、単独で、当該遺言に基づいて被相続人から当該共同相続人の1人に対する所有権の移転の登記を申請することはできない。	Aを被保険者とする生命保険契約において、保険金の受取人がBとされていた場合に、その後、Aのした遺言において保険金の受取人をBからCに変更することは、Cに対する遺贈に当たる。	24/3/15
683	家族法 問486 (R03-22-1) の解説	× 遺産の分割の方法の指定として遺産に属する特定の財産を共同相続人の一人又は数人に承継させる旨の遺言があったときは、遺言執行者は、当該共同相続人が対抗要件を備えるために必要な行為（所有権移転登記の申請など）をすることができる（1014Ⅱ）。よって、遺言執行者は、単独で、当該遺言に基づいて被相続人から当該共同相続人の1人に対する所有権の移転の登記を申請することができる。	× 自己を被保険者とする生命保険契約の契約者が死亡保険金の受取人を変更する行為は、遺贈又は贈与に当たるものではなく、これに準ずるものということもできない（最判平14.11.5）。よって、Aのした遺言において保険金の受取人をBからCに変更することは、Cに対する遺贈に当たらない。	24/3/15
690～ 704	収録過去問年度別一覧	H02-06-3 682 H12-21-オ 684 H29-22-I 678 H02-21-1 686 H13-22-イ 678 H29-23-オ 686 H02-21-4 682 H13-22-ウ 676 H31-22-I 676 H04-23-2 686 H18-24-イ 680 R03-22-イ 676 H06-19-オ 682 H18-24-オ 680 H07-19-4 684 H20-24-イ 682 H08-20-オ 678 H20-24-ウ 682 H10-20-ア 682 H25-23-ア 684 H10-20-ウ 682 H25-23-イ 684 H10-20-イ 686 H28-23-I 682 H12-21-イ 686 H29-22-ウ 680	H02-06-3 684 H12-21-オ 686 H29-22-I 680 H02-21-1 688 H13-22-イ 680 H29-23-オ 688 H02-21-4 684 H13-22-ウ 678 H31-22-I 678 H04-23-2 688 H18-24-イ 682 R03-22-イ 682 H06-19-オ 684 H18-24-オ 682 R03-23-7 676 H07-19-4 686 H20-24-イ 684 R03-23-イ 676 H08-20-オ 680 H20-24-ウ 684 R03-23-ウ 676 H10-20-ア 684 H25-23-ア 686 R03-23-I 678 H10-20-ウ 684 H25-23-イ 686 R03-23-オ 678 H10-20-イ 688 H28-23-I 684 H12-21-イ 688 H29-22-ウ 682	24/3/15

不動産登記法

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
47	問93 (H22-22-ホ) の正誤及び解説 5 ~ 8 行目	○ る (昭28.8.10第1392号)。共同相続登記がされた後に相続分を修正する事情が生じた場合、原則として更正登記をすることになるが、例外として遺産分割又は相続分の譲渡の場合は移転登記をすることになるので区別を要する。	✗ る (昭28.8.10第1392号)。また、この場合、登記権利者が単独で申請することもできる (令5.3.28民二538号)。	23/11/10
47	問94 (H22-22-ケ) の解説 2 ~ 4 行目	ないときは、利害関係人の申立てにより相続財産管理人が選任される(民952)。当該抵当権の登記の抹消を申請するときは、抵当権設定者が登記権利者となり、相続財産管理人が登記義務者となって、	ないときは、利害関係人の申立てにより相続財産清算人が選任される(民952)。当該抵当権の登記の抹消を申請するときは、抵当権設定者が登記権利者となり、相続財産清算人が登記義務者となって、	23/5/12
47	問96 (H27-26-イ) の解説 1 行目	共有者の1人が相続人なくして死亡し、民法958条の3の規定による特別	共有者の1人が相続人なくして死亡し、民法958条の2の規定による特別	23/5/12
49	問97 (H31-15-イ) の解説 1 行目	共有者の1人が相続人なくして死亡し、民法958条の3の規定による特別	共有者の1人が相続人なくして死亡し、民法958条の2の規定による特別	23/5/12
63	問132 (H05-23-ウ) の解説 7 行目	添付を要しない断じているので誤りとした。	添付を要しないと断じているので誤りとした。	23/1/6
79	問170 (H元-19-5) の解説 2 ~ 3 行目	共同相続の登記の申請は民法252条ただし書の「保存行為」に当たるから、	共同相続の登記の申請は民法252条5項の「保存行為」に当たるから、	23/5/12
87	問183 (H12-15-イ) の正誤及び解説	○ 債権者代位により、相続による所有権移転登記がされた後、相続放棄者がいることが判明した場合、債権者が代位により所有権更正登記を申請することはできない (登研504-199)。また、他の相続人が単独で更正登記を申請することもできない。所有権更正登記は、原則として共同申請によるからである (60)。共同相続登記がされた後に相続分を修正する事情が生じた場合、原則として更正登記をすることになるが、例外として遺産分割又は相続分の譲渡の場合は移転登記をすることになるので区別を要する。	✗ 共同相続を原因とする所有権移転の登記がされた後、登記名義人中相続放棄者がいることが判明した場合、登記権利者は単独で所有権更正登記を申請することができる (令5.3.28民二538号)。そのため、当該権利者の債権者は、代位により単独で申請することができる。	24/1/15
101	問223 (H02-16-4) の解説 2 ~ 3 行目	登記の申請をすることができる (民252但書)。	登記の申請をすることができる (民252V)。	23/5/12
103	問231 (H元-24-5) の解説 2 行目	務者と共同して、登記申請をすることができるが (民252但書)、	務者と共同して、登記申請をすることができるが (民252V)、	23/5/12
105	問236 (H07-26-3) の解説 5 行目	は相続財産管理人が、登記申請行為をすることになる。	は相続財産清算人が、登記申請行為をすることになる。	23/5/12

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
112	問266（H13-12-4）の問題3行目	相続放棄の申述の受理証明書を添付	相続放棄の申述の受理証明書及び相続を証する公文書を添付	23/11/10
113	問263（H17-12-I）の解説3行目	して、当該所有権移転登記を抹消することができる（民252但書）。	して、当該所有権移転登記を抹消することができる（民252V）。	23/5/12
	問265（H05-16-I）の正誤及び解説4行目	×	○ 平2.1.20民三156号）。そして、この更正登記は、丙の単独申請によることができる（令5.3.28民二538号）。	23/11/10
	問266（H13-12-4）の正誤及び解説	× 共同相続の登記後、相続人中の一部の者が相続放棄をした場合は、その者ははじめから相続人ではなかったことになる（民939）、その者を除外するために更正登記を申請することができる。その場合の登記手続は、相続放棄をした者（本問のB）を登記義務者、登記上持分が増加する者（本問のC）を登記権利者として、共同申請による。	○ 本肢記載のとおりである（令5.3.28民二538号）。	23/11/10
121	問287（H03-23-1）の解説	共同して登記の抹消の申請をすべき者が所在不明であるときに、判決を得なくても登記権利者が単独で抹消登記の申請をすることができる場合は3つある（70）。①非訟事件手続法106条1項の除権決定があった場合。②登記権利者が先取特権・質権・抵当権の被担保債権が消滅したことを証する情報を提供した場合。③先取特権・質権・抵当権の被担保債権の弁済期から20年経過後に当該被担保債権・利息・損害金の全額に相当する金銭が供託されたことを証する情報を提供することにより、登記権利者単独で当該抵当権の抹消登記を申請することができる（70IV後段、不登令別表26項添）。また、この場合、抵当権者の所在が知れないことを証する情報及び債権の弁済期を証する情報の提供も必要とされている。	抵当権者が所在不明である場合、抵当権の被担保債権の弁済期から20年経過後に当該被担保債権・利息・損害金の全額に相当する金銭が供託されたことを証する情報を提供することにより、登記権利者単独で当該抵当権の抹消登記を申請することができる（70IV後段、不登令別表26項添）。また、この場合、抵当権者の所在が知れないことを証する情報及び債権の弁済期を証する情報の提供も必要とされている。	24/3/15
144	問356（H30-13）の問題の選択肢エの第1欄1行目	相続財産管理人が申請する相続人不存在	相続財産清算人が申請する相続人不存在	23/5/12
	問356（H30-13）の問題の選択肢エの第2欄	相続財産管理人の氏名	相続財産清算人の氏名	
145	問356（H30-13）のエの解説2行目	更の登記においては、相続財産管理人の氏名は登記事項ではない	更の登記においては、相続財産清算人の氏名は登記事項ではない	23/5/12
153	問374（H元-27-2）の解説1行目	登記実務は、民法958条の3の審判によって不動産に関する権利を	登記実務は、民法958条の2の審判によって不動産に関する権利を	23/5/12

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
165	問409 (R02-15-I) の解説 5 行目	としているところ、法定代理人である k とを	としているところ、法定代理人である ことを	23/1/6
168	問425 (H14-24-オ) の問題 1 行目	相続財産 管理人 が家庭裁判所の許可を得て相続財産に属する	相続財産 清算人 が家庭裁判所の許可を得て相続財産に属する	23/5/12
169	問425 (H14-24-オ) の解説 1 行目	相続財産法人が登記義務者となり、相続財産 管理人 が家庭裁判所の	相続財産法人が登記義務者となり、相続財産 清算人 が家庭裁判所の	23/5/12
214	問550 (H29-16-イ) の問題 2 行目	裁判所に選任された A の相続財産の 管理人 が、	裁判所に選任された A の相続財産の 清算人 が、	23/5/12
214	問551 (H31-19-ア) の問題 2 ~ 5 行目	亡 A の相続財産 管理人 B が、建物以外の工作物の所有を目的とした賃借権の設定の登記を申請する場合において、登記原因証明情報である賃貸借契約書に存続期間を10年とする旨が記載されているときには、相続財産 管理人 B の権限外の行為に関する	亡 A の相続財産 清算人 B が、建物以外の工作物の所有を目的とした賃借権の設定の登記を申請する場合において、登記原因証明情報である賃貸借契約書に存続期間を10年とする旨が記載されているときには、相続財産 清算人 B の権限外の行為に関する	23/5/12
215	問551 (H31-19-ア) の解説	相続財産 管理人 が民法602条に定める期間を超える賃貸借をする場合、家庭裁判所の許可を得なければならない（民953、28、103）。この点、建物以外の工作物の所有を目的とした土地の賃借権に関し民法602条に定める期間は、5年である（民602②）。したがって、相続財産 管理人 が、存続期間を10年と建物以外の工作物の所有を目的とした賃借権の設定の登記を申請する場合には、相続財産 管理人 の権限外の行為に関する家庭裁判所の許可があつたことを証する情報の提供を要する。	相続財産 清算人 が民法602条に定める期間を超える賃貸借をする場合、家庭裁判所の許可を得なければならない（民953、28、103）。この点、建物以外の工作物の所有を目的とした土地の賃借権に関し民法602条に定める期間は、5年である（民602②）。したがって、相続財産 清算人 が、存続期間を10年と建物以外の工作物の所有を目的とした賃借権の設定の登記を申請する場合には、相続財産 清算人 の権限外の行為に関する家庭裁判所の許可があつたことを証する情報の提供を要する。	23/5/12
214	問553 (H19-12-ウ) の問題 1 行目	満19歳の 未成年者が	未成年者が	24/2/15
215	問553 (H19-12-ウ) の解説 5 行目	一方で、相続財産 管理人 又は不在者財産管理人が登記義務者として	一方で、相続財産 清算人 又は不在者財産管理人が登記義務者として	23/5/12
223	問568 (H31-25-イ) の解説 2 行目	順位の変更の登記により後順位なった根抵当権	順位の変更の登記により後順位 となつた 根抵当権	23/1/6
244	問633 (R02-16-2) の問題 2 ~ 4 行目	らかでないため、B が相続財産 管理人 に選任された場合において、A 名義の不動産を相続財産法人名義とする登記を申請するときは、相続財産 管理人 B の住所を証する情報の提供を要する。	らかでないため、B が相続財産 清算人 に選任された場合において、A 名義の不動産を相続財産法人名義とする登記を申請するときは、相続財産 清算人 B の住所を証する情報の提供を要する。	23/5/12

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
250	問651 (H03-20-2) の問題	甲が単独で丙から譲り受けたのに、誤って甲・乙共有名義でなされた所有権移転登記について、乙及び丙を登記義務者、甲を登記権利者とし、錯誤を登記原因として、甲の単独所有名義とする更正の登記を申請することができる。	甲の単独の所有権であるのに、誤って甲・乙共有名義の相続による所有権保存の登記をした後、丙のために抵当権設定の登記をした場合には、甲及び乙は申請書に丙の承諾書を添付して、甲単独の所有権名義とする更正の登記の申請をすることができる。	24/3/15
250	問654 (H08-27-ウ) の問題「甲区3番」の「原因」	甲区3番 所有権移転 平成17年6月1日受付第600号 原因 平成17年5月31日 所有者C	甲区3番 所有権移転 平成17年6月1日受付第600号 原因 平成17年5月31日売買 所有者C	24/4/17
251	問651 (H03-20-2) の解説	甲・乙共有名義の所有権移転登記を甲単有名義に更正する登記を申請する場合は、登記権利者は甲、登記義務者は乙及び前所有権登記名義人(本肢においては丙)となる。	丙の抵当権が設定されている甲・乙共有の所有権登記を甲単有に更正する登記を申請する場合、乙の持分に関しては丙の抵当権は消滅することになるため、丙は当該所有権の更正登記の利害関係人に該当する。したがって、申請情報と併せて丙の承諾を証する丙が作成した情報又は丙に対抗することができる裁判があったことを証する情報を提供することを要する(68、不登令別表26項添ト)。	24/3/15
273	問691 (H19-16-ウ) の解説 1行目	相続を原因とする所有権の移転の登記を申請する場合に	相続を原因とする所有権の移転の登記を申請する場合に	23/1/6
274	問696 (H12-16-ウ) の問題 1～2行目	共同して登記の抹消の申請をすべき者共同して登記の抹消の申請をすべき者の所在が知れないため、	共同して登記の抹消の申請をすべき者の所在が知れないため、	23/1/6
275	問698 (H28-18-ア) の解説 1行目	不登令7条1項1号イは、法務省令定める場合を除き、	不登令7条1項1号イは、法務省令で定める場合を除き、	23/1/6
277	問703 (H23-23-ア) の解説 9行目	登記申請を懈怠した場合の過料	登記申請を懈怠した場合の過料	23/1/6
277	問704 (H23-23-イ) の解説 4～5行目	登記申請を懈怠した場合の過料	登記申請を懈怠した場合の過料	23/1/6
279	問706 (H23-23-イ) の解説 7～8行目	登記申請を懈怠した場合の過料	登記申請を懈怠した場合の過料	23/1/6

頁	訂正箇所	誤	正	更新日																																								
318	問782 (R03-26) の問題中の登記記録	(甲土地の登記記録の権利部の表示) 権利部(甲区) (所有権に関する事項) <table border="1"><thead><tr><th>順位番号</th><th>登記の目的</th><th>受付年月日・受付番号</th><th>権利者その他の事項</th></tr></thead><tbody><tr><td>1</td><td>所有権移転</td><td>令和3年9月5日 第13000号</td><td>原因 平成3年2月8日相続 所有者 A市B町100番地 甲山一郎</td></tr><tr><td>2</td><td>所有権移転 仮登記</td><td>平成30年4月20日 第6000号</td><td>原因 平成30年4月15日売買 (条件 売買代金完済) 所有者 A市B町150番地 児野二郎</td></tr><tr><td></td><td>余白</td><td>余白</td><td>余白</td></tr><tr><td></td><td>所有権移転</td><td>令和2年6月22日 第8000号</td><td>原因 平成2年4月15日相続 所有者 A市B町100番地 甲山由紀</td></tr></tbody></table>	順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項	1	所有権移転	令和3年9月5日 第13000号	原因 平成3年2月8日相続 所有者 A市B町100番地 甲山一郎	2	所有権移転 仮登記	平成30年4月20日 第6000号	原因 平成30年4月15日売買 (条件 売買代金完済) 所有者 A市B町150番地 児野二郎		余白	余白	余白		所有権移転	令和2年6月22日 第8000号	原因 平成2年4月15日相続 所有者 A市B町100番地 甲山由紀	(甲土地の登記記録の権利部の表示) 権利部(甲区) (所有権に関する事項) <table border="1"><thead><tr><th>順位番号</th><th>登記の目的</th><th>受付年月日・受付番号</th><th>権利者その他の事項</th></tr></thead><tbody><tr><td>1</td><td>所有権移転</td><td>令和3年9月5日 第13000号</td><td>原因 平成3年2月8日相続 所有者 A市B町100番地 甲山一郎</td></tr><tr><td>2</td><td>条件付所有権 移転仮登記</td><td>平成30年4月20日 第6000号</td><td>原因 平成30年4月15日売買 (条件 売買代金完済) 権利者 A市B町150番地 児野二郎</td></tr><tr><td></td><td>余白</td><td>余白</td><td>余白</td></tr><tr><td>3</td><td>所有権移転</td><td>令和2年6月22日 第8000号</td><td>原因 令和2年4月15日相続 所有者 A市B町100番地 甲山由紀</td></tr></tbody></table>	順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項	1	所有権移転	令和3年9月5日 第13000号	原因 平成3年2月8日相続 所有者 A市B町100番地 甲山一郎	2	条件付所有権 移転仮登記	平成30年4月20日 第6000号	原因 平成30年4月15日売買 (条件 売買代金完済) 権利者 A市B町150番地 児野二郎		余白	余白	余白	3	所有権移転	令和2年6月22日 第8000号	原因 令和2年4月15日相続 所有者 A市B町100番地 甲山由紀	24/3/15
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項																																									
1	所有権移転	令和3年9月5日 第13000号	原因 平成3年2月8日相続 所有者 A市B町100番地 甲山一郎																																									
2	所有権移転 仮登記	平成30年4月20日 第6000号	原因 平成30年4月15日売買 (条件 売買代金完済) 所有者 A市B町150番地 児野二郎																																									
	余白	余白	余白																																									
	所有権移転	令和2年6月22日 第8000号	原因 平成2年4月15日相続 所有者 A市B町100番地 甲山由紀																																									
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項																																									
1	所有権移転	令和3年9月5日 第13000号	原因 平成3年2月8日相続 所有者 A市B町100番地 甲山一郎																																									
2	条件付所有権 移転仮登記	平成30年4月20日 第6000号	原因 平成30年4月15日売買 (条件 売買代金完済) 権利者 A市B町150番地 児野二郎																																									
	余白	余白	余白																																									
3	所有権移転	令和2年6月22日 第8000号	原因 令和2年4月15日相続 所有者 A市B町100番地 甲山由紀																																									
321	問785 (H16-25-ア) の解説 3 ~ 4行目	ことができる。しかし登記の申請が却下された場合には、申請書及び添付書類が還付されないため、この申出をすることができない。	ができる。しかし登記の申請が却下された場合には、申請書が還付されないため、この申出をすることができない。	24/1/15																																								
327	問808 (H23-14-イ) の解説末尾	のとして却下される（大判明39.10.31, 25⑯, 不登令20⑯）。	のとして却下される（大判明39.10.31, 25⑯, 不登令20⑯）。	24/3/15																																								
329	問817 (H04-18-1, R03-12-ア) の解説末尾	る（19Ⅲ・25⑯, 不登令20⑯, 昭30.4.11民甲693号）。	る（19Ⅲ・25⑯, 不登令20⑯, 昭30.4.11民甲693号）。	24/3/15																																								
337	問848 (R02-25-ウ) の解説末尾	という規定は適用除外されていない。	という規定は適用除外されていない。しかし、審査請求の取下げは、書面でするべきである（行服27Ⅱ）ため本肢は誤っている。	23/12/15																																								
348	問9 (H03-26-1) の問題 2 行目	い場合において、相続財産管理人は直接相続財産法人名義の	い場合において、相続財産清算人は直接相続財産法人名義の	23/5/12																																								
361	問42 (H11-13-1) の解説 3 ~ 6行目	共同相続登記がされた「後」に寄与分が定められ、共同相続人の相続分が登記された持分と異なることとなった場合においては、錯誤を原因とする当該相続登記の更正の登記（共同申請）をする（昭55.12.20民三7145号）。なお、共同相続登記がされた後に相続分を修正する事情が生じた場合、原則として更正登記をすることになる（本肢の事例）が、遺産分割又は相続分の譲渡の場合は移転登記をすることになるので区別を要する。	共同相続登記がされた「後」に寄与分が定められ、共同相続人の相続分が登記された持分と異なることとなった場合においては、錯誤を原因とする当該相続登記の更正の登記（共同申請）をする（昭55.12.20民三7145号）。	23/12/15																																								
362	問49 (H27-26-ア, H31-15-オ) の問題 4 ~ 5行目	請する場合において、Aの相続財産管理人の選任の審判書の記載によって、当該相続財産管理人の選任が相続人不存在によるもの	請する場合において、Aの相続財産清算人の選任の審判書の記載によって、当該相続財産清算人の選任が相続人不存在によるもの	23/5/12																																								

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
363	問49 (H27-26-ア, H31-15-オ) の解説 2 ~ 6 行目	登記を申請する場合、当該相続財産 管理人 の選任が相続人不存在の場合であること及び被相続人の死亡年月日が明らかであるときは、登記原因証明情報として、相続財産 管理人 選任書の謄本を添付すれば足りる（昭39.2.28民甲422号）。なお、当該相続財産 管理人 選任書の謄本の記載によって当該相続財産 管理人 の選任が相続人不存在の場合であること	登記を申請する場合、当該相続財産 清算人 の選任が相続人不存在の場合であること及び被相続人の死亡年月日が明らかであるときは、登記原因証明情報として、相続財産 清算人 選任書の謄本を添付すれば足りる（昭39.2.28民甲422号）。なお、当該相続財産 清算人 選任書の謄本の記載によって当該相続財産 清算人 の選任が相続人不存在の場合であること	23/5/12
363	問51 (H03-22-1) の解説 4 ~ 7 行目	遺産分割協議の成立の日付で持分全部移転登記をすることになる（昭28.8.10民甲1392号）。なお、共同相続登記がされた後に相続分を修正する事情が生じた場合、原則として更正登記をすることになるが、遺産分割（本肢の事例）又は相続分の譲渡の場合は移転登記をすることになるので区別を要する。	遺産分割協議の成立の日付で持分全部移転登記をすることができる（昭28.8.10民甲1392号）。	24/2/15
364	問57 (H04-25-5) の問題 3 行目	がされたときは、その特別縁故者と相続財産 管理人 は、	がされたときは、その特別縁故者と相続財産 清算人 は、	23/5/12
365	問53 (H03-27-4) の解説 4 行目	更登記後、 管理人 選任公告（民952Ⅱ）、相続人検索公告（民958）を	更登記後、 清算人 選任公告（民952Ⅱ）、相続人検索公告（民958）を	23/5/12
365	問55 (H07-15-ウ) の解説 2 行目	がされ（民958の3Ⅰ）、その審判が確定したときは、	がされ（民958の2Ⅰ）、その審判が確定したときは、	23/5/12
365	問57 (H04-25-5) の解説 2 ~ 3 行目	清算手続が終了したときは、その持分は民法958条の3に基づく	清算手續が終了したときは、その持分は民法958条の2に基づく	23/5/12
365	問57 (H04-25-5) の解説 7 ~ 8 行目	特別縁故者と相続財産 管理人 は、共有持分全部移転の登記を	特別縁故者と相続財産 清算人 は、共有持分全部移転の登記を	23/5/12
367	問63 (H13-12-5) の解説 4 行目	また、この場合は、保存行為に該当するので（民252但書）、	また、この場合は、保存行為に該当するので（民252V）、	23/5/12
368	問65 (H30-21-I) の問題 3 行目	旨の申述を受理する審判がされ、Cが相続財産の 管理人 に	旨の申述を受理する審判がされ、Cが相続財産の 清算人 に	23/5/12
368	問66 (H04-25-1, H31-15-ア) の問題 2 行目	において、相続財産 管理人 が、所有権移転の登記の申請を	において、相続財産 清算人 が、所有権移転の登記の申請を	23/5/12
369	問65 (H30-21-I) の解説 1 行目	限定承認の場合における相続財産 管理人 は、相続人を代理してする	限定承認の場合における相続財産 清算人 は、相続人を代理してする	23/5/12

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
369	問66 (H04-25-1, H31-15-ア) の解説 1 ~ 4 行目	被相続人が生前に売り渡した不動産について相続財産管理人より所有権移転登記を申請する場合は、家庭裁判所の許可を要しない（昭32.8.26民甲1610号）。なぜなら、実体上の権利変動は被相続人の生前において既に生じており、相続財産管理人の登記申請によって	被相続人が生前に売り渡した不動産について相続財産清算人より所有権移転登記を申請する場合は、家庭裁判所の許可を要しない（昭32.8.26民甲1610号）。なぜなら、実体上の権利変動は被相続人の生前において既に生じており、相続財産清算人の登記申請によって	23/5/12
373	問76 (H07-15-I) の解説 3 行目	続人全員のために相続登記を申請することができる（民252但書）。	続人全員のために相続登記を申請することができる（民252V）。	23/5/12
375	問85 (H16-26-ア) の解説の最後に追加	申請することができる（平2.1.20民三156号）。	申請することができる（平2.1.20民三156号）。 なお、この場合、登記権利者の単独申請によることもできる（令5.3.28民二538号）。	23/11/10
377	問88 (H16-26-I) の解説	共同相続登記がされた後、共同相続人の一人が遺産分割により所有権を取得した場合、不動産を当該相続人名義にするときには、原則どおり遺産分割により持分を取得した者を登記権利者、権利を失う者を登記義務者として共同申請による持分移転登記によらなければならない（昭28.8.10民甲1392号）。試験対策上、共同相続登記後に遺産分割協議又は相続分の譲渡があった場合は、更正によらず移転登記によることは重要なポイントである。	共同相続を原因とする所有権移転の登記がされた後、遺産分割により所有権を取得した者は、単独で遺産分割を原因とする所有権更正登記を申請することができる（令5.3.28民二538号）。なお、この場合、遺産分割を原因とする共同申請による所有権移転登記によることもできる。	23/11/10
382	問100 (H17-14-ウ) の問題 4 行目	学生：民法第958条の3 第2項の期間内に特別縁故者の	学生：民法第958条の2 第2項の期間内に特別縁故者の	23/5/12
383	問100 (H17-14-ウ) の解説 2 行目	民法958条の3 第2項の期間満了の日の翌日又は特別縁故者に	民法958条の2 第2項の期間満了の日の翌日又は特別縁故者に	23/5/12
383	問102 (H27-26-オ) の解説	特別縁故者不存在確定を原因とする他共有者への持分移転の登記の原因日付は、被相続人の死亡の日から少なくとも13か月経過後の日であることを要する（平3.4.12民三2398号）。試験対策上、相続人不存在の場合手続きは複雑であるが、民法でも不動産登記法でも問われる所以記憶するよう努めたい。初学者であっても最低限13か月を要することは押さえてほしい。	特別縁故者不存在確定を原因とする他共有者への持分移転の登記の原因日付は、被相続人の死亡の日から少なくとも9か月経過後の日であることを要する（民958の2 II, 952 II）。	23/5/12
390	問121 (H27-26-ウ, H31-15-ウ) の問題 3 行目	ときは、Aの相続財産管理人は、単独でBからAの相続	ときは、Aの相続財産清算人は、単独でBからAの相続	23/5/12
400	問139 (H10-23-ウ) の問題の登記記録 3 番	3番 所有権移転 原因 平成19年7月7日民法第958条の3の審判	3番 所有権移転 原因 平成19年7月7日民法第958条の2の審判	23/5/12
401	問139 (H10-23-ウ) の解説 1 行目	相続人が不存在の場合、民法958条の3の審判によって不動産を	相続人が不存在の場合、民法958条の2の審判によって不動産を	23/5/12

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
405	問154 (R02-13-I) の解説末尾	人の住所変更登記の申請をしなければならない（登研380-81）。	人の住所変更登記の申請をしなければならない（登研380-81）。なお、相続人に対する遺贈の場合には、遺贈者の住所の変更の登記を省略することができる（令5.3.28民二538号）。	23/11/10
437	問251 (H07-16-5) の解説 4 行目	登記義務者を共同根抵当権者とする共同	登記義務者を共同抵当権者とする共同	23/12/15
441	問259 (H14-16-I) の解説 3 行目	ることは、民法252条ただし書にいう保存行為と評価されない	ることは、民法252条 5項にいう保存行為と評価されない	23/5/12
	問261 (H05-16-I) の解説 2 行目	民法252条ただし書より、保存行為として共有者（設定者）の一人が	民法252条 5項より、保存行為として共有者（設定者）の一人が	
442	問267 (H10-20-カ) の問題文	共同して登記の抹消の申請をすべき者が行方不明で、不動産登記法70条 4項後段の規定により登記権利者のみで抵当権設定登記の抹消を申請する場合には、申請書に、共同して登記の抹消の申請をすべき者共同して登記の抹消の申請をすべき者の所在が知れないと証する書面として、共同して登記の抹消の申請をすべき者共同して登記の抹消の申請をすべき者の登記記録上の住所にあてた被担保債権の受領催告書が到達しなかったことを証する書面を添付すれば足りる。	共同して登記の抹消の申請をすべき者が行方不明で、不動産登記法70条 4項後段の規定により登記権利者のみで抵当権設定登記の抹消を申請する場合には、申請書に、共同して登記の抹消の申請をすべき者の所在が知れないことを証する書面として、共同して登記の抹消の申請をすべき者の登記記録上の住所にあてた被担保債権の受領催告書が到達しなかったことを証する書面を添付すれば足りる。	23/12/15
442	問269 (R03-21-オ) の問題 1 行目	不動産登記法第70条第 3 項後段	不動産登記法第70条第 4 項後段	23/11/10
443	問269 (R03-21-オ) の解説 6 行目	(不登法70条 3 項	(不登法70条 4 項	23/11/10
469	問326 (H13-27-I) の解説 5 行目	の実行により元本が確定するので（民398の20③），	の実行により元本が確定するので（民398の20 ①），	24/4/17
523	問482 (H02-19-3) の解説 4 ~ 6 行目	としない。なお、当該仮登記の本登記をする場合には、登記官が当該根抵当権の登記を職權で抹消することになる（昭46.12.11民三532号）。試験対策上、申請人本人の承諾書が必要にならないことは重要である。	としない。	24/6/26
552	問544 (R03-21-I) の問題 3 ~ 4 行目	所在が不明である場合であっても、不動産登記法第70条第 3 項後段の規定による当該抵当権の	所在が不明である場合であっても、不動産登記法第70条第 3 項の規定による当該抵当権の	24/1/15
553	問544 (R03-21-I) の解説 6 行目	るため、不登法70条 3 項後段の規定による抵当権の設定登記の抹消を申請	るため、不登法70条 3 項の規定による抵当権の設定登記の抹消を申請	24/1/15

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
645	問773 (R02-22) の解説イ	本肢のような場合にCという抹消登記がされる権利者への通知をしたことを証する情報の提供は必要である（不登令71⑥、不登令別表71項添）。しかし、その他も者に対する同様の情報の提供を求める規定は存在しない。よって、Aに対して当該情報の提供はする必要がない。	本肢の場合、抹消される登記の権利者に対しその旨の通知をしたことを証する情報の提供は必要であるが、他の者に対し通知をしたことを証する情報を提供しなければならないとする規定はない（不登令71⑥、不登令別表71項添）。 よって、本肢の場合、Cに対しあらかじめ通知したことを証する情報は提供しなければならないが、Aに対しあらかじめ通知したことを証する情報を提供することは要しない。	24/3/15
653	問790 (H31-26-ア) の正誤及び解説	× 表題部所有者又は登記名義人の相続人が登記の申請をする場合において、その相続に関して不動産登記規則第247条の規定により交付された法定相続情報一覧図の写しを提供したときは、当該写しの提供をもって、相続があつたことを証する市町村長その他の公務員が職務上作成した情報の提供に代えることができる（不登規37の3）。法定相続情報一覧図の写しに記載された法定相続情報番号を添付情報として提供したとしても、戸籍の全部事項証明書の提供を省略することはできない。	○ 表題部所有者又は登記名義人の相続人が登記の申請をする場合において、その相続に関して法定相続情報一覧図の写し又は法定相続情報番号を提供したときは、当該法定相続情報一覧図の写し又は当該法定相続情報番号の提供をもって、相続があつたことを証する市町村長その他の公務員が職務上作成した情報の提供に代えることができる（不登規37の3本文）。法定相続情報一覧図の写しに記載された法定相続情報番号を添付情報として提供することで、戸籍の全部事項証明書の提供を省略することができる。	24/5/22

商業登記法

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
35	問99 (H28-29-ア) の解説 2 行目	であって、設立しようとする株式会社が監査役会設置会社であるとき、	であって、設立しようとする株式会社が監査役設置会社であるとき、	24/3/15
41	問115 (H06-33-3) の解説 6 ~8行目	明らかになるからである。なお、株式会社の設立時に現物出資をすることができるのは発起人に限られる（会社341と会社631を比較）。	明らかになるからである。	23/11/10
65	問175 (H19-28-ウ) の正誤及び解説	× 本店を他の登記所の管轄区域内に移転した場合の（以下略）	〈法改正により削除〉 ※法改正（支店所在地の登記廃止）により問題文の前提が成り立たないため	23/12/15
191	問497 (R02-32) の解説肢 3 第1欄 4行目	株式会社として扱われ、会社法469条などにより株式会社は	株式会社として扱われ、会社法479条などにより株式会社は	24/3/15
191	問497 (R02-32) の解説肢 5 第2欄	第2欄 × 「次に掲げる規定は、清算持分会社については、適用しない。②第606条」（会社674②）。そして、606条において社員の新規加入を規定する。他方、清算持分会社自体ができるない行為を登記することはできない。	第2欄 × 清算持分会社は、新たな出資により又は持分の譲受けにより社員を加入させることができない（会社674①・604①）。したがって、合同会社は、社員が解散後に加入したことによる資本金の額の増加による変更の登記を申請することはできない。	24/3/15

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
229	問592 (R02-34-4) の解説 4 行目	「第1項の定款の定めがある場合には、持分会社は、同項の一般承継人が持分を承継した時に、当該一般承継人に係る定款の変更をしたものとみなす」(会社608III)。そして、608条1項には、「持分会社は、その社員が死亡した場合又は合併により消滅した場合における当該社員の相続人その他の一般承継人が当該社員の持分を承継する旨を定款で定めることができる」と規定される。そして、「遺産の分割は、相続開始の時にさかのぼってその効力を生ずる」(民909本文)ところ、持分を承継したのはAのみであるとして、登記できるとも思える。「ただし、第三者の権利を害することはできない」(民909但書)ところ、相続により全員が持分を共有したとして登記されることになる。	肢に記載の通りである (昭38.5.14民事甲1357号)。 なお、本肢のケースで共同相続人中、Aのみを社員とする場合は、共同相続人全員の加入登記を申請した上で、相続人間における持分譲渡によるA以外の者の退社登記を申請することとなる。	23/11/10
287	問732 (H10-28-4) の解説 4 行目	これらの書面を添付することを要しない (129III)。	上記の書面を添付することを要しない (129III)。	23/11/10
307	問793 (H07-29-1) の正誤及び解説	○ 一般社団法人の従たる事務所における設立の登記の〈以下略〉	〈法改正により削除〉	23/12/15
315	問818 (H02-34-3, H10-29-2) の正誤及び解説	✗ 法人が従たる事務所を移転したときは、旧所在地〈以下略〉	〈法改正により削除〉	23/12/15
317	問821 (H11-28-1, S58-37-5) の正誤及び解説	✗ 一般社団法人の一時理事の職務を行うべき者は、〈以下略〉	〈法改正により削除〉	23/12/15
327	問849 (H11-28-4) の解説 3 ~ 5行目	主たる事務所の所在地においては2週間以内、従たる事務所の所在地においては3週間以内に清算結了の登記をしなければならないが (一般法人311・314)、主務官庁への届出は不要である。	主たる事務所の所在地においては2週間以内に清算結了の登記をしなければならないが (一般法人311)、主務官庁への届出は不要である。	24/1/15
327	問852 (H15-35-5) の解説 3 ~ 5行目	主たる事務所の所在地においては2週間以内、従たる事務所の所在地においては3週間以内に清算結了の登記をしなければならず (一般法人311, 314)、清算結了の登記がされることにより、	主たる事務所の所在地においては2週間以内に清算結了の登記をしなければならず (一般法人311)、清算結了の登記がされることにより、	24/1/15
329	問860 (H14-35-1) の解説 2 ~ 4行目	所の所在地においては、2週間以内 (一般法人303)、従たる事務所の所在地における登記事項に変更が生じたときは、従たる事務所の所在地においては3週間以内にその登記をしなければならない (一般法人312 IV)。当該	所の所在地においては、2週間以内 (一般法人303) にその登記をしなければならない。当該	24/1/15
332	問867 (H28-35-I) の問題 3 行目	団法人の主たる事務所及び従たる事務所を管轄する登記所に当該公益	団法人の主たる事務所を管轄する登記所に当該公益	24/1/15
335	問873 (S57-36-3, H03-40-2) の正誤及び解説	○ 学校法人の設立の登記は、主務官庁による寄附行為の〈以下略〉	〈法改正により削除〉	23/12/15

民事訴訟法・民事執行法・民事保全法・供託法・司法書士法

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
7	問13 (R02-01-I) の解説 1 行目	送達実施期間が	送達実施機関が	24/6/26
73	問253 (H10-04-5) の解説 3 行目	110万円以下の過料	10万円以下の過料	24/6/26

会社法

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
7	問22 (H29-27-I) の解説	「発起人（株式会社の成立後には、当該株式会社）は、定款を発起人が定めた場所（株式会社の成立後には、その本店及び支店）に備え置かなければなら」ず（31Ⅰ）、「発起人（株式会社の成立後には、その株主及び債権者）は、発起人が定めた時間（株式会社の成立後には、その営業時間）内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる」。	設立時募集株式の引受人は、発起人が定めた時間内は、いつでも、定款の閲覧の請求をすることができる（102Ⅰ，31Ⅱ①）。設立時募集株式の引受人の閲覧請求は、払込金額の払込みを行う前であっても可能である。	24/5/22
87	問272 (R02-28-4) の解説 8 行目	そのため、原則として特別決議が要求される。	そのため、原則として普通決議が要求される。	23/3/3
131	問408 (H29-31-4) の解説 6 ~ 7 行目	名以内 3 名以上であって（335Ⅱ），常勤の監査役も欠けておらず（390Ⅲ），4名のうち、3名が社外監査役であるため（335Ⅱ），	名以内 3 名以上であって（335Ⅲ），常勤の監査役も欠けておらず（390Ⅲ），4名のうち、3名が社外監査役であるため（335Ⅲ），	24/4/17
133	問410 (H29-31-4) の解説 9 行目	社外取締役で常勤監査役の者が死亡しても	社外監査役でない常勤監査役の者が死亡しても	23/11/10
149	問461 (H28-31-4) の解説 2 ~ 3 行目	例外として、取締役の過半数が社外取締役であって、定款の定めがある場合，	例外として、取締役の過半数が社外取締役である場合又は定款で定めた場合，	24/3/15
171	問525 (H02-29-4) の解説	「定款変更によって取締役の任期が短縮された場合、変更後の定款の定めは在任中の取締役にも当然に適用される」（東京地判平27.6.29）。	「定款を変更して取締役の任期を伸長した場合、定款変更前に選任された取締役の任期も伸長される」（昭30.9.12民甲1886号）。	23/9/14
181	問557 (R02-30-4) の解説 3 ~ 4 行目	その他の使用人である者」（398Ⅴ）。	その他の使用人である者」（396Ⅴ）。	23/5/12
187	問582 (H23-31-4) の解説 3 ~ 4 行目	各委員会の委員の過半数は、社外取締役でなければならず、執行役は社外取締役の要件を満たさないため、各委員会の	各委員会の委員の過半数は、社外取締役でなければならず（400Ⅲ），執行役は社外取締役の要件を満たさないため（2⑯イ），各委員会の	23/11/10

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
211	問666 (H20-29-ア) の解説 3 ~ 6行目	できない (113Ⅲ)。一方、株式会社が会社法上の公開会社でない場合は、定款の変更が効力を生じた時における発行済株式の総数の4倍を超えることができる (113Ⅲただし書)。	できない (113Ⅲ①)。一方、株式会社が会社法上の公開会社でない場合は、定款の変更が効力を生じた時における発行済株式の総数の4倍を超えることができる。	24/6/26
235	問748 (H25-34-ア) の解説	持分会社の存続期間を定款で定めなかった場合には、 定款に別段の定めがない限り、各社員は、事業年度の終了時の6か月前までに持分会社に退社の予告をすることによって、事業年度の終了の時において退社をすることができる (606Ⅰ・Ⅱ)。よって、「退社する6か月前」ではない。	持分会社の存続期間を定款で定めなかった場合には、 当該持分会社の社員は、事業年度の終了の時において退社をすることができる (会606Ⅰ)。この場合、社員は退社する6か月前までに退社の予告をしなければならないが、いつでも退社することができるわけではない。	24/6/26
275	問909 (H31-29-オ) の解説 2 行目	ことができる (238Ⅰ①、911Ⅲ⑫八)。	ことができる (238Ⅰ①、911Ⅲ⑫二)。	24/7/31
293	問971 (H28-33-ア) の解説 1行目	新設分割では、分割会社の 株主 に対して、分割対価の	新設分割では、分割会社に対して、分割対価の	23/12/15
337	問58 (H23-35-I) の解説 5~6行目及び9~10行目	を理由として 契約の解除又は代金減額若しくは損害賠償の請求 をすることが	を理由として 追完の請求、代金減額、損害賠償請求及び契約の解除 をすることが	24/5/22

憲法・刑法

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
31	問67 (H21-02-I) の解説 2 行目	確保するという正当な目的を有し、右の目的と一律禁止との間に	確保するという正当な目的を有し、右の目的と一律禁止との間に	24/4/17
77	問57 (S60-25-4, H04-26-オ) の解説 4行目	ため、 故意犯は成立しない 故意による犯罪は成立しない (38Ⅰ)。	ため、故意による犯罪は成立しない (38Ⅰ)。	24/2/15

短答過去問集

令和4年度

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
78	問20のウの解説 3行目	あるときは、その承諾を得なければならない (民783Ⅱ)。	あるときは、その承諾を得なければならない (民783Ⅲ)。	23/5/19
173	問14の問題アの第2欄	BからCへの抵当権B持分の移転の登記	BがCに譲渡した債権の額	23/12/15

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
174	問14の解説ア	<p>ア 要しない 抵当権の持分移転の場合は、既に抵当権登記名義人の持分が登記記録に表示されているため、移転した持分を申請情報の内容とすることを要さない（平28.6.8民二386号記録例386）。</p>	<p>ア 要しない 抵当権の持分移転の場合は、既に抵当権登記名義人の債権額が登記記録に表示されているため、移転した債権額を申請情報の内容とすることを要さない（平28.6.28民二386号記録例386）。</p>	23/12/15

2024書式ひな形集

不動産登記法

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
10	「010 胎児名義の相続登記」の5行目	○○市○○町○丁目○番○号 2分の1 亡A妻B胎児	○○市○○町○丁目○番○号 2分の1 B胎児	23/7/21
10	「010 胎児名義の相続登記」の10行目	法74条2項申請	〈削除〉	23/3/3
10	「011 胎児が出生した場合」の3行目	変更後の事項 共有者亡A妻B胎児の氏名・住所	変更後の事項 共有者B胎児の氏名・住所	23/7/21
10	「011 胎児が出生した場合」の9行目	登録免許税 金1,000万円（登録税別表1,1,(14)）	登録免許税 金1,000円（登録税別表1,1,(14)）	23/11/10
13	「016 相続財産法人への名変登記」の4～6行目	申請人 ○○市○○町○丁目○番○号 亡A相続財産管理人 B 添付情報 登記原因証明情報（Bの相続財産管理人選任審判書） 代理権限証明情報（Bの相続財産管理人選任審判書，Bの委任状）	申請人 ○○市○○町○丁目○番○号 亡A相続財産清算人 B 添付情報 登記原因証明情報（Bの相続財産清算人選任審判書） 代理権限証明情報（Bの相続財産清算人選任審判書，Bの委任状）	23/11/10
	「018 特別縁故者不存在」の7～9行目	印鑑証明書（相続財産管理人Bの市町村長作成の印鑑証明書） 住所証明情報（Dの住民票の写し） 代理権限証明情報（相続財産管理人Bの選任審判書，B及びDの委任状）	印鑑証明書（相続財産清算人Bの市町村長作成の印鑑証明書） 住所証明情報（Dの住民票の写し） 代理権限証明情報（相続財産清算人Bの選任審判書，B及びDの委任状）	23/11/10
26	「035 遺贈」の解説	相続人に対する遺贈に限り、登記権利者が単独申請することができる（法63Ⅲ 令和5年4月1日施行）	相続人に対する遺贈に限り、登記権利者が単独申請することができる（法63Ⅲ）	23/7/21
33	「048 譲渡担保」の11行目	登録免許税 金20万円（登録税別表1,1,(2)）	登録免許税 金20万円（登録税別表1,1,(2)/八）	23/11/10
40	「060 相続放棄取消」の8～9行目	登記識別情報（Bの甲土地甲区○番の登記識別情報又は登記済証） 印鑑証明書（Bの市町村長作成の印鑑証明書）	登記識別情報（Bの甲土地甲区○番の登記識別情報又は登記済証）（注1） 印鑑証明書（Bの市町村長作成の印鑑証明書）（注1）	23/7/21

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
40	「060 相続放棄取消」の下に解説を追加	登録免許税 金1,000円（登録税別表1,1,(14)）	登録免許税 金1,000円（登録税別表1,1,(14)） なお、法定相続分での相続登記がされている場合において、次に掲げる登記をするときは、登記権利者が単独で所有権の更正の登記を申請することができる ①遺産分割の協議又は審判若しくは調停による所有権の取得に関する登記 原因は「年月日遺産分割」 ②他の相続人の相続の放棄による所有権の取得に関する登記 原因は「年月日相続放棄」 ③特定財産承継遺言による所有権の取得に関する登記 原因は「年月日特定財産承継遺言」 ④相続人が受贈者である遺贈による所有権の取得に関する登記 原因は「年月日遺贈」 (注1) 登記権利者が単独で申請する場合、提供は不要である	23/7/21
48	「071 買戻期間満了による買戻特約の抹消」の5～8行目	添付情報 登記原因証明情報 登記識別情報（Aの甲土地甲区○番付記○号の登記識別情報又は登記済証） 印鑑証明書（Aの市町村長作成の印鑑証明書）	添付情報 登記原因証明情報（注3） 登記識別情報（Aの甲土地甲区○番付記○号の登記識別情報又は登記済証）（注3） 印鑑証明書（Aの市町村長作成の印鑑証明書）（注3）	23/7/21
48	「071 買戻期間満了による買戻特約の抹消」下の注と解説	(注1) 買戻権が行使された場合の買戻特約登記の抹消は登記官が職権です（不登記174） (注2) 買戻期間満了日の翌日を記載する 売買契約の日から10年を経過しているときは、登記権利者は単独で申請することができる（法69条の2 令和5年4月1日施行）	(注1) 買戻権が行使された場合の買戻特約登記の抹消は登記官が職権です（不登記174） (注2) 買戻期間満了日の翌日を記載する なお、売買契約の日から10年を経過しているときは、登記権利者は単独で申請することができる（法69条の2）。この場合、登記原因是「不動産登記法第69条の2の規定による抹消」であり、登記原因是日付を要しない (注3) 不登記法第69条の2の規定により登記権利者が単独で申請する場合、提供は不要である	23/7/28
68	「096 096の登記完了後、CがDの債務を引き受けた場合」	096 096の登記完了後、	096 095の登記完了後、	23/7/10
78	「111 順位変更抹消」の5行目	振付情報 登記原因証明情報	添付情報 登記原因証明情報	23/2/2
79	「112 抵当権抹消」の2～6行目	原因 ○年○月○日弁済 権利者 ○○市○○町○丁目○番○号 B 義務者 ○○市○○町○丁目○番○号 A 添付情報 登記原因証明情報 登記識別情報（Aの甲土地乙区○番の登記識別情報又は登記済証）	原因 ○年○月○日弁済（注1） 権利者 ○○市○○町○丁目○番○号 B 義務者 ○○市○○町○丁目○番○号 A 添付情報 登記原因証明情報 登記識別情報（Aの甲土地乙区○番の登記識別情報又は登記済証）（注2）	23/7/21

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
79	「112 抵当権抹消」の下に解説を追加	登録免許税 金1,000円（登録税別表1,1,(15)）	登録免許税 金1,000円（登録税別表1,1,(15)） (注1) 共同して登記の抹消の申請をすべき法人が解散し、所定の方法により調査を行ってもなおその法人の清算人の所在が判明しないためその法人と共同して登記の抹消を申請することができない場合において、被担保債権の弁済期から30年を経過し、かつ、その法人の解散の日から30年を経過したときは、登記権利者は単独で当該登記の抹消を申請することができる（法70条の2） この場合、登記原因は、「不動産登記法第70条の2の規定による抹消」であり、登記原因の日付を要しない (注2) 不登法第70条の2の規定により登記権利者が単独で申請する場合、提供は不要である	23/7/21
79	「113 解除による抹消」の5行目	添付 怡報 登記原因証明情報	添付 情報 登記原因証明情報	23/2/2
83	「121 不動産登記法70条3項前段による単独抹消」	121 不動産登記法70条3項前段による単独抹消	121 不動産登記法70条4項前段による単独抹消	23/10/10
84	「122 不動産登記法70条3項後段による単独抹消」	122 不動産登記法70条3項後段による単独抹消	122 不動産登記法70条4項後段による単独抹消	23/10/10
104	「147 債務者の相続による合意の登記」の3～4行目	D及びEは、Bと協議し、	Cは、Bと協議し、	23/5/12
115	「163 2号仮登記 条件付所有権移転仮登記」の2つ目の申請書例2～3行目	原因 ○年○月○日売買 権利者 ○○市○○町○丁目○番○号 B	原因 ○年○月○日売買 (始期 令和10年4月1日) 権利者 ○○市○○町○丁目○番○号 B	24/5/22
117	「168 仮登記の処分(所有権)2号仮登記の物権的移転」の下から1行目	登録免許税 金10万円（登録税別表1,1,(14)）	登録免許税 金1000円（登録税別表1,1,(14)）	24/2/15
136	「193 仮処分による失効」の「仮処分による失効」の枠内5行目	添付情報 通知証明情報（BがCに対して内容証明郵便で	添付情報 通知証明情報（BがCに対して内容証明郵便で	24/1/15
137	「194 仮処分による一部失効」の下から8行目	原因 ○年○月○日売買 (始期 令和10年4月1日)	原因 ○年○月○日売買	24/2/15
138	「196 配偶者居住権設定」の1行目	登記の目的 登配偶者居住権設定	登記の目的 配偶者居住権設定	24/1/15

商業登記法

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
26	「034 新株予約権の無償割当て」の4～5行目	新株予約権の数 100株	新株予約権の数 100個	24/1/15
46	「058 取締役の重任」の「登記すべき事項」	1. 登記すべき事項 ○年○月○日 次の者就任（注）	1. 登記すべき事項 ○年○月○日 次の者重任（注）	24/3/15
67	「090 取締役の辞任」の「添付書面」	1. 添付書面 辞任を証する書面 印鑑証明書 委任状	1. 添付書面 辞任を証する書面 委任状	24/7/31
92	「113 新設分割」の【新設分割会社】の「添付書面」	1. 添付書面 登記所作成の吸收分割会社の代表者の印鑑証明書 (商登法87Ⅲ前段) 委任状（商登法87Ⅲ後段）	1. 添付書面 委任状（商登法87Ⅲ）	24/5/22
93	「114 株式移転完全親会社」の「登記すべき事項」4行目	登記記録に関する事項	登記記録に関する事項 設立	24/5/22
114	「134 特例有限会社の商号変更による解散登記申請書」の5行目	1. 登記すべき事項 ○年○月○日東京都新宿区西新宿一丁目1番1号 ○○株式会社を商号変更し、移行したことにより解散（注）	1. 登記すべき事項 ○年○月○日東京都新宿区西新宿一丁目1番1号 ○○株式会社に商号変更し、移行したことにより解散（注）	24/6/26

記述解法マスター講座

商業登記法

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
19	「(3) 取締役、代表取締役及び監査役の退任」本文1～2行目	本問において、株式の譲渡制限に関する規定を廃止したことにより、申請会社は 非公開会社 となり	本問において、株式の譲渡制限に関する規定を廃止したことにより、申請会社は 公開会社 となり	24/5/22
19	下から5行目	本問においては、別紙3の取締役会決議の時点では 未だ公開会社 であるが、	本問においては、別紙3の取締役会決議の時点では 今だ非公開会社 であるが、	23/12/15
21	「③登録免許税」の本文3行目	本問においては、増加した資本金の額が 100万円 であり、	本問においては、増加した資本金の額が 400万円 であり、	23/12/15
38	上から8～9行目	申請会社は 非公開会社 となり (会社2⑤)、	申請会社は 公開会社 となり (会社2⑤)、	24/1/15
55	第4欄の「イ 登記すべき事項」の2～5行目	東京都府中市本町六丁目6番6号 代表取締役 何某 東京都文京区目白台一丁目1番1号 代表取締役 何某	東京都府中市本町六丁目6番6号 代表取締役 乙野次郎 東京都文京区目白台一丁目1番1号 代表取締役 丙野三郎	24/5/22
65	「別紙1」の「役員に関する事項」の6行目	監査役 赤橋花子 平成17年 6月28日就任	監査役 赤橋花子 令和5年 6月28日就任	24/1/15
71	第2欄の表内「イ 登記すべき事項」の1～2行目	令和5年6月 28 日監査役赤橋花子退任 令和6年6月 2 日就任	令和 6 年6月 1 日監査役赤橋花子退任 令和6年6月 1 日就任	24/2/15
74	上から12行目	④ 監査 役の辞任を証する書面	④ 取締 役の辞任を証する書面	23/11/10
80	下から11～12行目	いつでも当会社に対して 当会社に対して 当該株式の取得を請求する	いつでも当会社に対して当該株式の取得を請求する	24/2/15

不動産登記法

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
52	解答例3／3の「登記の目的」	登記の目的 共同根抵当権設定	登記の目的 共同根抵当権設定 (追加)	24/5/22

記述過去問解説講座

商業登記法

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
24	第3欄の【登記すべき事項】	令和4年3月30日代表社員株式会社ホームショーの本店移転 本店 東京都品川区みなと1番地 令和4年4月18日業務執行社員M加入 令和4年4月25日次の者退社 業務執行社員 H 代表社員 H 令和4年4月20日変更 資本金の額 金1,280万円	令和4年3月30日代表社員株式会社ホームショーの本店移転 本店 東京都品川区みなと1番地 代表社員 株式会社ホームショー 東京都千代田区千代田1番地 職務執行者 A 令和4年4月18日業務執行社員M加入 令和4年4月25日次の者退社 業務執行社員 H 代表社員 H 令和4年4月20日変更 資本金の額 金1,280万円	24/1/15
44	第2欄の【登記すべき事項】	令和3年6月30日変更 株式の譲渡制限に関する規定 当会社の普通株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を受けなければならない。	令和3年6月30日変更 株式の譲渡制限に関する規定 当会社の普通株式を譲渡により取得する場合は、取締役会の承認を受けなければならない。	24/6/26

不動産登記法

頁	訂正箇所	誤	正	更新日																														
31	別紙1-1の表題部②地目の3行目	<table border="1"> <tr> <td>① 地 番</td> <td>② 地 目</td> <td>③ 地 積 m²</td> </tr> <tr> <td>100番</td> <td>田</td> <td>505</td> </tr> <tr> <td>100番1</td> <td>余白</td> <td>472</td> </tr> <tr> <td>余白</td> <td></td> <td>472 00</td> </tr> <tr> <td>余白</td> <td>余白</td> <td>余白</td> </tr> </table>	① 地 番	② 地 目	③ 地 積 m ²	100番	田	505	100番1	余白	472	余白		472 00	余白	余白	余白	<table border="1"> <tr> <td>① 地 番</td> <td>② 地 目</td> <td>③ 地 積 m²</td> </tr> <tr> <td>100番</td> <td>田</td> <td>505</td> </tr> <tr> <td>100番1</td> <td>余白</td> <td>472</td> </tr> <tr> <td>余白</td> <td>宅地</td> <td>472 00</td> </tr> <tr> <td>余白</td> <td>余白</td> <td>余白</td> </tr> </table>	① 地 番	② 地 目	③ 地 積 m ²	100番	田	505	100番1	余白	472	余白	宅地	472 00	余白	余白	余白	24/5/22
① 地 番	② 地 目	③ 地 積 m ²																																
100番	田	505																																
100番1	余白	472																																
余白		472 00																																
余白	余白	余白																																
① 地 番	② 地 目	③ 地 積 m ²																																
100番	田	505																																
100番1	余白	472																																
余白	宅地	472 00																																
余白	余白	余白																																
98	第3欄(2)の「上記以外の申請事項等」の「債務者」	債務者 株式会社サンエネルギー 株式会社カガワソーラー	債務者 香川市四谷229番地 株式会社サンエネルギー 香川市赤坂29番地 株式会社カガワソーラー	24/5/22																														
99	問題文1段落目の2~4行目	後記【事実関係】1から8までの事実を聴取し、後記【事実関係】9及び10のとおり登記原因を証する情報(以下「登記原因証明情報」という。)の起案をしたほか、当該聴取に係る関係当事者全員から	後記【事実関係】1から8までの事実を聴取し、当該聴取に係る関係当事者全員から	24/2/15																														

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
99	問題文2段落目の1行目	同月30日、甲建物について、司法書士法務直子は、後記【事実関係】 11から15までの	同月30日、甲建物について、司法書士法務直子は、後記【事実関係】 9から13までの	24/2/15
100	【事実関係】8の2行目	平成29年6月15日、別紙5「債務引受契約書」記載の	平成29年6月15日、別紙4「債務引受契約書」記載の	24/2/15
100	【事実関係】9及び10全文	9 甲野花子、甲野一郎、〈以下略〉 10 平成29年6月15日、〈以下略〉	〈削除〉	24/2/15
100	【事実関係】11～12	11 平成29年6月17日、 12 また、平成29年6月17日、	9 平成29年6月17日、 10 また、平成29年6月17日、	24/2/15
100	【事実関係】13の1～2行目	13 平成29年6月19日、甲野一郎は、上記12の申出を受けて、関与が必要な関係当事者に対して、株式会社ベイパスタの上記11及び12の申出を伝えた。	11 平成29年6月19日、甲野一郎は、上記10の申出を受けて、関与が必要な関係当事者に対して、株式会社ベイパスタの上記9及び10の申出を伝えた。	24/2/15
100	【事実関係】14	14 これを受けて、平成29年6月26日、甲野一郎と株式会社ベイパスタは、別紙6「賃貸借契約書」記載のとおりの契約を締結した。	12 これを受けて、平成29年6月26日、甲野一郎と株式会社ベイパスタは、別紙5「賃貸借契約書」記載のとおりの契約を締結した。	24/2/15
100	【事実関係】15	15 株式会社すみれ銀行は平成29年6月28日に、株式会社わかば銀行はもみじファイナンス株式会社の承諾を得て同月30日に、それぞれ株式会社ベイパスタに対し、甲野一郎を通じてされた上記12の申出の内容に同意した。	13 株式会社すみれ銀行は平成29年6月28日に、株式会社わかば銀行はもみじファイナンス株式会社の承諾を得て同月30日に、それぞれ株式会社ベイパスタに対し、甲野一郎を通じてされた上記10の申出の内容に同意した。	24/2/15
101	〔事実関係に関する補足〕7の後	7 平成29年1月1日現在の甲建物に係る課税標準の額は8,378万5,923円とする。	7 平成29年1月1日現在の甲建物に係る課税標準の額は8,378万5,923円とする。 8 登記権利者又は登記義務者の一方のみが登記を申請することができる場合は、そのように申請するものとする。	24/2/15
101	問1の2段落目	また、【事実関係】の10の登記原因証明情報（別紙4）における「登記の原因となる事実又は法律行為」欄の(x)の欄に記載すべき事実や法律行為について、事実又は法律行為ごとに箇条書きで、答案用紙の第1欄(3)に記載しなさい。	〈削除〉	24/2/15
102	(答案作成に当たっての注意事項)3(1)及び(2)の末尾	(1) 〈略〉から選択し、その記号（アからヌまで）を記載する。 (2) 〈略〉から選択し、その記号（アからヌまで）を記載する。	(1) 〈略〉から選択し、その記号（アからニまで）を記載する。 (2) 〈略〉から選択し、その記号（アからニまで）を記載する。	24/2/15

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
103	(答案作成に当たっての注意事項) 3 の(3)~(6)	<p>(3) 後記【添付情報一覧】のアからヌまでに掲げられた情報以外の情報（登記の申請に関する委任状等）は、記載することを要しない。</p> <p>(4) 後記【添付情報一覧】のツからナまでに掲げられた印鑑に関する証明書は、登記名義人の住所を証する情報としては使用しないものとする。</p> <p>(5) 後記【添付情報一覧】のヰを記載するときは、記号の後に続けて、ヰの括弧書きの「(何の事実を証するもの)」に当該事実を補い、「ヰ(売買の事実を証するもの)」の要領で記載する。なお、ヰのほかに添付をすることができる添付情報が【添付情報一覧】にある場合には、ヰを添付しないで当該添付情報を添付するものとする。</p> <p>(6) 後記【添付情報一覧】のニ又はヌの一方又は双方を記載するときは、それぞれの記号の後に続けて、ニ又はヌの括弧書きの「(何某のもの)」に当該情報の作成者の氏名又は名称を補い、「ニ(株式会社XYZ銀行のもの)」の要領で記載する。</p>	<p>(3) 後記【添付情報一覧】のアから二までに掲げられた情報以外の情報（登記の申請に関する委任状等）は、記載することを要しない。</p> <p>(4) 後記【添付情報一覧】のチからトまでに掲げられた印鑑に関する証明書は、登記名義人の住所を証する情報としては使用しないものとする。</p> <p>(5) 後記【添付情報一覧】のカを記載するときは、記号の後に続けて、カの括弧書きの「(何の事実を証するもの)」に当該事実を補い、「カ(売買の事実を証するもの)」の要領で記載する。なお、カのほかに添付をすることができる添付情報が【添付情報一覧】にある場合には、カを添付しないで当該添付情報を添付するものとする。</p> <p>(6) 後記【添付情報一覧】のナ又はニの一方又は双方を記載するときは、それぞれの記号の後に続けて、ナ又はニの括弧書きの「(何某のもの)」に当該情報の作成者の氏名又は名称を補い、「ナ(株式会社XYZ銀行のもの)」の要領で記載する。</p>	24/2/15
103	(答案作成に当たっての注意事項) 5	5 申請すべき登記がない場合には、答案用紙の第1欄 ((3)を除く。)から第3欄までの登記の目的欄に「登記不要」と記載すること。	5 申請すべき登記がない場合には、答案用紙の第1欄から第3欄までの登記の目的欄に「登記不要」と記載すること。	24/2/15
104	【添付情報一覧】	<p>ア 遺産分割協議書（別紙3）</p> <p>イ 登記原因証明情報（別紙4）</p> <p>ウ 債務引受契約書（別紙5）</p> <p>エ 貸貸借契約書（別紙6）</p> <p>オ 甲野太郎の法定相続人を特定することができる戸籍の全部事項証明書、戸籍謄本、除籍謄本及び改製原戸籍謄本</p> <p>カ 甲野三郎の相続の放棄の申述の受理証明書</p> <p>キ 登記原因証明情報（何の事実を証するもの）</p> <p>ク 甲野太郎の住民票の除票（本籍の記載あり）</p> <p>ケ 甲野花子の住民票の写し（本籍及び従前の住所の記載あり）</p> <p>コ 甲野一郎の住民票の写し（本籍及び従前の住所の記載あり）</p> <p>サ 甲野次郎の住民票の写し（本籍及び従前の住所の記載あり）</p> <p>シ 甲野三郎の住民票の写し（本籍及び従前の住所の記載あり）</p> <p>ス 甲建物について平成29年6月29日以前に通知された所有権に関する登記識別情報</p> <p>セ 甲建物乙区1番の登記識別情報</p> <p>ソ 甲建物乙区2番の登記識別情報</p> <p>タ 甲建物乙区2番付記1号の登記識別情報</p> <p>チ 司法書士法務直子が作成した本人確認情報</p> <p>ツ 甲野花子の印鑑に関する証明書</p> <p>テ 甲野一郎の印鑑に関する証明書</p> <p>ト 甲野次郎の印鑑に関する証明書</p> <p>ナ 甲野三郎の印鑑に関する証明書</p> <p>ニ 登記原因につき第三者の許可、同意又は承諾を証する情報及び当該情報の作成者の印鑑に関する証明書（何某のもの）</p> <p>ヌ 登記上の利害関係を有する第三者の承諾を証する情報及び当該情報の作成者の印鑑に関する証明書（何某のもの）</p>	<p>ア 遺産分割協議書（別紙3）</p> <p>イ 債務引受契約書（別紙4）</p> <p>ウ 貸貸借契約書（別紙5）</p> <p>エ 甲野太郎の法定相続人を特定することができる戸籍の全部事項証明書、戸籍謄本、除籍謄本及び改製原戸籍謄本</p> <p>オ 甲野三郎の相続の放棄の申述の受理証明書</p> <p>カ 登記原因証明情報（何の事実を証するもの）</p> <p>キ 甲野太郎の住民票の除票（本籍の記載あり）</p> <p>ク 甲野花子の住民票の写し（本籍及び従前の住所の記載あり）</p> <p>ケ 甲野一郎の住民票の写し（本籍及び従前の住所の記載あり）</p> <p>コ 甲野次郎の住民票の写し（本籍及び従前の住所の記載あり）</p> <p>サ 甲野三郎の住民票の写し（本籍及び従前の住所の記載あり）</p> <p>シ 甲建物について平成29年6月29日以前に通知された所有権に関する登記識別情報</p> <p>ス 甲建物乙区1番の登記識別情報</p> <p>セ 甲建物乙区2番の登記識別情報</p> <p>ソ 甲建物乙区2番付記1号の登記識別情報</p> <p>タ 司法書士法務直子が作成した本人確認情報</p> <p>チ 甲野花子の印鑑に関する証明書</p> <p>ツ 甲野一郎の印鑑に関する証明書</p> <p>テ 甲野次郎の印鑑に関する証明書</p> <p>ト 甲野三郎の印鑑に関する証明書</p> <p>ナ 登記原因につき第三者の許可、同意又は承諾を証する情報及び当該情報の作成者の印鑑に関する証明書（何某のもの）</p> <p>ニ 登記上の利害関係を有する第三者の承諾を証する情報及び当該情報の作成者の印鑑に関する証明書（何某のもの）</p>	24/2/15

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
109	別紙4の全て	別紙4 登記原因証明情報 (以下略)	〈削除〉	24/2/15
110	別紙5	別紙5	別紙4	24/2/15
111	別紙6	別紙6	別紙5	24/2/15
114	第1欄(1)の「添付情報」の解答	コ	ケ	24/4/17
114	第1欄(2)の「登記原因及びその日付」の解答	錯誤	平成29年5月5日遺産分割	24/2/15
114	第1欄(2)の「上記以外の申請事項等」の解答	所有者 甲野一郎 権利者 甲野一郎 義務者 甲野花子 甲野次郎 甲野三郎 登記識別情報を提供することができない理由 不通知	所有者 東京都港区六本木八丁目10番10号 甲野一郎 権利者 (申請人) 甲野一郎 義務者 甲野花子 甲野次郎 甲野三郎	24/2/15
114	第1欄(2)の「添付情報」の解答	イ、チ、ツ、ト、ナ	ア	24/2/15
114	第1欄(3)の全て	(3) (X)の欄に記載すべき事実・法律行為 (以下略)	〈削除〉	24/2/15
115	第2欄(1)の「上記以外の申請事項等」の解答	連帯債務者 甲野一郎 甲野花子 甲野次郎 権利者 株式会社すみれ銀行 (会社法人等番号 0100-01-123456) 義務者 甲野一郎 登記識別情報を提供することができない理由 不通知	連帯債務者 東京都港区六本木八丁目10番10号 甲野一郎 東京都港区六本木八丁目1番1号 甲野花子 東京都港区六本木八丁目2番2号 甲野次郎 権利者 株式会社すみれ銀行 (会社法人等番号 0100-01-123456) 義務者 甲野一郎 登記識別情報を提供することができない理由 不通知	24/2/15
115	第2欄(1)の「添付情報」の解答	オ、カ、ス、チ、テ	工、オ、シ、タ、ツ	24/2/15

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
115	第2欄(2)の「添付情報」の解答	コ、ス、チ、テ	ケ、シ、タ、ツ	24/2/15
115	第2欄(3)の「上記以外の申請事項等」の解答	連帯債務者 甲野一郎 権利者 株式会社すみれ銀行 (会社法人等番号 0100-01-123456) 義務者 甲野一郎 登記識別情報を提供することができない理由 不通知	連帯債務者 東京都港区六本木八丁目10番10号 甲野一郎 権利者 株式会社すみれ銀行 (会社法人等番号 0100-01-123456) 義務者 甲野一郎 登記識別情報を提供することができない理由 不通知	24/2/15
115	第2欄(3)の「添付情報」の解答	ウ、ス、チ、テ	イ、シ、タ、ツ	24/2/15
116	第3欄(1)の「添付情報」の解答	エ、ス、チ、テ	ウ、シ、タ、ツ	24/2/15
116	第3欄(2)の「添付情報」の解答	キ（賃借権が先順位抵当権及び根抵当権に優先する旨の同意をした事實を証するもの）、セ、ソ、ニ（もみじファイナンス株式会社のもの）	カ（賃借権が先順位抵当権及び根抵当権に優先する旨の同意をした事實を証するもの）、ス、セ、ナ（もみじファイナンス株式会社のもの）	24/2/15

記述・択一パーフェクト12

第1回

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
問題冊子 10	第10問の1行目	種類株式発行会社でない、会社法上の公開会社 である 株式会社が、	種類株式発行会社でない、会社法上の公開会社 でない 株式会社が、	24/5/22
解答・解説 冊子 33	第10問の1行目	種類株式発行会社でない、会社法上の公開会社 である 株式会社が、	種類株式発行会社でない、会社法上の公開会社 でない 株式会社が、	24/5/22

第3回

頁	訂正箇所	誤	正	更新日																				
問題冊子 15	第11問の別紙1の権利部（乙区）の順位番号	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">権利部（乙区）</th> </tr> <tr> <th>順位番号</th> <th>登記の目的</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>A持分根抵当権設定</td> </tr> <tr> <td></td> <td>Y持分抵当権設定</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>Y持分根抵当権設定</td> </tr> </tbody> </table>	権利部（乙区）		順位番号	登記の目的	1	A持分根抵当権設定		Y持分抵当権設定	3	Y持分根抵当権設定	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">権利部（乙区）</th> </tr> <tr> <th>順位番号</th> <th>登記の目的</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>A持分根抵当権設定</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>Y持分抵当権設定</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>Y持分根抵当権設定</td> </tr> </tbody> </table>	権利部（乙区）		順位番号	登記の目的	1	A持分根抵当権設定	2	Y持分抵当権設定	3	Y持分根抵当権設定	24/3/15
権利部（乙区）																								
順位番号	登記の目的																							
1	A持分根抵当権設定																							
	Y持分抵当権設定																							
3	Y持分根抵当権設定																							
権利部（乙区）																								
順位番号	登記の目的																							
1	A持分根抵当権設定																							
2	Y持分抵当権設定																							
3	Y持分根抵当権設定																							
解答・解説 冊子 156	第11問の別紙1の権利部（乙区）の順位番号	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">権利部（乙区）</th> </tr> <tr> <th>順位番号</th> <th>登記の目的</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>A持分根抵当権設定</td> </tr> <tr> <td></td> <td>Y持分抵当権設定</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>Y持分根抵当権設定</td> </tr> </tbody> </table>	権利部（乙区）		順位番号	登記の目的	1	A持分根抵当権設定		Y持分抵当権設定	3	Y持分根抵当権設定	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">権利部（乙区）</th> </tr> <tr> <th>順位番号</th> <th>登記の目的</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>A持分根抵当権設定</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>Y持分抵当権設定</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>Y持分根抵当権設定</td> </tr> </tbody> </table>	権利部（乙区）		順位番号	登記の目的	1	A持分根抵当権設定	2	Y持分抵当権設定	3	Y持分根抵当権設定	24/3/15
権利部（乙区）																								
順位番号	登記の目的																							
1	A持分根抵当権設定																							
	Y持分抵当権設定																							
3	Y持分根抵当権設定																							
権利部（乙区）																								
順位番号	登記の目的																							
1	A持分根抵当権設定																							
2	Y持分抵当権設定																							
3	Y持分根抵当権設定																							

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
解答・解説 冊子 186	第5問のエの解説、下から1 ～4行目	者が反対給付として受取証書を交付しなければならない場合に、反対給付の提供をしたが、供託者がそれを受領せず受取証書の交付を受けることできかつたときは、供託規則24条1項2号の証する書面として、反対給付を提供したことを証する書面を添付することができる（平16.3.2民608）。	者が反対給付をしたことを証する書面として受取証書を交付しなければならない場合に、当該反対給付を供託者に提供したが、その受領を拒否されたときは、供託規則24条1項2号の証する書面として、反対給付の提供をしたことを証する書面を添付することができる（平16.3.2民608）。	24/2/15
解答・解説 冊子 218	「登記すべき事項」の下から 5～7行目	令和6年4月26日次の者解任 取締役戊野五郎、監査役黒田六郎 令和6年4月26日監査役雪沙織就任	令和6年4月28日次の者解任 取締役戊野五郎、監査役黒田六郎 令和6年4月28日監査役雪沙織就任	24/2/15

第4回

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
問題冊子 5	第5問の問題本文、下から5 ～11行目	司法書士： 還付請求において、被供託者が反対給付として受取証書を交付しなければならない場合に、当該受取証書を供託者に提供したがその受領を拒否されたときはどうすれば良いですか。 補助者：エ 還付請求において、被供託者が反対給付をしたことを証する書面として、供託者からの受取証書を供託物払渡請求書に添付しなければならない場合において、反対給付の提供をしたが、供託者がそれを受領せず受取証書の交付を受けることができなかつたときはどうすればよいですか。	司法書士： 還付請求において、被供託者が反対給付をしたことを証する書面として受取証書を添付しなければならない場合に、反対給付の提供をしたがその受領を拒否されたときはどうすれば良いですか。 補助者：エ その場合には、反対給付があったことを証する書面を供託物払渡請求書に添付できないので、還付を受けることができません。	24/2/15
解答・解説 冊子 185	第5問の問題本文、下から5 ～12行目	司法書士： 還付請求において、被供託者が反対給付として受取証書を交付しなければならない場合に、当該受取証書を供託者に提供したがその受領を拒否されたときはどうすれば良いですか。 補助者：エ 還付請求において、被供託者が反対給付をしたことを証する書面として、供託者からの受取証書を供託物払渡請求書に添付しなければならない場合において、反対給付の提供をしたが、供託者がそれを受領せず受取証書の交付を受けることができなかつたときはどうすればよいですか。	司法書士： 還付請求において、被供託者が反対給付をしたことを証する書面として受取証書を添付しなければならない場合に、反対給付の提供をしたがその受領を拒否されたときはどうすれば良いですか。 補助者：エ その場合には、反対給付があったことを証する書面を供託物払渡請求書に添付できないので、還付を受けることができません。	24/2/15
解答・解説 冊子 186	第5問のエの解説、下から1 ～4行目	者が反対給付として受取証書を交付しなければならない場合に、反対給付の提供をしたが、供託者がそれを受領せず受取証書の交付を受けることできかつたときは、供託規則24条1項2号の証する書面として、反対給付を提供したことを証する書面を添付することができる（平16.3.2民608）。	者が反対給付をしたことを証する書面として受取証書を交付しなければならない場合に、当該反対給付を供託者に提供したが、その受領を拒否されたときは、供託規則24条1項2号の証する書面として、反対給付の提供をしたことを証する書面を添付することができる（平16.3.2民608）。	24/2/15

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
解答・解説 冊子 218	「登記すべき事項」の下から 5～7行目	令和6年4月26日次の者解任 取締役戊野五郎、監査役黒田六郎 令和6年4月26日監査役雪沙織就任	令和6年4月28日次の者解任 取締役戊野五郎、監査役黒田六郎 令和6年4月28日監査役雪沙織就任	24/2/15

第5回

頁	訂正箇所	誤				正				更新日
問題冊子 13	第11問の問1の上から8行目	また、【事実関係】2に				また、【事実関係】3に				24/6/26
解答・解説 冊子 262	第11問の問1の上から9行目	また、【事実関係】2に				また、【事実関係】3に				24/6/26
問題冊子 15	第11問の別紙1の権利部（甲区）	付記1号	買戻特約	令和6年1月12日 第13号	原因 令和6年1月12日特約 売買代金 金1,000万円 契約費用 金20万円 買戻権者 B	付記1号	買戻特約	令和6年1月12日 第13号	原因 令和6年1月12日特約 売買代金 金1,000万円 契約費用 金20万円 買戻権者 B	24/6/26
		付記1号 の付記1号	2番付記1号 買戻権移転	令和6年5月23日 第345号	原因 令和6年5月21日相続 買戻権者 H	3	所有権移転	令和6年3月8日 第38号	原因 省略 所有者 C	
		3	所有権移転	令和6年3月8日 第38号	原因 省略 所有者 C					
解答・解説 冊子 264	第11問の別紙1の権利部（甲区）	付記1号	買戻特約	令和6年1月12日 第13号	原因 令和6年1月12日特約 売買代金 金1,000万円 契約費用 金20万円 買戻権者 B	付記1号	買戻特約	令和6年1月12日 第13号	原因 令和6年1月12日特約 売買代金 金1,000万円 契約費用 金20万円 買戻権者 B	24/6/26
		付記1号 の付記1号	2番付記1号 買戻権移転	令和6年5月23日 第345号	原因 令和6年5月21日相続 買戻権者 H	3	所有権移転	令和6年3月8日 第38号	原因 省略 所有者 C	
		3	所有権移転	令和6年3月8日 第38号	原因 省略 所有者 C					

第6回

頁	訂正箇所	誤			正			更新日																																												
問題冊子 9	第9問、ウの上から2~3行目	あつた者全員を代表 取締役 とする登記を申請しなければならない。			あつた者全員を代表 清算人 とする登記を申請しなければならない。			24/2/15																																												
解答・解説 冊子 309	第9問、ウの上から3行目	あつた者全員を代表 取締役 とする登記を申請しなければならない。			あつた者全員を代表 清算人 とする登記を申請しなければならない。			24/2/15																																												
問題冊子 13	第11問、別紙1の「役員に関する事項」	<table border="1"> <tr><td>役員に関する事項</td><td>取締役</td><td>甲野一郎</td><td>令和5年6月28日就任</td></tr> <tr><td></td><td>取締役</td><td>乙野次郎</td><td>令和5年6月28日就任</td></tr> <tr><td></td><td>取締役</td><td>丙野三郎</td><td>令和5年6月28日就任</td></tr> <tr><td></td><td>取締役</td><td>丁野四郎</td><td>令和5年6月28日就任</td></tr> <tr><td></td><td>取締役</td><td>戊野五郎</td><td>令和2年6月29日就任</td></tr> <tr><td></td><td>東京都新宿区落合三丁目3番3号 代表取締役</td><td>甲野一郎</td><td>令和5年6月28日就任</td></tr> </table>			役員に関する事項	取締役	甲野一郎	令和5年6月28日就任		取締役	乙野次郎	令和5年6月28日就任		取締役	丙野三郎	令和5年6月28日就任		取締役	丁野四郎	令和5年6月28日就任		取締役	戊野五郎	令和2年6月29日就任		東京都新宿区落合三丁目3番3号 代表取締役	甲野一郎	令和5年6月28日就任	<table border="1"> <tr><td>役員に関する事項</td><td>取締役</td><td>甲野一郎</td><td>令和5年6月28日就任</td></tr> <tr><td></td><td>取締役</td><td>乙野次郎</td><td>令和5年6月28日就任</td></tr> <tr><td></td><td>取締役</td><td>丙野三郎</td><td>令和5年6月28日就任</td></tr> <tr><td></td><td>取締役</td><td>丁野四郎</td><td>令和5年6月28日就任</td></tr> <tr><td></td><td>東京都新宿区落合三丁目3番3号 代表取締役</td><td>甲野一郎</td><td>令和5年6月28日就任</td></tr> </table>			役員に関する事項	取締役	甲野一郎	令和5年6月28日就任		取締役	乙野次郎	令和5年6月28日就任		取締役	丙野三郎	令和5年6月28日就任		取締役	丁野四郎	令和5年6月28日就任		東京都新宿区落合三丁目3番3号 代表取締役	甲野一郎	令和5年6月28日就任	24/4/17
役員に関する事項	取締役	甲野一郎	令和5年6月28日就任																																																	
	取締役	乙野次郎	令和5年6月28日就任																																																	
	取締役	丙野三郎	令和5年6月28日就任																																																	
	取締役	丁野四郎	令和5年6月28日就任																																																	
	取締役	戊野五郎	令和2年6月29日就任																																																	
	東京都新宿区落合三丁目3番3号 代表取締役	甲野一郎	令和5年6月28日就任																																																	
役員に関する事項	取締役	甲野一郎	令和5年6月28日就任																																																	
	取締役	乙野次郎	令和5年6月28日就任																																																	
	取締役	丙野三郎	令和5年6月28日就任																																																	
	取締役	丁野四郎	令和5年6月28日就任																																																	
	東京都新宿区落合三丁目3番3号 代表取締役	甲野一郎	令和5年6月28日就任																																																	
解答・解説 冊子 318	第11問、別紙1の「役員に関する事項」	<table border="1"> <tr><td>役員に関する事項</td><td>取締役</td><td>甲野一郎</td><td>令和5年6月28日就任</td></tr> <tr><td></td><td>取締役</td><td>乙野次郎</td><td>令和5年6月28日就任</td></tr> <tr><td></td><td>取締役</td><td>丙野三郎</td><td>令和5年6月28日就任</td></tr> <tr><td></td><td>取締役</td><td>丁野四郎</td><td>令和5年6月28日就任</td></tr> <tr><td></td><td>取締役</td><td>戊野五郎</td><td>令和2年6月29日就任</td></tr> <tr><td></td><td>東京都新宿区落合三丁目3番3号 代表取締役</td><td>甲野一郎</td><td>令和5年6月28日就任</td></tr> </table>			役員に関する事項	取締役	甲野一郎	令和5年6月28日就任		取締役	乙野次郎	令和5年6月28日就任		取締役	丙野三郎	令和5年6月28日就任		取締役	丁野四郎	令和5年6月28日就任		取締役	戊野五郎	令和2年6月29日就任		東京都新宿区落合三丁目3番3号 代表取締役	甲野一郎	令和5年6月28日就任	<table border="1"> <tr><td>役員に関する事項</td><td>取締役</td><td>甲野一郎</td><td>令和5年6月28日就任</td></tr> <tr><td></td><td>取締役</td><td>乙野次郎</td><td>令和5年6月28日就任</td></tr> <tr><td></td><td>取締役</td><td>丙野三郎</td><td>令和5年6月28日就任</td></tr> <tr><td></td><td>取締役</td><td>丁野四郎</td><td>令和5年6月28日就任</td></tr> <tr><td></td><td>東京都新宿区落合三丁目3番3号 代表取締役</td><td>甲野一郎</td><td>令和5年6月28日就任</td></tr> </table>			役員に関する事項	取締役	甲野一郎	令和5年6月28日就任		取締役	乙野次郎	令和5年6月28日就任		取締役	丙野三郎	令和5年6月28日就任		取締役	丁野四郎	令和5年6月28日就任		東京都新宿区落合三丁目3番3号 代表取締役	甲野一郎	令和5年6月28日就任	24/4/17
役員に関する事項	取締役	甲野一郎	令和5年6月28日就任																																																	
	取締役	乙野次郎	令和5年6月28日就任																																																	
	取締役	丙野三郎	令和5年6月28日就任																																																	
	取締役	丁野四郎	令和5年6月28日就任																																																	
	取締役	戊野五郎	令和2年6月29日就任																																																	
	東京都新宿区落合三丁目3番3号 代表取締役	甲野一郎	令和5年6月28日就任																																																	
役員に関する事項	取締役	甲野一郎	令和5年6月28日就任																																																	
	取締役	乙野次郎	令和5年6月28日就任																																																	
	取締役	丙野三郎	令和5年6月28日就任																																																	
	取締役	丁野四郎	令和5年6月28日就任																																																	
	東京都新宿区落合三丁目3番3号 代表取締役	甲野一郎	令和5年6月28日就任																																																	
問題冊子 14	第11問、別紙1の「役員に関する事項」	<table border="1"> <tr><td></td><td>東京都新宿区本塙町二丁目2番2号 代表取締役</td><td>乙野次郎</td><td>令和5年6月28日就任</td></tr> <tr><td></td><td>監査役</td><td>戊野五郎</td><td>令和3年6月28日就任 令和6年3月22日死亡</td></tr> <tr><td></td><td>監査役</td><td>黒田六郎</td><td>令和6年4月12日就任</td></tr> </table>				東京都新宿区本塙町二丁目2番2号 代表取締役	乙野次郎	令和5年6月28日就任		監査役	戊野五郎	令和3年6月28日就任 令和6年3月22日死亡		監査役	黒田六郎	令和6年4月12日就任	<table border="1"> <tr><td></td><td>東京都新宿区本塙町二丁目2番2号 代表取締役</td><td>乙野次郎</td><td>令和5年6月28日就任</td></tr> <tr><td></td><td>監査役</td><td>壬野九郎</td><td>令和3年6月28日就任 令和6年3月22日死亡</td></tr> <tr><td></td><td>監査役</td><td>黒田六郎</td><td>令和6年4月12日就任</td></tr> </table>				東京都新宿区本塙町二丁目2番2号 代表取締役	乙野次郎	令和5年6月28日就任		監査役	壬野九郎	令和3年6月28日就任 令和6年3月22日死亡		監査役	黒田六郎	令和6年4月12日就任	24/6/26																				
	東京都新宿区本塙町二丁目2番2号 代表取締役	乙野次郎	令和5年6月28日就任																																																	
	監査役	戊野五郎	令和3年6月28日就任 令和6年3月22日死亡																																																	
	監査役	黒田六郎	令和6年4月12日就任																																																	
	東京都新宿区本塙町二丁目2番2号 代表取締役	乙野次郎	令和5年6月28日就任																																																	
	監査役	壬野九郎	令和3年6月28日就任 令和6年3月22日死亡																																																	
	監査役	黒田六郎	令和6年4月12日就任																																																	

頁	訂正箇所	誤	正	更新日												
解答・解説 冊子 319	第11問、別紙1の「役員に関する事項」	<table border="1"> <tr> <td>東京都新宿区本塙町二丁目2番2号 代表取締役 乙野次郎</td><td>令和5年6月28日就任</td></tr> <tr> <td>監査役 戊野五郎</td><td>令和3年6月28日就任 令和6年3月22日死亡</td></tr> <tr> <td>監査役 黒田六郎</td><td>令和6年4月12日就任</td></tr> </table>	東京都新宿区本塙町二丁目2番2号 代表取締役 乙野次郎	令和5年6月28日就任	監査役 戊野五郎	令和3年6月28日就任 令和6年3月22日死亡	監査役 黒田六郎	令和6年4月12日就任	<table border="1"> <tr> <td>東京都新宿区本塙町二丁目2番2号 代表取締役 乙野次郎</td><td>令和5年6月28日就任</td></tr> <tr> <td>監査役 戊野五郎</td><td>令和3年6月28日就任 令和6年3月22日死亡</td></tr> <tr> <td>監査役 黒田六郎</td><td>令和6年4月12日就任</td></tr> </table>	東京都新宿区本塙町二丁目2番2号 代表取締役 乙野次郎	令和5年6月28日就任	監査役 戊野五郎	令和3年6月28日就任 令和6年3月22日死亡	監査役 黒田六郎	令和6年4月12日就任	24/6/26
東京都新宿区本塙町二丁目2番2号 代表取締役 乙野次郎	令和5年6月28日就任															
監査役 戊野五郎	令和3年6月28日就任 令和6年3月22日死亡															
監査役 黒田六郎	令和6年4月12日就任															
東京都新宿区本塙町二丁目2番2号 代表取締役 乙野次郎	令和5年6月28日就任															
監査役 戊野五郎	令和3年6月28日就任 令和6年3月22日死亡															
監査役 黒田六郎	令和6年4月12日就任															

第7回

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
解答・解説 冊子 392	第1欄（最初の申請）の上から10行目	登録免許税額 金20万円	登録免許税額 金100万円	24/2/15

第8回

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
解答・解説 冊子 457	「(3) 登録免許税額」①の末尾	① 発行可能種類株式総数及び発行する各種類の株式の内容の変更 金3万円（登免法別表1.24(1)未）	① 発行可能種類株式総数及び発行する各種類の株式の内容の変更 金3万円（登免法別表1.24(1)未）	24/4/17
解答・解説 冊子 460	「(3) 登録免許税額」①②③の末尾	① 発行可能株式総数の変更 金3万円（登免法別表1.24(1)未） ② 株式消却による変更 金3万円（登免法別表1.24(1)未） ③ 株式の譲渡制限に関する規定の変更 金3万円（登免法別表1.24(1)未）	① 発行可能株式総数の変更 金3万円（登免法別表1.24(1)未） ② 株式消却による変更 金3万円（登免法別表1.24(1)未） ③ 株式の譲渡制限に関する規定の変更 金3万円（登免法別表1.24(1)未）	24/4/17

第9回

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
解答・解説 冊子 506	第1欄2／2の登録免許税額	登録免許税額 金2万円	登録免許税額 金166,600円	24/3/15

第11回

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
問題冊子 9	第9問、エの1行目	エ 組織変更をする 合同 会社が組織変更をする旨等の公告を	エ 組織変更をする 合名 会社が組織変更をする旨等の公告を	24/4/17
解答・解説 冊子 597	第9問、エの1行目	エ 組織変更をする 合同 会社が組織変更をする旨等の公告を	エ 組織変更をする 合名 会社が組織変更をする旨等の公告を	24/4/17
解答・解説 冊子 617	第2欄「①の記載が「遺贈する。」となっていた場合」の 権利者（2箇所）	権利者 持分6分の1 J	権利者（申請人） 持分6分の1 J	24/5/22

実力確認答練

第1回

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
解答・解説 冊子 i	問題8の正答番号	4	1	24/5/22
問題冊子 15	問題15の肢イの1～2行目	の財産の保存・ 生産 ・配当に関する費用は	の財産の保存・ 清算 ・配当に関する費用は	24/5/22
問題冊子 31	問題31の記述式、上から1～6行目	令和 4 年6月8日、別紙1の登記がされている土地（以下「甲土地」という。）について、司法書士法務常保は、後記【事実関係】1及び2の事実を関係者全員から聴取したほか、行うべき登記の申請手続に必要な全ての書類を受領するとともに、権利部の甲区のみに係る登記の申請手続等について代理することの依頼を受けた。同日、司法書士法務常保は、この依頼に係る登記の申請を行った。 令和 4 年10月12日。	令和 6 年6月8日、別紙1の登記がされている土地（以下「甲土地」という。）について、司法書士法務常保は、後記【事実関係】1及び2の事実を関係者全員から聴取したほか、行うべき登記の申請手続に必要な全ての書類を受領するとともに、権利部の甲区のみに係る登記の申請手続等について代理することの依頼を受けた。同日、司法書士法務常保は、この依頼に係る登記の申請を行った。 令和 6 年10月12日。	24/2/15

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
同上	問題31の記述式、【事実関係】の1～3	<p>1 令和3年1月8日、甲土地の共有者であったAは死亡した。Aには相続人のあることが明らかでなく、同年2月25日に相続財産管理人Fが選任された。特別縁故者からの相続財産の分与の請求の法定期限である令和4年5月19日までに、その請求はなかった。また、Aには相続債権者及び受遺者は存在しなかった。</p> <p>2 令和4年4月12日、甲土地の共有者であったBは死亡した。Bの親族関係は別紙2のとおりであり、遺産分割協議は行われず、法定相続分のとおりに相続することとなった。</p> <p>3 令和4年10月6日、</p>	<p>1 令和5年8月8日、甲土地の共有者であったAは死亡した。Aには相続人のあることが明らかでなく、同年8月17日に相続財産の清算人Fが選任された。特別縁故者からの相続財産の分与の請求の法定期限である令和6年5月19日までに、その請求はなかった。また、Aには相続債権者及び受遺者は存在しなかった。</p> <p>2 令和6年4月12日、甲土地の共有者であったBは死亡した。Bの親族関係は別紙2のとおりであり、遺産分割協議は行われず、法定相続分のとおりに相続することとなった。</p> <p>3 令和6年10月6日、</p>	24/2/15
問題冊子32	問題31の記述式、上から12～18行目	<p>8 令和4年1月1日現在の甲土地の課税標準の額は3,000万円とする。</p> <p>問1 司法書士法務常保が甲土地について令和4年6月8日に申請した各登記の申請情報の内容のうち、登記の目的、登記記録の「権利者その他の事項」欄に記録される情報及び申請人（以下「申請事項等」という。問2において同じ。）、添付情報並びに登録免許税額を、司法書士法務常保が申請した登記の順に従って、答案用紙の第1欄の各欄に記載しなさい。</p> <p>問2 司法書士法務常保が甲土地について令和4年10月12日</p>	<p>8 令和6年1月1日現在の甲土地の課税標準の額は3,000万円とする。</p> <p>問1 司法書士法務常保が甲土地について令和6年6月8日に申請した各登記の申請情報の内容のうち、登記の目的、登記記録の「権利者その他の事項」欄に記録される情報及び申請人（以下「申請事項等」という。問2において同じ。）、添付情報並びに登録免許税額を、司法書士法務常保が申請した登記の順に従って、答案用紙の第1欄の各欄に記載しなさい。</p> <p>問2 司法書士法務常保が甲土地について令和6年10月12日</p>	24/2/15
問題冊子35	問題31の記述式、【添付情報一覧】のク、ケ、チ	<p>ク 甲土地について令和4年6月8日付け申請により通知される登記識別情報</p> <p>ケ 甲土地について令和4年10月12日付け申請により通知される登記識別情報</p> <p>チ 相続財産管理人Fの選任審判書（相続人不存在であること及びAの死亡年月日が記載されているもの）</p>	<p>ク 甲土地について令和6年6月8日付け申請により通知される登記識別情報</p> <p>ケ 甲土地について令和6年10月12日付け申請により通知される登記識別情報</p> <p>チ 相続財産の清算人Fの選任審判書（相続人不存在であること及びAの死亡年月日が記載されているもの）</p>	24/2/15
問題冊子37	問題31の記述式、（別紙1）の下から2行目	令和4年6月7日	令和6年6月7日	24/2/15

頁	訂正箇所	誤	正	更新日																								
問題冊子 38	問題31の記述式、(別紙2) の図			24/2/15																								
問題冊子 39	問題31の記述式、(別紙3) の表内の一番下 表外の下から2行目	<p>死亡年月日 令和3年1月8日</p> <p>この写しは、除かれた住民票の原本と相違ないことを証明する。</p> <p>令和4年5月31日</p>	<p>死亡年月日 令和5年1月8日</p> <p>この写しは、除かれた住民票の原本と相違ないことを証明する。</p> <p>令和6年5月31日</p>	24/2/15																								
問題冊子 40	問題31の記述式、(別紙4) の表内	<table border="1"> <tr> <td>甲市辛町一丁目3番1号</td> <td>令和4年1月5日移転</td> </tr> <tr> <td></td> <td>令和4年1月14日登記</td> </tr> <tr> <td colspan="2">官報に掲載してする。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">平成2年6月1日</td> </tr> <tr> <td>甲市庚町三丁目3番5号</td> <td>令和3年6月24日重任</td> </tr> <tr> <td></td> <td>令和3年7月2日登記</td> </tr> </table>	甲市辛町一丁目3番1号	令和4年1月5日移転		令和4年1月14日登記	官報に掲載してする。		平成2年6月1日		甲市庚町三丁目3番5号	令和3年6月24日重任		令和3年7月2日登記	<table border="1"> <tr> <td>甲市辛町一丁目3番1号</td> <td>令和6年1月5日移転</td> </tr> <tr> <td></td> <td>令和6年1月14日登記</td> </tr> <tr> <td colspan="2">官報に掲載してする。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">平成2年6月1日</td> </tr> <tr> <td>甲市庚町三丁目3番5号</td> <td>令和5年6月24日重任</td> </tr> <tr> <td></td> <td>令和5年7月2日登記</td> </tr> </table>	甲市辛町一丁目3番1号	令和6年1月5日移転		令和6年1月14日登記	官報に掲載してする。		平成2年6月1日		甲市庚町三丁目3番5号	令和5年6月24日重任		令和5年7月2日登記	24/2/15
甲市辛町一丁目3番1号	令和4年1月5日移転																											
	令和4年1月14日登記																											
官報に掲載してする。																												
平成2年6月1日																												
甲市庚町三丁目3番5号	令和3年6月24日重任																											
	令和3年7月2日登記																											
甲市辛町一丁目3番1号	令和6年1月5日移転																											
	令和6年1月14日登記																											
官報に掲載してする。																												
平成2年6月1日																												
甲市庚町三丁目3番5号	令和5年6月24日重任																											
	令和5年7月2日登記																											
同上	問題31の記述式、(別紙4) の下から2行目	<p>令和4年10月11日</p> <p>甲地方法務局</p>	<p>令和6年10月11日</p> <p>甲地方法務局</p>	24/2/15																								
解答・解説 冊子 49	問題15の肢イの2行目	の財産の保存・ 生産 ・配当に関する費用は	の財産の保存・ 清算 ・配当に関する費用は	24/5/22																								

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
解答・解説 冊子 84	問題27の肢イの解説	判例によれば、認知者は「利害関係人」(民786)に当たり、血縁上の父子関係がない場合には、そのことを知りながら認知した場合であっても、自らした認知の無効を主張し得る(最判平26.1.14)。なお、無効主張が権利濫用の法理などにより制限されることはあり得る。	認知をした者は、認知の時から7年内に限り、認知について反対の事実があることを理由として、認知の無効の訴えを提起することができる(民786②)。	24/2/15
解答・解説 冊子 91	問題31の記述式、上から1～7行目	令和4年6月8日、別紙1の登記がされている土地（以下「甲土地」という。）について、司法書士法務常保は、後記【事実関係】1及び2の事実を関係者全員から聴取したほか、行うべき登記の申請手続に必要な全ての書類を受領するとともに、権利部の甲区のみに係る登記の申請手続等について代理することの依頼を受けた。同日、司法書士法務常保は、この依頼に係る登記の申請を行った。 令和4年10月12日、	令和6年6月8日、別紙1の登記がされている土地（以下「甲土地」という。）について、司法書士法務常保は、後記【事実関係】1及び2の事実を関係者全員から聴取したほか、行うべき登記の申請手続に必要な全ての書類を受領するとともに、権利部の甲区のみに係る登記の申請手続等について代理することの依頼を受けた。同日、司法書士法務常保は、この依頼に係る登記の申請を行った。 令和6年10月12日、	24/2/15
同上	問題31の記述式、【事実関係】の1～3	1 令和3年1月8日、甲土地の共有者であったAは死亡した。Aには相続人のあることが明らかでなく、同年2月25日に相続財産管理人Fが選任された。特別縁故者からの相続財産の分与の請求の法定期限である令和4年5月19日までに、その請求はなかった。また、Aには相続債権者及び受遺者は存在しなかった。 2 令和4年4月12日、甲土地の共有者であったBは死亡した。Bの親族関係は別紙2のとおりであり、遺産分割協議は行われず、法定相続分のとおりに相続することとなった。 3 令和4年10月6日、	1 令和5年8月8日、甲土地の共有者であったAは死亡した。Aには相続人のあることが明らかでなく、同年8月17日に相続財産の清算人Fが選任された。特別縁故者からの相続財産の分与の請求の法定期限である令和6年5月19日までに、その請求はなかった。また、Aには相続債権者及び受遺者は存在しなかった。 2 令和6年4月12日、甲土地の共有者であったBは死亡した。Bの親族関係は別紙2のとおりであり、遺産分割協議は行われず、法定相続分のとおりに相続することとなった。 3 令和6年10月6日、	24/2/15
解答・解説 冊子 92	問題31の記述式、上から15～22行目	8 令和4年1月1日現在の甲土地の課税標準の額は3,000万円とする。 問1 司法書士法務常保が甲土地について令和4年6月8日に申請した各登記の申請情報の内容のうち、登記の目的、登記記録の「権利者その他の事項」欄に記録される情報及び申請人（以下「申請事項等」という。問2において同じ。）、添付情報並びに登録免許税額を、司法書士法務常保が申請した登記の順に従って、答案用紙の第1欄の各欄に記載しなさい。 問2 司法書士法務常保が甲土地について令和4年10月12日	8 令和6年1月1日現在の甲土地の課税標準の額は3,000万円とする。 問1 司法書士法務常保が甲土地について令和6年6月8日に申請した各登記の申請情報の内容のうち、登記の目的、登記記録の「権利者その他の事項」欄に記録される情報及び申請人（以下「申請事項等」という。問2において同じ。）、添付情報並びに登録免許税額を、司法書士法務常保が申請した登記の順に従って、答案用紙の第1欄の各欄に記載しなさい。 問2 司法書士法務常保が甲土地について令和6年10月12日	24/2/15
解答・解説 冊子 95	問題31の記述式、【添付情報一覧】のク、ケ、チ	ク 甲土地について令和4年6月8日付け申請により通知される登記識別情報 ケ 甲土地について令和4年10月12日付け申請により通知される登記識別情報 チ 相続財産管理人Fの選任審判書（相続人不存在であること及びAの死亡年月日が記載されているもの）	ク 甲土地について令和6年6月8日付け申請により通知される登記識別情報 ケ 甲土地について令和6年10月12日付け申請により通知される登記識別情報 チ 相続財産の清算人Fの選任審判書（相続人不存在であること及びAの死亡年月日が記載されているもの）	24/2/15

頁	訂正箇所	誤	正	更新日																
解答・解説 冊子 97	問題31の記述式、(別紙1) の1行目	令和4年6月7日	令和6年6月7日	24/2/15																
解答・解説 冊子 98	問題31の記述式、(別紙2) の図	<p>(令和4年4月12日死亡) B D (平成10年9月28日生) E (昭和53年5月8日生) (平成29年1月15日生)</p>	<p>(令和6年4月12日死亡) B D (平成10年9月28日生) E (昭和53年5月8日生) (令和2年1月15日生)</p>	24/2/15																
解答・解説 冊子 99	問題31の記述式、(別紙3) の表内の一番下 表外の下から2行目	<p>死亡年月日 令和3年1月8日</p> <p>この写しは、除かれた住民票の原本と相違ないことを証明する。</p> <p>令和4年5月31日</p>	<p>死亡年月日 令和5年1月8日</p> <p>この写しは、除かれた住民票の原本と相違ないことを証明する。</p> <p>令和6年5月31日</p>	24/2/15																
解答・解説 冊子 100	問題31の記述式、(別紙4) の表内	<table border="1"> <tr> <td>甲市辛町一丁目3番1号</td> <td>令和4年1月5日移転</td> </tr> <tr> <td></td> <td>令和4年1月14日登記</td> </tr> </table> <p>官報に掲載してする。</p> <p>平成2年6月1日</p> <table border="1"> <tr> <td>甲市庚町三丁目3番5号</td> <td>令和3年6月24日重任</td> </tr> <tr> <td></td> <td>令和3年7月2日登記</td> </tr> </table>	甲市辛町一丁目3番1号	令和4年1月5日移転		令和4年1月14日登記	甲市庚町三丁目3番5号	令和3年6月24日重任		令和3年7月2日登記	<table border="1"> <tr> <td>甲市辛町一丁目3番1号</td> <td>令和6年1月5日移転</td> </tr> <tr> <td></td> <td>令和6年1月14日登記</td> </tr> </table> <p>官報に掲載してする。</p> <p>平成2年6月1日</p> <table border="1"> <tr> <td>甲市庚町三丁目3番5号</td> <td>令和5年6月24日重任</td> </tr> <tr> <td></td> <td>令和5年7月2日登記</td> </tr> </table>	甲市辛町一丁目3番1号	令和6年1月5日移転		令和6年1月14日登記	甲市庚町三丁目3番5号	令和5年6月24日重任		令和5年7月2日登記	24/2/15
甲市辛町一丁目3番1号	令和4年1月5日移転																			
	令和4年1月14日登記																			
甲市庚町三丁目3番5号	令和3年6月24日重任																			
	令和3年7月2日登記																			
甲市辛町一丁目3番1号	令和6年1月5日移転																			
	令和6年1月14日登記																			
甲市庚町三丁目3番5号	令和5年6月24日重任																			
	令和5年7月2日登記																			
同上	問題31の記述式、(別紙4) の下から2行目	令和4年10月11日 甲地方法務局	令和6年10月11日 甲地方法務局	24/2/15																

頁	訂正箇所	誤		正		更新日
解答・解説 冊子 105	問題31の記述式、解答例の第1欄、1件目の表内	登記原因 及びその日付	令和3年1月8日相続人不存在	登記原因 及びその日付	令和5年8月8日相続人不存在	24/2/15
		上記以外の 申請事項等	変更後の事項 共有者A登記名義人 戊市己町五丁目8番1号 亡A相続財産 申請人 亡A相続財産管理人 F	上記以外の 申請事項等	変更後の事項 共有者A登記名義人 戊市己町五丁目8番1号 亡A相続財産 申請人 亡A相続財産清算人 F	
同上	問題31の記述式、解答例の第1欄、2件目の表内	登記原因 及びその日付	令和4年4月12日相続	登記原因 及びその日付	令和6年4月12日相続	24/2/15
解答・解説 冊子 106	問題31の記述式、解答例の第1欄、3件目の表内	登記原因 及びその日付	令和4年5月20日特別縁故者不存在確定	登記原因 及びその日付	令和6年5月20日特別縁故者不存在確定	24/2/15
解答・解説 冊子 107	問題31の記述式、解答例の第2欄、1件目の表内	登記原因 及びその日付	令和4年1月5日本店移転	登記原因 及びその日付	令和6年1月5日本店移転	24/2/15
同上	問題31の記述式、解答例の第2欄、2件目の表内	登記原因 及びその日付	令和4年4月12日相続	登記原因 及びその日付	令和6年4月12日相続	24/2/15
解答・解説 冊子 108	問題31の記述式、解答例の第2欄、3件目の表内	登記原因 及びその日付	令和4年10月6日合意	登記原因 及びその日付	令和6年10月6日合意	24/2/15

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
解答・解説 冊子 109	問題31の記述式、〈事例分析及び申請すべき登記〉の2～17行目	<p>Aは令和3年1月8日に死亡したが、相続人のあることが明らかでなかった。</p> <p>民法951条は、相続人のあることが明らかでないときは、相続財産は、法人とする、と規定している。その場合、相続財産管理人が選任され（民952）、相続債権者及び受遺者への公告（民957Ⅰ）、相続人検索の公告（民958）といった手続が進んでいく。相続財産である甲土地に係る登記手続としては、まず、所有権の登記名義人をAから「法人」に変更することとなる。具体的には、Aの相続財産管理人が申請人となり、登記名義人を「亡A相続財産」とする所有権登記名義人氏名変更登記を申請するのである。なお、別紙3より、Aの死亡時の住所と登記記録上の住所は異なるが、その場合、登記の目的を「2番所有権登記名義人住所、氏名変更」として同時に申請する。</p> <p>登記原因日付はAが死亡した日となる。また、登記原因証明情報として、相続人の不存在を証する戸籍全部事項証明書等を提供することもできるが、家庭裁判所による相続財産管理人の選任審判書に①相続人不存在であること②被相続人の死亡年月日の2点が記載されていれば、これを提供すれば足りる、という取扱いがされている（この選任審判書は、相続財産管理人の代理</p>	<p>Aは令和5年1月8日に死亡したが、相続人のあることが明らかでなかった。</p> <p>民法951条は、相続人のあることが明らかでないときは、相続財産は、法人とする、と規定している。その場合、相続財産の清算人が選任され（民952Ⅰ）、その旨及び相続人があるならば一定の期間内にその権利を主張すべき旨が家庭裁判所によって公告される。この期間は、6ヶ月を下ることができない（民952Ⅱ）。相続財産である甲土地に係る登記手続としては、まず、所有権の登記名義人をAから「法人」に変更することとなる。具体的には、Aの相続財産の清算人が申請人となり、登記名義人を「亡A相続財産」とする所有権登記名義人氏名変更登記を申請するのである。なお、別紙3より、Aの死亡時の住所と登記記録上の住所は異なるが、その場合、登記の目的を「2番所有権登記名義人住所、氏名変更」として同時に申請する。</p> <p>登記原因日付はAが死亡した日となる。また、登記原因証明情報として、相続人の不存在を証する戸籍全部事項証明書等を提供することもできるが、家庭裁判所による相続財産の清算人の選任審判書に①相続人不存在であること②被相続人の死亡年月日の2点が記載されていれば、これを提供すれば足りる、という取扱いがされている（この選任審判書は、相続財産の清算人の代理</p>	24/2/15
同上	問題31の記述式、〈1件目の登記手続〉の4～9行目	<p>② 登記原因及びその日付 令和3年1月8日相続人存在 ③登記事項 変更後の事項 共有者A登記名義人 戊市己町五丁目8番1号 亡A相続財産 ④ 申請人 申請人 亡A相続財産管理人 F</p>	<p>② 登記原因及びその日付 令和5年1月8日相続人存在 ③登記事項 変更後の事項 共有者A登記名義人 戊市己町五丁目8番1号 亡A相続財産 ④ 申請人 申請人 亡A相続財産清算人 F</p>	24/2/15
解答・解説 冊子 110	問題31の記述式、上から2～9行目	<p>上述のとおり、相続財産管理人Fの選任審判書に、相続人存在であること及びAの死亡年月日が記載されていれば、戸籍全部事項証明書等の提供は要しない。【添付情報一覧】のチはこの要件を満たす。したがって、答案作成に当たっての注意事項2(8)より、アは記載しない。これに加えて、住所変更を証する情報として、Aの住民票の除票の写し（別紙3）の添付を要する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・代理権限証明情報 相続財産管理人Fの 	<p>上述のとおり、相続財産の清算人Fの選任審判書に、相続人存在であること及びAの死亡年月日が記載されていれば、戸籍全部事項証明書等の提供は要しない。【添付情報一覧】のチはこの要件を満たす。したがって、答案作成に当たっての注意事項2(8)より、アは記載しない。これに加えて、住所変更を証する情報として、Aの住民票の除票の写し（別紙3）の添付を要する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・代理権限証明情報 相続財産の清算人Fの 	24/2/15

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
同上	問題31の記述式、〈事例分析及び申請すべき登記〉の上から1～9行目	<p>【事実関係】 2より、Bは令和4年4月12日に死亡した。【事実関係に関する補足】 4より、次に解答すべきは、この相続事件に係る登記である。なお、Bは乙区1番の根抵当権の債務者でもあるが、問題文より、同年6月8日に受けた依頼は、「権利部の甲区のみに係る登記の申請手続等」であるため、根抵当権の債務者の相続による変更登記については問2において解答することになりそうだ、と目星をつけておく。</p> <p>別紙2より、Bの法定相続人は配偶者Cと子D・Eの計3名であり、法定相続分はCが4分の2、D・Eが各4分の1である。</p> <p>ここで、Eは未成年であることに注意が必要だ（別紙3より、平成29年1</p>	<p>【事実関係】 2より、Bは令和6年4月12日に死亡した。【事実関係に関する補足】 4より、次に解答すべきは、この相続事件に係る登記である。なお、Bは乙区1番の根抵当権の債務者でもあるが、問題文より、同年6月8日に受けた依頼は、「権利部の甲区のみに係る登記の申請手続等」であるため、根抵当権の債務者の相続による変更登記については問2において解答することになりそうだ、と目星をつけておく。</p> <p>別紙2より、Bの法定相続人は配偶者Cと子D・Eの計3名であり、法定相続分はCが4分の2、D・Eが各4分の1である。</p> <p>ここで、Eは未成年であることに注意が必要だ（別紙3より、令和2年1</p>	24/2/15
解答・解説 冊子 111	問題31の記述式、上から3行目	② 登記原因及びその日付 令和4年4月12日相続	② 登記原因及びその日付 令和6年4月12日相続	24/2/15
	問題31の記述式、〈事例分析及び申請すべき登記〉の上から2～3行目	法定期限である令和4年5月19日までに、その請求はなく、	法定期限（民958の2Ⅱ）である令和6年5月19日までに、その請求はなく、	24/2/15
解答・解説 冊子 112	問題31の記述式、上から2～7行目	最短でも13か月を要するため、登記原因日付は被相続人が死亡した日から13か月の経過後であることを要する（本問のケースでは、当然、この要件はクリアしている）。移転する持分は、C・D・Eの持分割合（2対1対1）に応じた比率により、C・D・Eにそれぞれ帰属することとなる。なお、民法255条に基づく他の共有者への持分帰属は法定移転であるから、この持分移転に係る相続財産管理人に対する	最短でも9か月を要するため、登記原因日付は被相続人が死亡した日から9か月の経過後であることを要する（本問のケースでは、当然、この要件はクリアしている）。移転する持分は、C・D・Eの持分割合（2対1対1）に応じた比率により、C・D・Eにそれぞれ帰属することとなる。なお、民法255条に基づく他の共有者への持分帰属は法定移転であるから、この持分移転に係る相続財産の清算人に対する	24/2/15
同上	問題31の記述式、〈3件目の登記手続〉、②の上から2行目	② 登記原因及びその日付 令和4年5月20日特別縁故者不存在確定	② 登記原因及びその日付 令和6年5月20日特別縁故者不存在確定	24/2/15
同上	問題31の記述式、〈3件目の登記手続〉、④の上から7～10行目	<ul style="list-style-type: none"> ・相続財産管理人Fの印鑑証明書 ・C、D及びEの住民票の写し ・代理権限証明情報 <p>相続財産管理人Fの選任審判書を提供する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・相続財産の清算人Fの印鑑証明書 ・C、D及びEの住民票の写し ・代理権限証明情報 <p>相続財産の清算人Fの選任審判書を提供する。</p>	24/2/15
解答・解説 冊子 113	問題31の記述式、〈事例分析及び申請すべき登記〉の上から6行目	令和4年1月5日に本店を移転しており、	令和6年1月5日に本店を移転しており、	24/2/15
同上	問題31の記述式、〈1件目の登記手続〉の上から4行目	② 登記原因及びその日付 令和4年1月5日本店移転	② 登記原因及びその日付 令和6年1月5日本店移転	24/2/15

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
解答・解説 冊子 114	問題31の記述式、〈事例分析及び申請すべき登記〉の上から21～23行目	仮に合意の登記をしないまま令和4年10月13日を迎えたとすれば、同年4月12日に元本が確定したとみなされるところであった。問題文より、登記申請日は令和4年10月12日であるから、	仮に合意の登記をしないまま令和6年10月13日を迎えたとすれば、同年4月12日に元本が確定したとみなされるところであった。問題文より、登記申請日は令和6年10月12日であるから、	24/2/15
解答・解説 冊子 115	問題31の記述式、〈2件目の登記手続〉の上から4行目	② 登記原因及びその日付 令和4年4月12日相続	② 登記原因及びその日付 令和6年4月12日相続	24/2/15
同上	問題31の記述式、〈3件目の登記手続〉の上から4行目	② 登記原因及びその日付 令和4年10月6日合意	② 登記原因及びその日付 令和6年10月6日合意	24/2/15

第2回

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
解答・解説 冊子 175	問題22の肢オの3～4行目	抵当権の順位の変更及び譲渡の登記は、	抵当権の順位の譲渡の登記は、	24/5/22

第3回

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
解答・解説 冊子iii	問題19の正答番号	5	3	24/5/22
解答・解説 冊子 238	問題5の肢オの2行目	間内は、いつでも、 株主総会 議事録の閲覧・謄写を	間内は、いつでも、 取締役会 議事録の閲覧・謄写を	24/5/22

第4回

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
解答・解説 冊子iv	問題6の正答番号	2	3	24/5/22
解答・解説 冊子 332	問題4の肢イの6行目	ない。賃借人は、 賃貸人 が妥当と判断して請求した額を	ない。賃借人は、 賃借人 が妥当と判断して請求した額を	24/5/22

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
同上	問題4の肢ウの8行目	その受領を拒否されたときは 弁済提供 すること	その受領を拒否されたときは 弁済供託 すること	24/5/22

第5回

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
解答・解説 冊子 44	問題18の肢ウの9行目	悪意であった場合、第1順位の動産売買の先取特権者であっても、	悪意であった場合、第1順位とされる動産質権者であっても、	24/5/22
問題冊子 22	問題22の肢アの3行目	を理由として、当該売買契約の解除をすることが できる 。	を理由として、当該売買契約の解除をすることが できない 。	24/4/17
解答・解説 冊子 51	問題22の肢アの3～4行目	を理由として、当該売買契約の解除をすることが できる 。	を理由として、当該売買契約の解除をすることが できない 。	24/4/17
問題冊子 27	問題27の肢エの1～2行目	認知の訴え提起することができる。	認知の 無効 の訴え提起することができる。	24/4/17
解答・解説 冊子 65	問題27の肢エの2行目	認知の訴え提起することができる。	認知の 無効 の訴え提起することができる。	24/4/17

第7回

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
問題冊子 30	問題30の肢オの1行目	特例有限会社について、会社法第427条第1項の規定によって	特例有限会社について、会社法第472条第1項の規定によって	24/5/22
解答・解説 冊子 269	問題30の肢オの1行目	特例有限会社について、会社法第427条第1項の規定によって	特例有限会社について、会社法第472条第1項の規定によって	24/5/22
解答・解説 冊子 270	問題30の肢オの1行目	特例有限会社については、会社法427条の規定は、	特例有限会社については、会社法472条の規定は、	24/5/22

模擬試験

午後の部

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
問題冊子 38	第36問の〔事実関係に関する補足〕の7	7 令和6年4月1日現在の甲土地の課税標準の額は1,200円とする。	7 令和6年4月1日現在の甲土地の課税標準の額は1,200万円とする。	24/6/26
解答・解説 冊子 170	第36問の〔事実関係に関する補足〕の7	7 令和6年4月1日現在の甲土地の課税標準の額は1,200円とする。	7 令和6年4月1日現在の甲土地の課税標準の額は1,200万円とする。	24/6/26
解答・解説 冊子 190	第36問の解答例第2欄(1)「上記以外の申請事項等」の「義務者」	義務者 B E	義務者 G E	24/7/1